

☐ 特定相談支援事業者

自主点検シート [令和8年7月版]

☐ 障害児相談支援事業者

⌞ 該当する種別の□を■に又はチェックを入れてください。

事業所番号		運営法人名	
事業所名		法人代表者名	
管理者名		記入者名	
所在地	志木市	記入年月日	
電話番号		E-MAIL	

志木市 福祉部 福祉監査室

TEL : 048-456-5365 (直通)

E-mail : fukushi-kansa@city.shiki.lg.jp

自主点検シートについて

- ・ 利用者に適切な計画相談支援及び障害児相談支援に係るサービスを提供するためには、事業者自らが、人員・運営基準に適合しているかどうか、計画相談支援及び障害児相談支援に係る給付費の請求が算定要件を満たして適正に行われているかどうかなどについて、日常的に確認することが重要です。
- ・ この自主点検シートを活用して、事業所の運営状況について、毎年、定期的な点検をお願いします。
- ・ 市が**運営指導**を行う際には、事前に事業所でこの自主点検シートを使って点検をいただき、**運営指導**の前に提出をお願いします。当日は、このシートに沿って運営状況を確認しますので、事業所の方でもシートの写しを保管しておいてください。
- ・ 「点検結果」欄は、該当する項目（いる・いない・非該当・適合・不適合）の口を■に、又は手書きの場合はチェックを入れてください。基準等に不適合の場合は、右枠の「不適合の場合：その状況・改善方法」欄に簡潔に記載してください。

※「確認事項」欄の**ゴシック体**で書かれた部分は、**令和6年4月以降の改正部分又は追加部分**です。

※「根拠法令等」欄の説明（条及び項の番号（第○条第○項）等の表記に当たり、「第」の表記は省略しています。）

- 法： 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
児福祉法： 児童福祉法
規則： 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則
児福祉規則： 児童福祉法施行規則
基準： 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第28号）
基準通知： 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第22号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）**【最終改正：令和6年3月29日】**
児基準： 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第29号）**【最終改正：令和6年1月25日】**
児基準通知： 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第23号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）**【最終改正：令和3年3月30日】**
費用： 障害者の日常生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第125号）
費用通知： 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）**【最終改正：令和6年3月29日】**
児費用： 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号）**【最終改正：令和6年3月15日】**
児費用通知： 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）**【最終改正：令和3年3月15日】**
平成27年厚生労働省告示第180号： 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準
平成27年厚生労働省告示第181号： 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準
Q&A： 厚生労働省から出されたQ&A

※ 市では、「障がい」を人の個性のひとつとして、積極的に捉えようとする考え方に立ち、「害」の文字が持つマイナスイメージを払しょくしたいとの思いで、「障害」を「障がい」と表記しています。

ただし、法令等の名称や「障害児相談支援」、「障害児支援利用援助」、「障害児支援利用計画」、「障害児通所支援」、「障害福祉サービス」、「障害者支援施設」など法令等で規定されている用語については、そのままの表記としています。

※ 事業種別の略称 **【特定相談】**：特定相談支援事業、**【児相談】**：障害児相談支援事業

(目次)

第1 基本方針	
1 基本方針	4
第2 人員基準	
1 従業者	5
2 管理者	7
3 従たる事業所	8
第3 運営基準	
1 運営規程	9
2 内容及び手続の説明及び同意	9
3 契約内容の報告等	9
4 提供拒否の禁止	10
5 サービス提供困難時の対応	10
6 受給資格の確認	10
7 支給・給付決定の申請に係る援助	10
8 身分を証する書類の携行	11
9 給付費の額等の受領	11
10 利用者負担額に係る管理	11
11 給付費の額に係る通知等	11
12 相談支援の具体的取扱方針	11
13 計画等の書類の交付	18
14 市町村への通知	18
15 管理者の責務	18
16 勤務体制の確保等	19
17 業務継続計画の作成等	19
18 設備及び備品等	20
19 衛生管理等	20
20 掲示等	21
21 秘密保持等	22
22 広告	22
23 利益収受等の禁止	22
24 苦情解決	23
25 事故発生時の対応	24
26 会計の区分	24
27 記録の整備	24
28 虐待の防止	25

第4 計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費	
1 基本的事項	27
2 【特定相談】サービス利用支援費	28
3 【特定相談】継続サービス利用支援費	32
4 【児相談】障害児支援利用援助費	33
5 【児相談】継続障害児支援利用援助費	34
6 【特定相談】居宅介護支援費等重複減算	35
7 情報公表未報告減算	35
8 業務継続計画未策定減算	36
9 虐待防止未措置未実施減算	36
10 加算共通	36
11 特別地域加算	38
12 地域生活支援拠点等機能強化加算	38
13 利用者負担上限額管理加算	39
14 初回加算	39
15 主任相談支援専門員配置加算	40
16 入院時情報連携加算	41
17 退院・退所加算	42
18 【特定相談】居宅介護支援事業所等連携加算	42
19 【児相談】保育・教育等移行支援加算	44
20 医療・保育・教育機関等連携加算	45
21 集中支援加算	46
22 サービス担当者会議実施加算	48
23 サービス提供時モニタリング加算	48
24 行動障害支援体制加算	49
25 要医療児者支援体制加算	51
26 精神障害者支援体制加算	52
27 高次脳機能障害支援体制加算	53
28 ピアサポート体制加算	54
29 地域生活支援拠点等相談強化加算	54
30 地域体制強化共同支援加算	55
31 遠隔地訪問加算	56
32 福祉・介護職員等処遇改善加算	57
第5 その他	
1 変更の届出	58
2 障害福祉サービス情報の公表	58
3 法令遵守等の業務管理体制整備	58
【参考資料】	
各相談支援事業の内容	62
相談支援専門員の要件	64
主任相談支援専門員の要件	67
強度行動障害者支援者養成研修(実践研修)の研修内容	67
相談支援に関するQ&A (令和3年4月8日、抜粋)	68
内閣府・厚生労働省・埼玉県・市のホームページ	71

該当する種別ごとに、点検項目欄に次のとおり記載された項目を点検してください。

特定相談支援事業者	【特定相談】又は【児相談】の記載がない 共通項目	+	【特定相談】と記載された項目
障害児相談支援事業者			【児相談】と記載された項目

点検項目 根拠法令等	確認事項	点検結果	不適合の場合: その状況・改善方法
第1 基本方針			
【特定相談】 1-1 基本方針 基準2条	1) 事業は、利用者又は障がい児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行っていますか。	☐ いる ☐ いない	
	2) 事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行われていますか。	☐ いる ☐ いない	
	3) 事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われていますか。	☐ いる ☐ いない	
	4) 事業は、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われていますか。	☐ いる ☐ いない	
	5) 市町村、障害福祉サービス事業を行う者、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者その他の関係者との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めていますか。	☐ いる ☐ いない	
	6) 特定相談支援事業者は、利用者が指定計画相談支援を利用することにより、地域の教育、就労等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての者が共生することができるよう、地域社会への参加や包摂の推進に努めるとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の希望を踏まえて障害者支援施設、精神科病院等から地域生活への移行の推進に努めていますか。	☐ いる ☐ いない	
	7) 自らその提供する計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	☐ いる ☐ いない	
	8) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。	☐ いる ☐ いない	
	9) 指定計画相談支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、福祉サービス等を提供する者との密接な連携に努めていますか。	☐ いる ☐ いない	
【児相談】 1-2 基本方針 児基準で該当する 条番号は、基準での 条番号と同じである ため、省略してい る。 児基準通知での該当 する項目番号は、基 準通知での項目番号 と同じであるため、 省略している。 （以下同じ）	1) 事業は、障がい児又は障がい児の保護者（以下「障がい児等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に当該障がい児等の立場に立って、行われていますか。	☐ いる ☐ いない	
	2) 事業は、障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行われていますか。	☐ いる ☐ いない	
	3) 事業は、障がい児の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、障がい児等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われていますか。	☐ いる ☐ いない	
	4) 事業は、当該障がい児等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害児通所支援事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われていますか。	☐ いる ☐ いない	
	5) 市町村、障害児通所支援事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めていますか。	☐ いる ☐ いない	
	6) 自らその提供する障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	☐ いる ☐ いない	
	7) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。	☐ いる ☐ いない	
	8) 指定計画相談支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、福祉サービス等を提供する者との密接な連携に努めていますか。	☐ いる ☐ いない	

第2 人員基準			
1 従業者 基準3条 基準通知 2 1 (1)	1) 事業所ごとに専らその職務に従事する相談支援専門員を1人以上置いていますか。	☐ いる ☐ いない	
	計画相談支援（障害児相談支援）の業務に支障がない場合は、当該特定相談支援事業所（当該障害児相談支援事業所）の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとされています。		
	① 相談支援専門員（第1項） ア 配置基準 ※ 相談支援専門員は、原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事させてはならない。この場合のサービス提供時間帯とは、相談支援専門員の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該相談支援専門員の常勤・非常勤の別を問わない。 ※ 兼務について、例えば、サービス提供時間帯において、計画相談支援（障害児相談支援）の業務に支障がない場合は、当該事業所の管理者や、併設する事業所の業務等に従事することができる。		
	2) 相談支援専門員は、他の事業所、施設等の業務を兼務していますか。 ●兼務の状況： 事業所名： 職名： 1週当たりの勤務時間数： 時間	☐ いる ☐ いない	
【特定相談】 イ 兼務 ※ 障害児相談支援事業所、一般相談支援事業所、自立生活援助事業所、 基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業等の業務と兼務する場合（ただし、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業等の業務と兼務する場合については、当該業務を委託する市町村等が認める場合に限る。） については、業務に支障がない場合として認めるものとする。			
ウ 兼務に係る留意点 ※ 計画相談支援の実施に当たっては、中立公正性を担保することが重要である。 相談支援専門員が担当する利用者が利用する障害福祉サービス事業所（自立生活援助事業所を除く。）、障害者支援施設等又は基準該当障害福祉サービス事業所（以下「障害福祉サービス事業所等」という。）の業務と兼務する場合については、障害福祉サービス事業所等との中立性の確保や、障害福祉サービス事業所等と異なる視点での検討が欠如しかねないことから、次に掲げる場合を除き、当該利用者が利用する障害福祉サービス事業所等の業務と兼務しない相談支援専門員が継続サービス利用支援を実施することを基本とする。（支給決定の更新又は支給決定の変更に係るサービス利用支援について同じ。） - a 身近な地域に特定相談支援事業者がない場合 - b 支給決定又は支給決定の変更によりサービス内容に著しく変動があった者のうち、当該支給決定等から概ね3か月以内の場合（サービス利用支援とその直後の継続サービス利用支援は一体的な業務であること、また、特定相談支援事業者の変更に当たっては利用者が別の事業者と契約を締結し直すことが必要となるため、一定期間を猶予する。） - c その他市町村がやむを得ないと認める場合			
【児相談】 ※ 特定相談支援事業所、一般相談支援事業所、自立生活援助事業所、 基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業所等の業務と兼務する場合（ただし、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業等の業務と兼務する場合については、当該業務を委託する市町村が認める場合に限る。） については、業務に支障がない場合として認めるものとする。			
※ 障害児相談支援の実施に当たっては、中立公正性を担保することが重要である。 相談支援専門員が担当する障がい児等が利用する障害児通所支援事業所、基準該当障害児通所支援事業所、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設又は基準該当障害福祉サービス事業所（以下「障害児通所支援事業所等」という。）の業務と兼務する場合については、障害児通所支援事業所等との中立性の確保や、障害児通所支援事業所等と異なる視点での検討が欠如しかねないことから、次に掲げる場合を除き、当該障がい児等が利用する障害児通所支援事業所等の業務と兼務しない相談支援専門員が継続障害児支援利用援助を実施することを基本とする。（通所給付決定の更新又は通所給付決定の変更に係る障害児支援利用援助について同じ。） - a 身近な地域に障害児相談支援事業者がない場合 - b 通所給付決定又は通所給付決定の変更によりサービス内容に著しく変動があった者のうち、当該通所給付決定等から概ね3か月以内の場合（障害児支援利用援助とその直後の継続障害児支援利用援助は一体的な業務であること、また、障害児相談支援事業者の変更に当たっては、障がい児の保護者が別の事業者と契約を締結し直すことが必要となるため、一定期間を猶予する。） - c その他市町村がやむを得ないと認める場合			

3) 相談支援専門員の員数の基準は、計画相談支援対象障害者等の数（障害児相談支援対象保護者の数）が35又はその端数を増すごとに1となっていますか。	☐ いる ☐ いない	
※② 相談支援専門員の標準数（第2項・第3項） ※ 相談支援専門員の配置は「1か月平均」の「利用者の数」が35件に対して1人を標準とするものであり、利用者の数が35件又はその端数を増すごとに増員することが望ましい。 ※ 「1か月平均」とは、当該月の前6月間の利用者の数を6で除して得た数を指すものである。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。 ※ 「利用者の数」とは、「サービス利用支援又は継続サービス利用支援を提供した計画相談支援対象障害者等の数」（「障害児支援利用援助又は継続障害児支援利用援助を提供した障害児相談支援対象保護者の数」）を指す。 特定相談支援事業者と障害児相談支援事業者の指定を併せて受け、かつ、同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、「サービス利用支援又は継続サービス利用支援を提供した計画相談支援対象障害者等の数」と「障害児支援利用援助又は継続障害児支援利用援助を提供した障害児相談支援対象保護者の数」の合計数とする。		
4) 相談支援専門員は、厚生労働大臣が定める「実務経験」及び「研修修了」の要件をいずれも満たしていますか。	☐ いる ☐ いない	
※ 相談支援専門員として配置するに当たっての要件（詳しくは、P64～66を参照のこと） [実務経験の要件] 障がい者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務に従事した期間が3～10年（業務内容によって期間は異なる） [研修修了の要件] 相談支援従事者初任者研修等を修了し、終了した年度の翌年度を初年度として、以降5年度ごとに相談支援従事者現任研修又は主任相談支援専門員研修を修了していること		
5) 特定相談支援事業者（障害児相談支援事業者）は、次に掲げる要件をいずれも満たす場合には、特定相談支援事業所に相談支援員（専ら特定相談支援事業所の職務に従事する者であって社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものをいう。以下同じ。）を置くことができる。この場合において、特定相談支援事業者は、相談支援員を、指定障害児相談支援若しくは指定地域相談支援の事業を行う事業所又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第二百六条の十三に規定する自立生活援助の事業を行う事業所の職務その他これに類する職務に従事させることができるものとする。		
※下記の①②の要件を満たしていますか。※相談支援員として配置するに当たっての要件		
① 該指定特定相談支援事業所が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する額の算定に関する基準に基づき、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準（平成二十七年厚生労働省告示第百八十号）第一号イからニまでに掲げる基準のいずれかに適合していますか。	☐ いる ☐ いない	
※（平成二十七年厚生労働省告示第百八十号）第一号イからニ） イ 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を三名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。 ロ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。 ハ 二十四時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。 ニ 指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、イに規定する相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。		
② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者（平成三十年厚生労働省告示第百十五号）に該当する者（当該指定に係る特定相談支援事業所の相談支援専門員として職務に従事する者に限る。）により相談支援員に対して指導及び助言が行われる体制が確保していますか。	☐ いる ☐ いない	
※③相談支援員（第4項及び第5項） ア 事業者要件 指定特定相談支援事業者（指定障害児相談支援事業者）は、次に掲げる要件をいずれも満たす場合には、相談支援員を置くことができる。 なお、当該要件については、相談支援員を配置している期間において継続的に満たすことを要するが、やむを得ない理由により一時的に要件を満たさない場合であって、かつ、今後速やかに要件を満たすことが見込まれる場合には、この限りではない。		

	a 当該指定特定相談支援事業所（当該指定障害児相談支援事業所）が機能強化型サービス利用支援費（機能強化型障害児支援利用援助費）の算定要件を満たしていること。 b 当該指定特定相談支援事業所（当該指定障害児相談支援事業所）に配置される主任相談支援専門員により、相談支援員に対して指導及び助言が行われる体制が確保されていること。具体的には、次に掲げるいずれの要件も満たす体制が整備されていることとする。 (a) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の開催 (b) 全ての相談支援員に対する主任相談支援専門員の同行による研修の継続的な実施 (c) 当該相談支援事業所（当該障害児相談支援事業所）の全ての相談支援員に対する、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的とした指導、助言 イ 相談支援員の要件 配置される相談支援員については、専ら当該指定特定相談支援事業所（当該指定障害児相談支援事業所）の職務に従事する者である者であって、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものであることが必要である。 ウ 相談支援員の兼務 相談支援員については、原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の業務に従事させてはならない。ただし、一体的に管理運営される指定障害児相談支援事業所（指定特定相談支援事業所）、指定一般相談支援事業所、指定自立生活援助事業所その他これに類する業務に従事させることはできるものとしており、その他これに類する業務とは、基幹相談支援センター及び障害者相談支援事業等の業務とする。もっとも、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業等の業務と兼務する場合については、当該業務を委託する市町村等が認める場合に限る。 なお、相談支援員の兼務に係る留意点については、●第一の1の(1)の①のウの規定と同様である。
	6) 5) の規定により相談支援員を置く場合における第十一条、第十五条第一項第一号、第二項第一号から第九号まで及び第三項、第十五条の二、第十八条、第二十条第一項から第三項まで、第二十三条第一項並びに第二十六条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「相談支援専門員」とあるのは「相談支援専門員又は相談支援員」と読み替えるものとする。 ●※ 第十一条（身分を証する書類の携行） ※ 第十五条第一項第一号、第二項第一号から第九号まで及び第三項（指定計画相談支援の具体的取扱方針） ※ 第十五条の二（テレビ電話装置等の活用） ※ 第十八条（管理者の責務） ※ 第二十条第一項から第三項（勤務体制の確保等） ※ 第二十三条第一項（掲示等） ※ 第二十六条第一項及び第二項（障害福祉サービス事業者等からの利益收受等の禁止）
2 管理者	事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置いていますか。 ☐ いる ☐ いない ただし、特定相談支援事業所（障害児相談支援事業所）の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとされています。 ●他の事業所等の兼務状況： 事業所名： 職名： 1週当たりの勤務時間数： 時間
基準4条 基準通知 2 1 (2)	※ 指定特定相談支援事業所の管理者は、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、当該指定特定相談支援事業所の他の業務や、併設する事業所の業務等を兼ねることができるものとする。 ア 当該指定特定相談支援事業所（当該指定障害児相談支援事業所）の従業者としての業務に従事する場合 イ 当該指定特定相談支援事業所（当該指定障害児相談支援事業所）以外の他の事業所の管理者又は従業者としての業務に従事する場合であって、当該他の事業所の管理者又は従業者としての業務に従事する時間帯も、当該指定特定相談支援事業所（当該指定障害児相談支援事業所）の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握し、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を支障なく行うことができ、また、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合 ※ また、当該指定特定相談支援事業所（当該指定障害児相談支援事業所）に併設され、一体的に管理運営する事業所における管理者又は指定障害児相談支援事業所（指定特定相談支援事業所）、指定自立生活援助事業所若しくは指定一般相談支援事業所の業務と兼務する場合については、管理業務に支障がない場合として認めるものとする。 ※ 管理者は、指定計画相談支援の従業者である必要はないものである。

3 従たる事業所 基準4条の2 基準通知 2 1 (3)	主たる事業所のほか、一体的かつ独立したサービス提供の場として、一又は複数の「従たる事業所」を設置していますか。	☐ いる ☐ いない	
	なお、これらを一つの事業所として指定を受ける場合、次の①及び②の要件を満たす必要があります。 ① 人員及び設備に関する要件 ア) 「従たる事業所」において専従の従業者が1人以上確保されていること。 イ) 「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離が概ね30分以内で移動可能な距離であって、相談支援専門員の業務の遂行上支障がないこと。 ウ) 利用者の支援に支障がない場合には、基準に定める設備の全部又は一部を設けないこととしても差し支えないこと。 ② 運営に関する要件 ア) 利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。 イ) 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合には随時、主たる事業所と従たる事業所との間で相互支援が行える体制（例えば、当該従たる事業所の従業者が急病の場合等に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。 ウ) 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。 エ) 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。 オ) 人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、主たる事業所と当該従たる事業所間の会計が一元的に管理されていること。 ③ 離島等の特例 特別地域（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域（平成21年厚生労働省告示第176号）に定める地域をいう。以下同じ。）に事業所が所在する場合であって、広域で相談支援体制を整備する必要があると各事業所が所在する市町村が認めた場合は、「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離が移動に概ね30分以上を要する距離の場合であっても、同一都道府県内で従たる事業所を設置することを可能とする。この場合において、都道府県協議会において、当該事業所の適正な運営が図られるように検討するとともに、都道府県が地域生活支援事業の都道府県相談支援体制整備事業の実施等により、当該地域の相談支援体制の整備等に関する助言等を行うことが望ましいため、都道府県及び市町村と必要な連携を図りつつ、事業の運営に努めること。		

第3 運営基準		
1 運営規程 基準19条 基準通知 2 2 (15)	事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めていますか。 ①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務内容 ※相談支援専門員、相談支援員、とその他の従業者に区分し、員数及び職務の内容を記載する。 ③営業日及び営業時間 ④計画相談支援（障害児相談支援）の提供方法及び内容並びに計画相談支援対象障害者等（障害児相談支援対象保護者）から受領する費用及びその額 ※サービスの内容及び相談を受ける場所、課題分析の手順等を記載する。なお、受領する費用及びその額は、計画相談支援給付費（障害児相談支援給付費）のほかに、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して計画相談支援（障害児相談支援）を提供する場合に要する交通費を指す。 ⑤通常の事業の実施地域 ※客観的にその区域が特定されるものとする。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではない。 ⑥事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類 ※障がいの種類にかかわらず利用者を受け入れることを基本とするが、サービスの専門性を確保するためやむを得ないと認められる場合においては、事業の主たる対象とする障がいの種類を特定して事業を実施することも可能である。 ⑦虐待の防止のための措置に関する事項 ※具体的には、次に掲げる事項等を指すものであること。a)虐待の防止に関する担当者の選定、b)成年後見制度の利用支援、c)苦情解決体制の整備、d)従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や計画など）等を定める。 ⑧その他運営に関する重要事項 ※指定計画相談支援事業所（指定障害児相談支援事業所）が市町村により地域生活支援拠点等（法第77条第4項に規定する地域生活支援拠点等をいう。以下同じ。）として位置付けられている場合は、その旨を明記すること。	☐ いる ☐ いない
2 内容及び 手続の説明 及び同意 基準5条 基準通知 2 2 (1)	1) 利用の申込があったときは、利用申込者の障がいの特性（利用申込者に係る障がい児の障がいの特性）に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（※）を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ていますか。 ※ 重要事項 ①運営規程の概要、②従業者の勤務体制、③事故発生時の対応、④苦情処理の体制 等 ※ サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、当該事業所の重要事項について、利用申込者の障がいの特性（利用申込者に係る障がい児の障がいの特性）に応じ、適切に配慮されたわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所からサービスの提供を受けることにつき、当該利用申込者の同意を得なければならない。 ※ 利用申込者及び事業所双方の保護の立場から書面（重要事項説明書等）によって確認することが望ましい。 2) 利用申込者との間でサービス提供に係る契約が成立したときは、利用者申込者の障がいの特性（利用申込者に係る障がい児の障がいの特性）に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法第77条第1項の規定に基づき、以下の内容を記載した書面を交付していますか。 ※ 利用契約書に記載する項目 ①当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地 ②当該事業の経営者が提供するサービスの内容 ③当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 ④サービスの提供開始年月日 ⑤サービスに係る苦情を受け付けるための窓口 ※ 利用申込者の承諾を得た場合には当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。 ※ 利用契約書の事業者側の契約当事者は、事業所（管理者）ではなく、事業者としての法人になる。	☐ いる ☐ いない
3 契約内容 の報告等 基準6条 基準通知 2 2 (2)	1) 利用契約をしたときは、契約成立した旨を市町村に対し遅滞なく報告していますか。 2) サービス等利用計画（障害児支援利用計画）を作成したときは、その写しを市町村に対し遅滞なく提出していますか。 ※ モニタリング結果については、以下に掲げる場合その他必要な場合に市町村に報告すること。 ①支給決定（通所給付決定）の更新や変更が必要となる場合	☐ いる ☐ いない ☐ いる ☐ いない

	②対象者の生活状況の変化からモニタリング期間の変更が必要な場合 ③モニタリング 実施月 を設定し直す必要がある場合		
4 提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。	☐ いる ☐ いない	
基準7条 基準通知 2 2 (3)	※ 原則として、利用申込みに対して応じなければならず、特に、障害支援区分（障がいの程度）や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することは禁止されている。 ※ サービスの提供を拒むことのできる正当な理由 ① 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合 ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③ 当該事業所の運営規程において主たる対象とする障がいの種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合 ④ その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合 等 ※ 行動障害支援体制加算、要医療児者支援体制加算、精神障害者支援体制加算 又は高次脳機能障害支援体制加算（以下「体制整備加算」という。） を算定している事業者にあつては、算定している各加算に対応した強度行動障害を有する障がい児者、医療的ケアが必要な障がい児者、精神障がい児者を有する障がい児者 又は高次脳機能障害 を有する障がい児者からの利用申込みがあった場合に、利用者の障がい特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認められない。		
5 サービス提供困難時の対応	通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者（利用申込者及び利用申込者に係る障がい児）に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定特定相談支援事業者（障害児相談支援事業者）の紹介その他の必要な措置を講じていますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 非該当	
【特定相談】 6-1 受給資格の確認	1) サービスの提供を求められた場合は、受給者証又は地域相談支援受給者証によって、計画相談支援給付費の支給対象者であること、 モニタリング 期間、支給決定又は地域相談支援給付決定の有無、支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定の有効期間、支給量又は地域相談支援給付量など、サービス等利用計画の作成やモニタリングの実施に当たり必要な事項を確かめていますか。	☐ いる ☐ いない	
基準9条 基準通知 2 2 (5)	※ 指定特定相談支援事業者は、現に支給決定又は地域相談支援給付決定（以下単に「 支給決定 」という。）を受けている計画相談支援対象障害者等に対する指定計画相談支援の提供に際し、当該計画相談支援対象障害者等の提示する受給者証又は地域相談支援受給者証によって、計画相談支援対象障害者等であること、モニタリング期間、支給決定の有無及び支給決定の有効期間、支給量又は地域相談支援給付量等サービス等利用計画の作成やモニタリングの実施に当たり必要な事項を確かめなければならない。		
	2) 支給決定を受けていない障がい者等について、サービス等利用計画案を作成するときは、当該障がい者等の提示する市町村が通知したサービス等利用計画案提出依頼書によって、市町村からサービス等利用計画案の提出の依頼を受けた者であることを確かめていますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 非該当	
【児相談】 6-2 受給資格の確認	1) サービスの提供を求められた場合は、通所受給者証によって、障害児相談支援給付費の支給対象者であること、モニタリング期間、通所給付決定の有無、通所給付決定の有効期間、支給量など、障害児支援利用計画の作成やモニタリングの実施に当たり必要な事項を確かめていますか。	☐ いる ☐ いない	
	2) 通所給付決定を受けていない障がい児の保護者について、当該障がい児に係る障害児支援利用計画案を作成するときは、当該障がい児の保護者の提示する市町村が通知した障害児支援利用計画案提出依頼書によって、市町村から障害児支援利用計画案の提出の依頼を受けた障がい児の保護者であることを確かめていますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 非該当	
7 支給・給付決定の申請に係る援助	支給決定又は地域相談支援給付決定（通所給付決定）に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定の有効期間（通所給付決定の有効期間）の終了に伴う支給決定又は地域相談支援給付決定の申請（通所給付決定の申請）について、必要な援助を行っていますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 非該当	
基準10条 基準通知 2 2 (6)	※ 利用者の支給決定に係る支給期間の終了に伴い、引き続き当該利用者（当該障がい児の保護者）がサービスを利用する意向がある場合には、市町村の標準処理期間を勘案し、あらかじめ余裕をもって当該利用者（当該障がい児の保護者）が支給申請を行うことができるよう申請勧奨等の必要な援助を行うことを定めたものである。		

8 身分を証する書類の携行 基準11条 基準通知 2 2 (7)	当該事業所の相談支援専門員に身分を証する書類(身分を明らかにする証書や名札等)を携行させ、初回(訪問時及び利用者障がい児)又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。 ※ 身分を明らかにする証書や名札等には、事業所の名称、当該従業者の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。	☐ いる ☐ いない	
9 給付費の額等の受領 基準12条 基準通知 2 2 (8)	1) 法定代理受領を行わないサービスを提供した際は、計画相談支援対象障害者等(障害児相談支援対象保護者)から当該サービスに係る計画相談支援給付費(障害児相談支援給付費)の額の支払いを受けていますか。 2) 計画相談支援対象障害者等(障害児相談支援対象保護者)の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅においてサービスを提供する場合は、交通費(移動に要する実費)の支払を受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。 ※ 当該費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、計画相談支援対象障害者等(障害児相談支援対象保護者)に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得なければならない。 3) 1)、2)の費用の支払を受けた場合、当該費用に係る領収書を計画相談支援対象障害者等(障害児相談支援対象保護者)に対し、交付していますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 非該当	
10 利用者負担額に係る管理 基準13条	1) サービスを提供している計画相談支援対象障害者等(障害児相談支援対象保護者)に係る障がい児が当該計画相談支援(当該障害児相談支援)と同一の月に受けた障害福祉サービス等(通所支援)につき利用者負担額合計額を算定していますか。 ※ 具体的な取扱い方法は、次の事務処理要領に示されている。 「介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領)」(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部) 「障害児通所給付費に係る支給決定事務等について(事務処理要領)」(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部) 2) 利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該計画相談支援対象障害者等(当該障害児相談支援対象保護者)及び当該計画相談支援対象障害者等(当該障害児相談支援対象保護者)に係る障がい児に対し障害福祉サービス等(通所支援)を提供した障害福祉サービス事業者等(障害児通所支援事業者)に通知していますか。	☐ いる ☐ いない	
11 給付費の額に係る通知等 基準14条	1) 法定代理受領により計画相談支援に係る計画相談支援給付費(障害児相談支援に係る障害児相談支援給付費)の支給を受けた場合は、計画相談支援対象障害者等(障害児相談支援対象保護者)に対し、当該計画相談支援給付費(障害児相談支援給付費)の額を通知していますか。 ※ 通知には、通知日、サービス提供年月(必要に応じてサービス提供の内訳)、給付費の受領日・代理受領した給付費の額等を記載する。 2) 法定代理受領を行わない計画相談支援に係る費用(障害児相談支援に係る費用)の額の支払を受けた場合は、その提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を計画相談支援対象障害者等(障害児相談支援対象保護者)に対して交付していますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 非該当	
12 相談支援の具体的な取扱い方針 基準15条 基準通知 2 2 (11)	※ 具体的な取扱い方針は、利用者(障がい児)に係るアセスメントの実施、サービス等利用計画案(障害児支援利用計画案)の作成、サービス担当者会議の開催、サービス等利用計画(障害児支援利用計画)の作成、サービス等利用計画(障害児支援利用計画)の実施状況の把握などの計画相談支援(障害児相談支援)を構成する一連の業務のあり方並びに当該業務を行う相談支援専門員及び相談支援員の責務を明らかにしたものである。 なお、相談支援員が業務を行う場合、当該相談支援員に対して指導及び助言を行う主任相談支援専門員等が当該相談支援員の業務の状況等を把握し、助言等を定期的に行う体制を確保した上で利用者に対する支援を行う必要がある。また、相談支援員については、次に掲げる業務のうち、★10) から★14) まで及び(P17 ★「計画及びモニタリング期間変更」)の業務を単独で行うことはできないものであるが、当該主任相談支援専門員等が行うこれらの業務場面に同行した上で、利用者に対する支援のプロセス全体に関与することが必要である。 1) 管理者は、相談支援専門員に基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する業務(障害児支援利用計画の作成に関する業務)を担当させていますか。	☐ いる ☐ いない	

	2) 指定計画相談支援の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮していますか。	☐ いる ☐ いない	
	【児相談】 2) 指定障害児相談支援が、障がい児の意思を尊重し、障がい児の最善の利益の保障の下で行われることが重要であることに鑑み、障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、サービスの提供に当たり、障がい児及びその保護者の意思をできる限り尊重していますか。		
	3) サービスの提供に当たっては、利用者等（障がい児等）の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者（障がい児等）又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障がいを有する者（同じ障がいを有する障がい児の家族）による支援等適切な手法を通じて行っていますか。	☐ いる ☐ いない	
	※ 利用者（障がい児）及びその家族の主体的な参加及び自らの課題の解決に向けての意欲の醸成と相まって行われることが重要である。 このためには、計画相談支援（障害児相談支援）について利用者（障がい児）及びその家族の十分な理解が求められるものであり、相談支援専門員は、計画相談支援（障害児相談支援）を懇切丁寧に行うことを旨とし、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うことが肝要である。 また、必要に応じ、同じ障がいを有する者（同じ障がいを有する障がい児の家族）による支援等適切な手法を通じて行うこととする。		
	【注】 以下の★印に規定するケアマネジメントの業務が行われていない場合は、減算となる。		
①サービス利用支援（【児相談】障害児支援利用援助）の方針	※ 当該方針は、「第1 基本方針」（P 3）及び「12 相談支援の具体的取扱方針」の 1）～ 2）に規定する方針に基づき、以下に掲げるところによる。		
	1) 相談支援専門員は、サービス等利用計画（障害児支援利用計画）の作成に当たっては 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ 、利用者（障がい児等）の意見を尊重し、障がい児の希望等を踏まえて作成するよう努めていますか。	☐ いる ☐ いない	
	※ その際、「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドラインについて」（平成29年3月31日付け障発0331第15号。以下「意思決定支援ガイドライン」という。）を踏まえて、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、意思決定支援ガイドラインに掲げる次の基本原則に十分に留意しつつ、利用者の意思決定の支援に配慮すること。 ア 本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行う。 イ 職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するように努める姿勢が求められる。 ウ 本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、様々な情報を把握し、根拠を明確にしなが意思及び選好を推定する。 なお、相談支援専門員については、利用者の意思決定支援を適切に行うため、都道府県が実施する相談支援専門員を対象にした専門コース別研修の意思決定支援コースを受講することが望ましい。		
継続的・計画的なサービス利用	2) 相談支援専門員は、サービス等利用計画（障害児支援利用計画）の作成に当たっては、利用者（障がい児）の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者（障がい児）の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようにしていますか。	☐ いる ☐ いない	
	※ 継続が困難な、あるいは必要性に乏しい福祉サービス等の利用を助長することがあってはならない。		
総合的な計画	3) サービス等利用計画（障害児支援利用計画）の作成に当たっては、利用者（障がい児）の日常生活全般を支援する観点及び インクルージョンの観点 から、障害福祉サービス等又は地域相談支援（通所支援）に加えて、障害福祉サービス等又は地域相談支援以外（通所支援以外）の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス等利用計画（障害児支援利用計画）上に位置付けるよう努めていますか。	☐ いる ☐ いない	
	※ 計画の作成又は変更にあたっては、利用者（障がい児）及びその家族の希望やアセスメントに基づき、障害福祉サービス等以外（通所支援以外）の、例えば、保健医療サービス、地域生活支援事業等の市町村が一般施策として行うサービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用、 児童の保育所等への移行支援及び地域との交流の機会の確保等の取組、並びに入所施設や及び精神科病院から地域への移行支援等の取組等 も含めて計画に位置付けることにより総合的な計画となるよう努めなければならない。		
利用者等（障がい児等）によるサービスの選択	4) サービス等利用計画（障害児支援利用計画）の作成の開始に当たっては、利用者等（障がい児等）によるサービスの選択に資するよう、当該地域における障害福祉サービス事業者等又は一般相談支援事業者（障害児通所支援事業者等）に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供していますか。	☐ いる ☐ いない	

	※ 相談支援専門員は、利用者等（障がい児等）がサービスを選択することを基本に、これを支援するものである。 このため、相談支援専門員は、当該利用者等（当該障がい児等）が居住する地域の障害福祉サービス事業者等又は一般相談支援事業者（障害児通所支援事業者等）に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者（障がい児）又はその家族に対して提供することにより、利用者等（障がい児等）にサービスの選択を求めるべきものであり、特定の福祉サービス等の事業を行う者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者等（障がい児等）の選択を求めることなく同一の事業主体の福祉サービスのみによるサービス等利用計画案（障害児支援利用計画案）を最初から提示することがあってはならない。 ※ 【特定相談】特に、地域移行支援型ホームの利用を希望する者に係るサービス等利用計画案の作成に当たっては、利用者ができる限り病院の敷地外である地域生活に移行することが可能となるよう、当該地域移行支援型ホームの利用のほか、当該者が地域生活に移行可能となるような支援策が考えられる場合にはそれを当該者に提示するように努めなければならない。	
アセスメントの実施	5) 相談支援専門員は、サービス等利用計画（障害児支援利用計画）の作成に当たっては、適切な方法により、利用者（障がい児）について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者（障がい児）の希望する生活や利用者（障がい児）が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行っていますか。	☐ いる ☐ いない
	※ アセスメントとは、利用者（障がい児）が既に提供を受けている福祉サービス等や障がい者（障がい児）の状況等の利用者（障がい児）を取り巻く環境等の評価を通じて利用者（障がい児）が生活の質を維持・向上させていく上で生じている問題点を明らかにし、利用者（障がい児）が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することであり、利用者（障がい児）の生活全般についてその状態を十分把握することが重要である。 ※ アセスメントは、相談支援専門員の個人的な考え方や手法のみによって行われてはならず、利用者（障がい児）の課題を客観的に抽出するための手法として合理的なものと認められる適切な方法を用いなければならないものである。そのため、必要に応じ、自らが行うアセスメントに加え、専門機関が行うアセスメントや障害支援区分認定における医師意見書等を本人同意のもと活用することも重要である。 ※ アセスメントの記録は、5年間保存しなければならない。	
	6) 相談支援専門員は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握していますか。	☐ いる ☐ いない
アセスメントにおける留意点	★7) 相談支援専門員は、アセスメントの実施に当たっては、利用者の居宅、障害者支援施設等、精神科病院（障がい児の居宅）を訪問し、利用者（障がい児）及びその家族に面接していますか。 この場合、面接の趣旨を利用者（障がい児）及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ていますか。	☐ いる ☐ いない
	※ 相談支援専門員は、アセスメントの実施に当たっては、利用者（障がい児）が居所において日頃生活している様子や生活環境等を実地で確認することが必要である。そのため、必ず利用者（障がい児）の居宅、障害者支援施設等、精神科病院を訪問し、利用者（障がい児）及びその家族に面接して行わなければならないものである。 ※ なお、この場合において、利用者（障がい児）やその家族との間の信頼関係、協働関係の構築が重要であり、相談支援専門員は、面接の趣旨を利用者（障がい児）及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。このため、相談支援専門員は面接技法等の研鑽に努めることが重要である。 ※ アセスメントについて、基準省令では相談支援専門員が利用者（障がい児）等の居宅等に訪問して行うことを必須としているが、相談支援専門員の訪問の結果、再度利用者（障がい児）等へ確認する事項が生じた場合等には、内容が軽微であれば訪問せず、電話や郵送、電子メール等による確認でも差し支えない。（「計画相談支援・障害児相談支援の体制整備を進めるに当たっての基本的考え方等について」平成26年2月27日事務連絡／厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室）	
計画案の作成	8) 相談支援専門員は、利用者（障がい児）についてのアセスメントに基づき、当該地域における障害福祉サービス等又は地域相談支援が提供される体制（通所支援が提供される体制）を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、次の項目を記載したサービス等利用計画案（障害児支援利用計画案）を作成していますか。 ①利用者（障がい児）及びその家族の生活に対する意向 ②総合的な援助の方針 ③生活全般の解決すべき課題 ④提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期 ⑤福祉サービス等の種類、内容、量 ⑥福祉サービス等を提供する上での留意事項	☐ いる ☐ いない

	⑦モニタリング期間に係る提案 等 ※ 相談支援専門員は、サービス等利用計画（障害児支援利用計画）が利用者（障がい児）の生活の質に直接影響する重要なものであることを十分に認識し、計画案を作成しなければならない。 したがって、計画案は、利用者（障がい児）及びその家族の希望並びに利用者（障がい児）について把握された解決すべき課題をまず明らかにした上で、当該地域における障害福祉サービス等又は地域相談支援（通所支援）が提供される体制を勘案し、実現可能なものとする必要がある。 ※ 当該計画案には、提供される福祉サービス等について、その長期的な目標及びそれを達成するための短期的な目標並びにこれらの達成時期、市町村に対するモニタリング期間に係る提案等を明確に盛り込む必要がある。 特に、モニタリング期間については、利用する予定のサービスの種類のみをもって一律に設定することのないよう利用者（障がい児）の心身の状況や相談支援事業者が必要な利用者（障がい児）との関わりの内容・頻度等を勘案した上で、柔軟かつ適切に提案しなければならない。また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の16に規定するモニタリングの実施標準期間（以下「実施標準期間」という。）は相談支援事業者としての必要な関わりの標準的な頻度について示したものであるが、利用者（障がい児）の心身の状況や生活環境等により丁寧な関わりが必要と判断すべき状況にある利用者（障がい児）については、実施標準期間より高い頻度のモニタリング期間を提案すること。 その上で、当該達成時期にはモニタリングの実施によりサービス等利用計画及び各障害福祉サービス等又は地域相談支援の評価（障害児支援利用計画及び通所支援の評価）を行い得るようにすることが重要である。 ※ 計画案の様式は、厚生労働省が示している様式例を参考に、市町村で定めている。						
【特定相談】 短期入所の 位置付け	9) 【特定相談】 サービス等利用計画案に短期入所を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活又は社会生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所を利用する日数が年間180日を超えないようにしていますか。 <table border="1" data-bbox="986 779 1098 880"> <tr> <td>☐いる</td> <td></td> </tr> <tr> <td>☐いない</td> <td></td> </tr> <tr> <td>☐非該当</td> <td></td> </tr> </table> ※ 短期入所の利用日数に係る「日数が年間180日を超えない」という目安については、サービス等利用計画案の作成過程における個々の利用者の心身の状況やその置かれている環境等の適切な評価に基づき、在宅生活の維持のための必要性に応じて弾力的に運用することが可能であり、年間180日以内であるかについて機械的な適用を求めるものではない。 したがって、利用者の心身の状況及び本人、家族等の意向に照らし、この目安を越えて短期入所の利用が特に必要と認められる場合においては、これを上回る日数の短期入所を計画案に位置付けることも可能である。	☐ いる		☐ いない		☐ 非該当	
☐ いる							
☐ いない							
☐ 非該当							
計画案の 説明・同意	★10) 相談支援専門員は、サービス等利用計画案（障害児支援利用計画案）に位置付けた福祉サービス等について、介護給付費等（障害児通所給付費等）の対象となるかを区分した上で、当該計画案の内容について、利用者又はその家族（障がい児及びその家族）に対して説明し、文書により利用者等（障がい児等）の同意を得ていますか。 <table border="1" data-bbox="986 1167 1098 1234"> <tr> <td>☐いる</td> <td></td> </tr> <tr> <td>☐いない</td> <td></td> </tr> </table> ※ 計画案に位置付ける福祉サービスの選択は、利用者（障がい児等）自身が行うことが基本であり、また、当該計画案は利用者（障がい児等）の希望を尊重して作成されなければならない。 このため、当該計画案の作成に当たって、これに位置付けるサービス及びその内容についても利用者（障がい児等）の希望を尊重するとともに、作成された計画案についても、最終的には、その内容について説明を行った上で文書によって利用者（障がい児等）の同意を得ることを義務づけることにより、利用者（障がい児等）によるサービスの選択やサービス内容等への利用者（障がい児等）の意向の反映の機会を保障するものである。 ※ また、相談支援員がサービス等利用計画案の原案の作成までの業務を担う場合には、提供する相談支援の連続性や利用者（障がい児等）との関係性の醸成の観点から、担当する相談支援専門員又は主任相談支援専門員の指導の下、当該相談支援員が利用者（障がい児等）への説明に同席することが望ましい。 ※ 説明に当たっては、当該計画案に位置付けたサービスが、利用者負担が生じる介護給付費等（障害児通所給付費等）の対象となるかを区分した上で行う必要がある。	☐ いる		☐ いない			
☐ いる							
☐ いない							
計画案の交付	★11) 相談支援専門員は、サービス等利用計画案（障害児支援利用計画案）を作成した際には、当該計画案を利用者等（障がい児等）に交付していますか。 <table border="1" data-bbox="986 1727 1098 1794"> <tr> <td>☐いる</td> <td></td> </tr> <tr> <td>☐いない</td> <td></td> </tr> </table> ※ サービス等利用計画案（障害児支援利用計画案）は、5年間保存しなければならない。	☐ いる		☐ いない			
☐ いる							
☐ いない							
サービス担当者会議の開催による利用者の意向等の再確認及び専門的意見の聴取	★12) 相談支援専門員は、支給決定又は地域相談支援給付決定（通所給付決定）を踏まえてサービス等利用計画案（障害児支援利用計画案）の変更を行い、指定障害福祉サービス事業者等、一般相談支援事業者その他の者（障害児通所支援事業者等その他の者）との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議（相談支援専門員がサービス等利用計画の作成のために利用者（障がい児）及び当該変更を行ったサービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（次条、「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。 <table border="1" data-bbox="986 1868 1098 1935"> <tr> <td>☐いる</td> <td></td> </tr> <tr> <td>☐いない</td> <td></td> </tr> </table>	☐ いる		☐ いない			
☐ いる							
☐ いない							

る。以下同じ。)の開催等により、当該計画案の内容について説明を行うとともに、**当該利用者(障がい児)の生活に対する意向等を改めて確認した上で**計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。

※ア 趣旨

相談支援専門員は、**利用者(障がい児)の意向を踏まえた**効果的かつ実現可能な質の高いサービス等利用計画を作成するため、支給決定が行われた後に、各サービスが共通の目標を達成するための具体的なサービスの内容について、**利用者(障がい児)及び支給決定の内容を踏まえて変更を行ったサービス等利用計画案に位置づけた担当者**からなるサービス担当者会議の開催等により、**利用者(障がい児)の望む生活やサービスへの希望等を改めて参加者全員で共有した上で**当該計画案の内容について説明を行うとともに、専門的な見地からの意見を求めなければならない。

イ 会議の出席者

サービス担当者会議については、原則として利用者(障がい児)等が同席した上で行わなければならないものである。ただし、例えば当該利用者(障がい児)の病状により、会議への同席自体が極めて困難な場合等、やむを得ない場合については、例外的にテレビ電話装置(リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。)の活用等、同席以外の方法により希望する生活及びサービスに対する意向等を改めて確認することで差し支えない。

様々な専門的見地からの意見等を踏まえてサービス等利用計画を作成するため、サービス担当者会議には担当者のみならず、必要な本人の生活に係る者や支援関係者が参加するよう、調整に努めること。

また、相談支援員がサービス等利用計画案の原案の作成までの業務を担う場合には、提供する相談支援の連続性や利用者(障がい児)との関係性の醸成の観点から、担当する相談支援専門員又は主任相談支援専門員の指導の下、当該相談支援員がサービス担当者会議に出席することが望ましい。

ウ その他留意事項

指定障害福祉サービス基準第12条、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第172号。以下「指定障害者支援施設基準」という。)第10条及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」(平成24年厚生労働省令第27号。以下「指定地域相談支援基準」という。)第8条において、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等及び指定一般相談支援事業者は、市町村又は一般相談支援事業を行う者又は特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に協力しなければならない旨の規定を置いている。

※ 相談支援専門員は、障がい児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保する必要がある。

※ サービス担当者会議については、障がい児の意見を尊重し、障がい児の最善の利益を保障することが重要であることに鑑み、当該障がい児の年齢や発達の程度に応じて、障がい児本人や保護者が参加することが望ましい。なお、その年齢や発達の程度により意見を表明することが難しい障がい児がいることを考慮し、言葉による表現だけでなく、身体の動きや表情、発声なども観察し、意見を尊重することが重要である。

※ 会議等の記録は、5年間保存しなければならない。

サービス担当者会議を踏まえた計画案の説明・同意
計画の交付

★13) 相談支援専門員は、サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案(障害児支援利用計画案)の内容について、利用者又はその家族(障がい児及びその家族)に対して説明し、文書により利用者等(障がい児等)の同意を得ていますか。	☐ いる ☐ いない	
--	---	--

★14) 相談支援専門員は、サービス等利用計画(障害児支援利用計画)を作成した際には、当該計画を利用者等(障がい児等)及び担当者に交付していますか。	☐ いる ☐ いない	
--	---	--

※ 相談支援専門員は、担当者に対して計画を交付する際に、当該計画の趣旨及び内容等について十分に説明し、各担当者との共有、連携を図った上で、各担当者が自ら提供する福祉サービス等の当該計画における位置付けを理解できるように配慮する必要がある。

※ なお、指定障害福祉サービス事業者(指定障害児通所支援事業者)、指定障害者支援施設等及び指定一般相談支援事業者は、指定特定相談支援事業者(指定障害児相談支援事業者)に対し個別支援計画を交付しなければならないこととしており、福祉サービス等の提供事業所と相互に計画書及びモニタリング結果を交換すること並びに相互の会議に出席する等により連携を一層促進することが重要である。

※ サービス等利用計画(障害児支援利用計画)は、5年間保存しなければならない。

②継続サービス 利用支援（【児 相談】継続障害 児支援利用補助 の方針	※ 当該方針は、「第1 基本方針」（P 3）及び「12 相談支援の具体的取扱方針」の 1）～ 13）に規定する方針に基づき、以下に掲げるところによる。	
計画の実施状況 の把握・評価等	1) 相談支援専門員は、サービス等利用計画（障害児支援利用計画）の作成後、計画の実施状況の把握（利用者（障がい児）についての継続的な評価を含む。 以下「モニタリング」という。 ）を行い、必要に応じて計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定（通所給付決定）が必要であると認められる場合には、利用者等（障がい児等）に対し、申請の勧奨を行っていますか。	☐ いる ☐ いない
モニタリング の実施	※ 計画相談支援（障害児相談支援）においては、利用者（障がい児）の有する解決すべき課題に即した適切なサービスを組み合わせて利用者（障がい児）に提供し続けることが重要である。 このために相談支援専門員は、利用者（障がい児）の解決すべき課題の変化に留意することが重要であり、計画の作成後においても、利用者（障がい児）及びその家族、 各担当者 等との連絡を継続的に行うことにより、サービス等利用計画の実施状況や利用者（障がい児）についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じてサービス等利用計画 及びモニタリング期間 の変更、 各担当者 等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定が必要であると認められる場合には、利用者等（障がい児等）に対し、申請の勧奨を行うものとする。 ※ 利用者（障がい児）の解決すべき課題の変化は、利用者（障がい児）に直接サービスを提供する 各担当者 等により把握されることも多いことから、相談支援専門員は、当該 各担当者 等のサービス担当者と緊密な連携を図り、利用者（障がい児）の解決すべき課題の変化が認められる場合には、円滑に連絡が行われるよう体制の整備に努めなければならない。 ※ 各担当者 等との連絡調整に関する記録は、5年間保存しなければならない。	
モニタリング の実施	★2) 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者（障がい児）及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、モニタリング期間ごとに、 <u>利用者（障がい児）の居宅、障害者支援施設等、精神科病院を訪問し、利用者等（障がい児等）に面接するほか、その結果を記録していますか。</u>	☐ いる ☐ いない
	※ モニタリング期間は、利用者（障がい児）の心身の状況、その置かれている環境、支給決定に係る障がい者等又は地域相談支援給付決定障がい者（当該障がい児）の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害福祉サービス又は地域相談支援（障害児通所支援）の目標及びその達成時期、障害福祉サービス又は地域相談支援（障害児通所支援）の種類、内容及び量、障害福祉サービス又は地域相談支援（障害児通所支援）を提供する上での留意事項並びに以下の対象者の区分に対応したモニタリング実施標準期間を勘案して、市町村が必要と認める期間とする。（規則6条の16、児規則1条の2の7） 【モニタリング実施標準期間】 （平成30年度改定）	
	対象者	モニタリング実施標準期間
	【特定相談】	
	① 新規又は変更によりサービスの種類、内容又は量に著しく変動があった者	1月間 ※利用開始から3月のみ
	② 在宅の障害福祉サービス利用者又は地域定着支援利用者（①を除く）	
	a) 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者 単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障がい、疾病等のため、自ら障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者 常時介護を要する障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの若しくは知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する者（重度障害者等包括支援の支給決定を受けていない者に限る）	1月間
	b) 就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助を利用する者〔新サービス利用者〕	3月間
	c) 居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、自立訓練を利用する者 65歳以上で介護保険におけるケアマネジメントを受けていない者	3月間
	d) a)～c)以外の者	6月間
	③ 療養介護、重度障害者等包括支援、障害者支援施設、のぞみの園を利用する者（①、④を除く）	6月間
	④ 地域移行支援、地域定着支援を利用する者（①、②を除く）	6月間

	【児相談】（平成30年度改定で、モニタリング実施標準期間の見直しは行われていない。）	
	① 新規又は変更により障害児通所支援の種類、内容又は量に著しく変動があった者	1 月間 ※利用開始から3月のみ
	② ①以外で、次に該当する者 ・ 障害児入所施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者 ・ 同居している家族等の障がい、疾病等のため、障害児通所支援事業者等との連絡調整を行うことが困難である者	1 月間
	③ ①、②以外の者	6 月間
計画及びモニタリング期間変更	※ 施行規則において示しているモニタリング期間については、あくまで利用するサービス等に応じて設定した標準期間であることを踏まえ、一律に標準期間に沿って設定するのではなく、アセスメントにより勘案すべき事項の状況を把握した相談支援専門員の提案等も十分に踏まえながら設定することが必要である。 さらに、標準期間において示した状態像以外であっても、例えば以下のような利用者の場合、頻回なモニタリングを行うことでより効果的な支援につながると考えられるため、標準期間よりもさらに短い期間で設定することが望ましい。 ①計画相談支援について - 生活習慣等を改善するための集中的な支援の提供後、引き続き一定の支援が必要である者 - 利用する障害福祉サービス事業者の頻繁な変更やそのおそれのある者 ②障害児相談支援について - 学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化のおそれのある者 - 就学前の児童の状態や支援方法に関して、不安の軽減・解消を図る必要のある保護者 （「計画相談支援等に係る平成30年度報酬改定の内容等及び地域の相談支援体制の充実・強化に向けた取組について」平成30年3月30日付け障障発0300第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知） ※ 【特定相談】 日中サービス支援型共同生活援助の利用者に対するモニタリング実施標準期間については、利用者の意思確認を適切に行う必要があることから、他の類型の共同生活援助よりも短く3月間としているので留意する。 適正な支援を確保する観点から、日中サービス支援型共同生活援助を行う事業者と計画相談支援を行う事業者は別であることが望ましいので、他の特定相談支援事業者と連携して計画相談支援を提供するよう、併せて留意する。 ※ モニタリングに当たっては、計画の作成後においても、利用者（障がい児）及びその家族、各担当者等との連絡を継続的に行うこととし、モニタリング期間ごとに、利用者（障がい児）の居宅、障害者支援施設等又は精神科病院で面接を行い、その結果を記録することが必要である。 ※ モニタリング結果の報告については、P6「3 契約内容等の報告等」を参照のこと。 ※ モニタリングの一環として行うアセスメントについて、基準省令では相談支援専門員が利用者等の居宅等に訪問して行うことを必須としているが、<u>相談支援専門員の訪問の結果、再度利用者等へ確認する事項が生じた場合等</u>には、内容が軽微であれば訪問せず、電話や郵送、電子メール等による確認でも差し支えない。 また、モニタリングの結果として、サービス等利用計画等に変更がある場合は、再度居宅等への「訪問」は必須ではなく、電話や郵送等による確認でも差し支えない。 （「計画相談支援・障害児相談支援の体制整備を進めるに当たっての基本的考え方等について」平成26年2月27日事務連絡／厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室） ※ モニタリングの結果の記録は、5年間保存しなければならない。	
	3) サービス等利用計画（障害児支援利用計画）の変更には、「サービス利用支援（障害児支援利用援助）」（P8～12）の1) から 9) まで及び 12) から 14) までに規定された計画作成に当たっての一連の業務を行っていますか。	☐ いる ☐ いない
	★変更には当たって 7)、12)～14) の業務が行われていない場合は、減算となる。 ※ なお、利用者等（障がい児等）の希望による軽微な変更（サービス提供日時の変更等）を行う場合には、この必要はないものとする。 ただし、この場合においても、相談支援専門員が利用者（障がい児）の解決すべき課題の変化に留意することが重要であることは、P11の1)「計画の実施状況の把握・評価等」の記載のとおりである。 ※ モニタリング期間が適切か否かについてもモニタリング毎に検討する必要があり、相談支援事業者としての関わりの頻度を変更する必要があると判断した場合には、サービス等利用計画（障害児支援利用計画）を変更する必要性の如何を問わず、モニタリング期間の変更について、利用者（障がい児）及び市町村と協議し、必要な手続をとるものとする。	
	4) 相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効果的に提供された場合においても、利用者（障がい児）がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める	☐ いる ☐ いない ☐ 非該当
入所施設等への紹介等		

入所施設等との連携	場合又は利用者（障がい児等）が障害者支援施設等（障害児入所施設等）への入所又は入院を希望する場合には、障害者支援施設等（障害児入所施設等）への紹介その他の便宜の提供を行っていますか。 ※ ただし、その場合においても、利用者（障がい児）の心身の状況や生活環境の調整等により住み慣れた地域で再び暮らすことができるよう、指定障害者支援施設等の地域移行等意向確認担当者等と利用開始当初からの地域移行に向けた調整に努めるものとする。 5) 相談支援専門員は、障害者支援施設、精神科病院等（障害児入所施設等）から退所又は退院しようとする利用者（障がい児）又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行っていますか。
インクルージョンの観点を踏まえた情報提供及び助言	6) 相談支援専門員は、障がい児の心身の状況、その置かれている環境、障がい児等の選択及びインクルージョンの観点を踏まえつつ、福祉サービス等が多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行っていますか。
第十五条の二 テレビ電話装置等の活用した面接	7) 相談支援専門員は、以下に掲げる要件（①②）をいずれも満たす場合には、テレビ電話装置等を活用して利用者（障がい児）に対するアセスメント又はモニタリングに係る面接を行うことができる。 ① 当該アセスメント又はモニタリングに係る利用者（障がい児）が障害者（障がい児）の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域（平成21年厚生労働省告示第176号）に定める地域に居住し、かつ、指定特定相談支援事業所と当該利用者（障がい児）の居宅等との間に一定の距離がありますか。 ② 当該面接を行う日の属する月の前月又は前々月に、当該利用者（障がい児）の居宅等を訪問してアセスメント又はモニタリングに係る面接を行ったことがありますか。
	※ ① 趣旨 利用者（障がい児）に対するアセスメント及びモニタリングについては、利用者（障がい児）の居宅等に訪問して面接することとされているが、離島等の僻地に居住し、かつ、訪問に時間を要する利用者（障がい児）については、一定の要件を満たす場合に限り、テレビ電話装置等を活用した面接を可能とすることで、相談支援事業所の選択肢の拡大や適切な面接の機会の確保を図るものである。 ② 対象者 以下の要件をいずれも満たす者であること。 ア 利用者（障がい児）が特別地域に居住し、かつ、指定特定相談支援事業所と当該利用者（障がい児）の居宅等との間に一定の距離があること。なお、一定の距離については、事業所から居宅等への訪問に片道概ね1時間以上を要する距離とする。また、当該時間については、交通機関の運行頻度が少ない等により、合理的経路かつ最短時間となる移動方法を選択した場合の待機時間も含むものであること。 イ テレビ電話装置等を活用したアセスメント又はモニタリングを行おうとするその前月又は前々月に、実際に当該利用者（障がい児）の居宅等を訪問してアセスメント又はモニタリングに係る面接を行っていること。 ③ 留意点 アセスメント及びモニタリングに係る面接については、訪問によることが原則であるため、利用者（障がい児）等に対して、面接方法に係る意向を確認した上で、利用者（障がい児）等が訪問による面接を希望する場合は、極力訪問により面接するよう努めること。
13 計画等の書類の交付 基準16条	利用者等（障がい児等）が他の特定相談支援事業者（障害児相談支援事業者）の利用を希望する場合その他利用者等（障がい児等）から申出があった場合には、当該利用者等（当該障がい児等）に対し、直近のサービス等利用計画（障害児支援利用計画）及びその実施状況に関する書類を交付していますか。
14 市町村への通知 基準17条	計画相談支援（障害児相談支援）を受けている計画相談支援対象障害者等（障害児相談支援対象保護者）が偽りその他不正な行為によって計画相談支援給付費（障害児相談支援給付費）の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。
15 管理者の責務	1) 管理者は、当該事業所の相談支援専門員その他の従業者の管理、計画相談支援（障害児相談支援）の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。

基準18条	2) 管理者は、当該事業所の相談支援専門員その他の従業者に、第3の運営基準（P 5～2 2）を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。 ※ 指定特定相談支援事業所（指定障害児相談支援事業所）の管理者の責務を、法の基本理念を踏まえた利用者（障がい児）本位のサービス提供を行うため、利用者（障がい児）へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、当該指定特定相談支援事業所（当該指定障害児相談支援事業所）の従業者に基準第2章第3節（運営に関する基準）を遵守させるための指揮命令を行うこととしたものである。	☐ いる ☐ いない	
16 勤務体制の確保等 労働基準法等 基準20条 基準通知 2 2 (16)	1) 雇用（労働）契約の締結に際し、従業者に対し、賃金、労働時間等の労働条件を書面の交付等により明示していますか。 2) 利用者等（障がい児等）に対し、適切な計画相談支援（障害児相談支援）を提供できるよう、事業所ごとに、相談支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めていますか。 ※ 事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にする。	☐ いる ☐ いない	
	3) 事業所ごとに、当該事業所の相談支援専門員に計画相談支援（障害児相談支援）の業務を担当させていますか。 ただし、相談支援専門員の補助の業務については、この限りではありません。 ※ 従業者とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者を指す。 4) 相談支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。 ※ 従業者の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保する。 5) 職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じていますか。 ※ 事業者が講ずべき措置の具体的内容及び事業者が講じることが望ましい取組は、次のとおりとする。 ※ なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。 ア) 事業者が講ずべき措置の具体的内容 事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意する内容は以下のとおりである。 a 事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。 b 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。 イ) 事業者が講じることが望ましい取組について パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人に対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されているので参考にとすること。	☐ いる ☐ いない	
17 業務継続計画の作成等 基準20条の2 基準通知 2 2 (17)	1) 事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定していますか。 2) 事業者は、業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練（シュミレーション）を実施していますか。 ※① 基準第20条の2は、事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者（障がい児）が継続して指定計画相談支援（指定障害児相談支援）の提供を受けられるよう、同支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたもの。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、基	☐ いる ☐ いない ☐ 策定中	

	準第20条の2に基づき事業者を実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携して取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施に当たっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。 ② 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。 ア 感染症に係る業務継続計画 a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） イ 災害に係る業務継続計画 a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） c 他施設及び地域との連携 ③ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。 職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。 ④ 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。					
18 設備及び備品等 基準21条 基準通知 22(18)	<table border="1" data-bbox="312 1189 1473 1256"> <tr> <td data-bbox="312 1189 979 1256"> 事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、計画相談支援（障害児相談支援）の提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。 </td> <td data-bbox="979 1189 1098 1256"> ☐いる ☐いない </td> <td data-bbox="1098 1189 1473 1256"></td> </tr> </table> ※①事務室 事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。 なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、相談支援の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。もっとも、事務室が区分されていない場合は特に、利用者（障がい児）等の個人情報の管理に細心の注意を図るとともに、利用者（障がい児）等に関する情報が漏れることのないよう厳重に対応すること。 ②受付等のスペースの確保 事務室又は相談支援の事業を行うための区画については、利用申込みの受付、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保するものとし、相談のためのスペース等は利用者等が直接出入りできるとともに、相談内容が周囲に聞こえにくいようにするなど利用者（障がい児）等が利用しやすく相談しやすい構造とする。 ③設備及び備品等 相談支援に必要な設備及び備品等を確保するものとする。ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、相談支援の事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。 なお、事務室又は区画、設備及び備品等については、必ずしも事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものであっても差し支えない。			事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、計画相談支援（障害児相談支援）の提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。	☐ いる ☐ いない	
事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、計画相談支援（障害児相談支援）の提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。	☐ いる ☐ いない					
19 衛生管理等 基準22条	<table border="1" data-bbox="312 1955 1473 2022"> <tr> <td data-bbox="312 1955 979 2022"> 1) 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。 </td> <td data-bbox="979 1955 1098 2022"> ☐いる ☐いない </td> <td data-bbox="1098 1955 1473 2022"></td> </tr> </table> ※ 従業者（常時使用する労働者）に対する健康診断は、1年以内ごとに1回、定期的に行うことが義務付けられている。（労働安全衛生法第66条、労働安全衛生規則第44条、45条）			1) 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。	☐ いる ☐ いない	
1) 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。	☐ いる ☐ いない					

基準通知 2 2 (19)	※ 短時間労働者であっても、次の①、②のいずれにも該当する場合は、健康診断が必要である。 ① 期間の定めのない労働契約又は期間1年以上の有期労働契約により使用される者、契約更新により1年以上使用され、又は使用されることが予定されている者 ② 週の労働時間数が、通常の労働者の週の労働時間数の3/4以上である者 ※ 健康診断の実施は法で定められたものであり、その実施に要した費用は、事業者が負担すべきものである。 2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めていますか。 ☐ いる ☐ いない 3) 事業所において感染症が発生、又はまん延しないように、それぞれ必要な措置を講じていますか。 ☐ いる ☐ いない ※ 感染症が発生、又はまん延しないように講ずるべき措置について、具体的には次のアからウまでの取扱いとすること。各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 ア 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、概ね6月に1回以上、定期的開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。 感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害のある者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。この際、厚生労働省「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン」等を遵守すること。 なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 イ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。 平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、支援にかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。 なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」も踏まえて検討すること。 ウ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練 従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものとする。 職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。 なお、研修の実施は、厚生労働省「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。 また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとする。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。	
20 掲示等 基準23条 基準通知 2 2 (19)	1) 事業所の見やすい場所に、次の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 ☐ いる ☐ いない ※ 掲示が必要な重要事項 ① 運営規程の概要 ② 基本相談支援及び計画相談支援（障害児相談支援）の実施状況 ③ 相談支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制 ④ （体制整備加算を算定する場合）	

	各加算を算定するための要件となる研修を修了した相談支援専門員を配置している旨 ⑤苦情処理の体制 ⑥その他 ※ 重要事項の掲示の義務付けは、サービス提供が開始された後、継続的にサービスが行われている段階においても利用者の保護を図る趣旨であるが、次に掲げる点に留意する必要がある。 ア 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき利用者又はその家族等に対して見やすい場所のことであること。 イ 従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。 ※ 重要事項を記載したファイル等を利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けることで掲示に代えることができる。		
	2) 1)で事業所内の掲示が義務付けられた重要事項について、その公表に努めていますか。	☐ いる ☐ いない	
	※ 公表の方法については、ホームページによる掲載等、適宜工夫する。 ※ 体制整備加算を算定する場合は、事業所内に掲示するだけでなく、公表が必要となるので留意すること。		
21 秘密保持等	1) 従業者、管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者（障がい児）又はその家族の秘密を漏らしてはいませんか。	☐ いる ☐ いない	
基準24条	また、従業者、管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者（障がい児）又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。	☐ いる ☐ いない	
基準通知 2 2 (21)	※ 雇用契約、誓約書又は就業規則等において、就業期間中はもとより離職後も含めた守秘義務を課すなど、従業者等の個人情報保護に関する措置を講じておく必要がある。		
	2) サービス担当者会議等において、利用者（障がい児）又はその家族の個人情報を利用する場合は、あらかじめ文書により当該利用者（当該障がい児）又はその家族の同意を得ていますか。	☐ いる ☐ いない	
	※ この同意は、サービス提供開始時に、利用者（障がい児）及びその家族から包括的な同意を得ることである。 ※ 法89条の3第1項に規定する協議会において個別事例への支援のあり方に関する協議、調整を行う場合の個人情報の取扱いについても同様である。 ※ 個人情報を使用する家族が複数である場合には、個人情報使用同意書等で複数の家族から同意を得るか、又は「家族の代表」欄を設けて、家族の代表から同意を得る必要がある。		
	3) 「個人情報の保護に関する法律」及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」（個人情報保護委員会（内閣府の外局として設置された行政委員会））等に基づき、利用者（障がい児）及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。	☐ いる ☐ いない	
	※ 個人データを含む書類の管理方法は、個人データの種類に応じて、適切な管理方法を検討し、適切な安全管理措置を講ずる必要がある。 ※ 「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成25年厚生労働省告示85号）」は、上記のガイドライン等の施行に伴い、平成29年に廃止されている。 ※ 個人データを含む書類の管理方法は、鍵のかかる場所への保管が義務付けられている訳ではないが、安全管理の観点から、鍵のかかるキャビネット等への保管が望ましい。		
22 広告	広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないですか。	☐ いる ☐ いない	
基準25条			
23 利益収受等の禁止	1) 事業者及び事業所の管理者は、サービス等利用計画（障害児支援利用計画）の作成又は変更に関し、当該事業所の相談支援専門員に 及び相談支援員 に対して特定の 福祉サービス事業者 等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはいませんか。	☐ いる ☐ いない	
基準26条	※ 例えば、事業者又は事業所の管理者が、同一法人系列の福祉サービス事業者による福祉サービスを位置付けるように指示すること等により、解決すべき課題に反するばかりでなく、事実上他の福祉サービス事業者による福祉サービスの利用を妨げることを指す。		
基準通知 2 2 (22)	2) 相談支援専門員は、サービス等利用計画（障害児支援利用計画）の作成又は変更に関し、利用者等（障がい児等）に対して特定の 福祉サービス事業者 による福祉サービスのみを利用すべき旨の指示等を行ってはいませんか。	☐ いる ☐ いない	

	3) 事業者及びその従業者は、サービス等利用計画（障害児支援利用計画）の作成又は変更に関し、利用者（障がい児）に対して特定の 福祉サービス事業者 等によるサービスを利用させることの対償として、当該 福祉サービス事業者 等から金品その他の財産上の利益を收受してはいませんか。	☐ いる ☐ いない	
24 苦情解決 基準27条 基準通知 2 2 (23)	1) 提供した計画相談支援（障害児相談支援）又はサービス等利用計画（障害児支援利用計画）に位置付けた福祉サービス等に関する利用者（障がい児）又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。	☐ いる ☐ いない	
	※ 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど、苦情解決の体制及び手順等の苦情を解決するための必要な措置を講じなければならない。 当該措置の概要については、相談窓口の連絡先、苦情処理の体制及び手順等を重要事項を記した文書等に記載して利用者に説明するとともに、事業所に掲示することが望ましい。		
	2) 1)の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録していますか。	☐ いる ☐ いない	
	※ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを自ら行うべきである。 ※ 苦情の内容等の記録は、5年間保存しなければならない。		
	3) 提供した計画相談支援（障害児相談支援）に関し、障害者総合支援法第10条第1項（児童福祉法第57条の3の2第1項）の規定により市町村が行う指導に応じ、及び利用者（障がい児）又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行っていますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 非該当	
	4) 提供した計画相談支援（障害児相談支援）に関し、障害者総合支援法第11条第2項（児童福祉法第57条の3の3第4項）の規定により都道府県が行う指導に応じ、及び利用者（障がい児）又はその家族からの苦情に関して都道府県が行う調査に協力するとともに、都道府県から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行っていますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 非該当	
	5) 提供した計画相談支援（障害児相談支援）に関し、障害者総合支援法第51条の2第2項（児童福祉法第24条の3第1項）の規定により市町村が行う監査に応じ、及び利用者（障がい児）又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行っていますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 非該当	
	6) 都道府県又は市町村から求めがあった場合には、3)～5)の改善の内容を都道府県又は市町村に報告していますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 非該当	
	7) 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力していますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 非該当	
	※ 運営適正化委員会の行う苦情の解決のための相談等（社会福祉法第85条） 運営適正化委員会は、福祉サービスに関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、当該苦情に係る事情を調査するものとする。 運営適正化委員会は、前項の申出人及び当該申出人に対し福祉サービスを提供した者の同意を得て、苦情の解決のあっせんを行うことができる。 ※ 社会福祉事業の経営者による苦情の解決（社会福祉法第82条） 社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない。 ※ 「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」（抜粋） （厚生労働省 平成12年6月7日 一部改正：平成29年3月7日）		
1 苦情解決の仕組みの目的 ○ 自ら提供するサービスから生じた苦情について、自ら適切な対応を行うことは、社会福祉事業の経営者の重要な責務である。 ○ このような認識に立てば、苦情への適切な対応は、自ら提供する福祉サービスの検証・改善や利用者の満足感の向上、虐待防止・権利擁護の取組の強化など、福祉サービスの質の向上に寄与するものであり、こうした対応の積み重ねが社会福祉事業を営む者の社会的信頼性の向上にもつながる。 ○ 苦情を密室化せず、社会性や客観性を確保し、一定のルールに沿った方法で解決を進めることにより、円滑・円満な解決の促進や事業者の信頼や適正性の確保を図ることが重要である。 2 苦情解決体制 (1) 苦情解決責任者			

	(2) 苦情受付担当者 (3) 第三者委員 苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員を設置する。 ○要件 ア 苦情解決を円滑・円満に図ることができる者であること。 イ 世間からの信頼性を有する者であること。 (例示) 評議員、監事又は監査役、社会福祉士、民生委員・児童委員、大学教授、弁護士など ○人数 第三者委員は、中立・公正性の確保のため、複数であることが望ましい。 3 苦情解決の手順 (1) 利用者への周知 施設内への掲示、パンフレットの配布等により、苦情解決責任者は、利用者に対して、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員の氏名・連絡先や、苦情解決の仕組みについて周知する。		
25 事故発生時の対応	1) 利用者等（障がい児）に対する計画相談支援（障害児相談支援）の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者（障がい児）の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 非該当	
基準28条 基準通知 2 2 (24)	※ 事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ定めておくことが望ましい。 ※ 事業所に自動体外式除細動器（AED）を設置することや救命講習等を受講することが望ましい。 なお、事業所の近隣にAEDが設置されており、緊急時に使用できるよう、地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えない。		
	2) 1)の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録していますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 非該当	
	※ 事故の状況及び事故に際してとった措置についての記録は、5年間保存しなければならない。		
	3) 利用者等（障がい児）に対する計画相談支援（障害児相談支援）の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 非該当	
	※ 賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましい。		
	4) 事故が発生した場合、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 非該当	
	※（参考）「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（厚生労働省 平成14年3月28日 福祉サービスにおける危機管理に関する検討会）		
	5) 事業者が、その事業の用に供する自転車を利用している場合、その利用に係る自転車損害賠償保険等に加入していますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 非該当	
	※ 「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」の改正により、平成30年4月1日から、自転車損害保険等への加入が義務付けられている。 ※ 業務として自転車を使用中、誤って他人にケガをさせた場合、個人の日常生活において発生した自転車事故に対応する個人賠償責任保険は対応していないため、業務上の賠償事故を補償する保険等（施設所有管理者賠償責任保険等）への加入が必要となる。		
26 会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、計画相談支援（障害児相談支援）の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。	☐ いる ☐ いない	
基準29条			
27 記録の整備	1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を文書により整備していますか。	☐ いる ☐ いない	
基準30条	2) 少なくとも次に掲げる記録については、相談支援を提供した日から少なくとも5年間以上保存していますか。	☐ いる ☐ いない	
	① 福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録 ② 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳 ア サービス等利用計画案及びサービス等利用計画（障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画） イ アセスメントの記録 ウ サービス担当者会議等の記録 エ モニタリングの結果の記録 ③ 計画相談支援対象障害者等（障害児相談支援対象保護者）に関する市町村への通知（P 1 3 「14 市町村への通知」）に係る記録 ④ 苦情の内容等の記録		

	⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録		
28 虐待の防止	1) 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。	☐ いる ☐ いない	
基準28条の2 障害者虐待防止法 埼玉県虐待禁止条例	※ 虐待防止委員会の役割は、以下の3つがある。 ・虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成） ・虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等） ・虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行） 虐待防止委員会の設置に向けては、構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の虐待防止担当者（必置）を決めておくことが必要であり、虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えるよう努めるものとする。 なお、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。 虐待防止委員会の開催に必要な人数については事業所の管理者や虐待防止担当者（必置）が参画していれば最低人数は問わないが、委員会での検討結果を従業者に周知徹底することが必要である。 指定計画相談支援事業所が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、虐待の防止のための対策について、事業所全体で情報共有し、今後の未然防止、再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。 具体的には、次のような対応を想定している。なお、虐待防止委員会における対応状況については、適切に記録の上、5年間保存すること。 ア 虐待（不適切な対応事例も含む）が発生した場合、当該事案について報告するための様式を整備すること。 イ 従業者は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、虐待について報告すること。 ウ 虐待防止委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。 エ 事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の再発防止策を検討すること。 オ 労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に従い作成された内容を集計、報告し、分析すること。 カ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。 キ 再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること。 ※ 指定計画相談支援事業所は次のような項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが望ましい。 ア 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方 イ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項 ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針 エ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針 オ 虐待発生時の対応に関する基本方針 カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 キ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針 ※ 定義 （障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。） 第2条） ・「障がい者虐待」とは、養護者による障がい者虐待、障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待及び利用者による障がい者虐待をいう。 ・「養護者による障がい者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。 ① 養護者がその養護する障がい者について行う次に掲げる行為 - イ 障がい者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障がい者の身体を拘束すること。 - ロ 障がい者にわいせつな行為をすること又は障がい者をしてわいせつな行為をさせること。 - ハ 障がい者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障がい者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。		

	ニ 障がい者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイからハまでに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。 ② 養護者又は障がい者の親族が当該障がい者の財産を不当に処分することその他当該障がい者から不当に財産上の利益を得ること。 ・「障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待」とは、障害者福祉施設従事者等が、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する障がい者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障がい者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。 ① 障がい者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障がい者の身体を拘束すること。 ② 障がい者にわいせつな行為をすること又は障がい者をしてわいせつな行為をさせること。 ③ 障がい者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障がい者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 ④ 障がい者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する他の障がい者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける他の障がい者による①～③に掲げる行為と同様の行為の放置その他の障がい者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。 ⑤ 障がい者の財産を不当に処分することその他障がい者から不当に財産上の利益を得ること。 ・「使用者による障がい者虐待」とは、使用者が当該事業所に使用される障がい者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。 ① 障がい者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障がい者の身体を拘束すること。 ② 障がい者にわいせつな行為をすること又は障がい者をしてわいせつな行為をさせること。 ③ 障がい者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障がい者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 ④ 障がい者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該事業所に使用される他の労働者による①～③に掲げる行為と同様の行為の放置その他これらに準ずる行為を行うこと。 ⑤ 障がい者の財産を不当に処分することその他障がい者から不当に財産上の利益を得ること。	
	2) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施していますか。	☐ いる ☐ いない
	※ 同条第2項の従業者に対する虐待防止のための研修の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとする。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定計画相談支援事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施（年1回以上）するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要である。 また、研修の実施内容について適切に記録の上、5年間保存すること。なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。 ※ 県の条例では、障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者に、施設内での従業者に対する障がい者虐待の防止等に関する研修の実施を義務付け、従業者には当該研修の受講を義務付けている。 ※ 参考 「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」 （平成30年6月 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室） 「障害者（児）施設における虐待の防止について」 （平成17年10月20日 障発第1020001号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）	
	3) 虐待の発生又はその再発を防止するための担当者は配置されていますか。	☐ いる ☐ いない
	※ 虐待防止のための担当者については、相談支援専門員を配置すること。 ※ なお、当該担当者及び管理者は、「地域生活支援事業の実施について」（平成18年8月1日障発第0801002号）の別紙2「地域生活支援促進事業実施要綱」の別記24の3（の都道府県が行う研修に参加することが望ましい）。	

第4 計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費			
1 基本的 事項	1) 費用の額は、以下の単位数表により算定する所定単位数に、 以下の「厚生労働大臣が定める一単位の単価」を乗じて算定し ていますか。 (単位数表)	☐ いる ☐ いない	
	【特定相談】「障害者の日常生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成24年厚生労働省告示第125号）の別表「計画相談支援給付費単位数表」 【児相談】「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成24年厚生労働省告示第126号）の別表「障害児相談支援給付費単位数表」 (厚生労働大臣が定める一単位の単価) 【特定相談】平成18年厚生労働省告示第539号 ・地域区分ごとの1単位の単価：志木市 4級地 10.72円 【児相談】平成24年厚生労働省告示第128号 ・地域区分ごとの1単位の単価：志木市 4級地 10.72円		
費用通知 2 1 (1)	2) 単位数算定の際の端数処理 単位数の算定は、基本となる単位数に加減算の計算（何らか の割合を乗ずる計算に限る。）を行うたびに、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行っていますか。	☐ いる ☐ いない	
	※ サービスコードについては、加算等を加えた一体型の合成コードとして作成しており、その合成単位数は、既に端数処理をした単位数（整数値）である。		
	3) 金額換算の際の端数処理 算定された単位数から金額に換算する際に生ずる1円未満 (小数点以下)の端数があるときは、端数を切り捨てていますか。	☐ いる ☐ いない	
	※計画相談支援給付費が発生する時点（Q&A（平成29年3月31日）問45） 計画相談支援給付費が発生するのは、市町村から障害福祉サービス等の支給決定を受けた後に、サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画を作成し、利用者から文書により同意を得た時点である。 ※障害児相談支援対象保護者に計画相談支援を行う場合（Q&A（平成29年3月31日）問46） 障害福祉サービスと障害児通所支援の両方のサービスを利用する障がい児については、計画相談支援と障害児相談支援の両方を一体的に実施することとなるが、報酬は、障害児相談支援のみの報酬が算定される。 なお、18歳以上の障がい者が放課後等デイサービスを利用する場合も、その者を障がい児とみなして障害児支援利用計画を作成し、障害児相談支援のみの報酬が算定される。 ※申請却下の場合（Q&A（平成29年3月31日）問48） 障害福祉サービス等の申請が却下された場合は、計画相談支援給付費等は支給されない。 ※利用者が死亡した場合（Q&A（平成29年3月31日）問49） サービス等利用計画を作成し、利用者から文書により同意を得る前に利用者が死亡した場合は、サービス利用支援費の算定はできない。 ※転出・転入（Q&A（平成29年3月31日）問61） サービス利用支援又は継続サービス利用支援を行った後に、利用者が市町村外に転出し、同一の月に転出先の市町村で障害福祉サービス等の申請に係るサービス利用支援を別の特定相談支援事業者が行った場合、両方の特定相談支援事業者が計画相談支援給付費を算定できる。 転出に伴い支給決定を行う市町村が変わった場合は、同一の月であってもサービス利用支援費又は継続サービス利用支援費を算定できる。この場合、特定相談支援事業者は、利用者の転出予定等を事前に確認しておくべきであり、転出先の特定相談支援事業者に円滑に引き継げるよう配慮すること。 ※障がい児から障がい者へ切り替わる際の取扱い（Q&A（平成29年3月31日）問62） 問 障害児通所支援から障害福祉サービス等に利用するサービス等が切り替わる際に、障害児相談支援の支給期間の終期月に障害児相談支援事業者が障害児相談支援対象保護者に対して継続障害児支援利用援助を行い、同一の月に、特定相談支援事業者が計画相談支援対象障害者に対してサービス利用支援を行った場合、障害児相談支援事業者が継続障害児支援利用援助費を、特定相談支援事業者がサービス利用支援費を算定することは可能か。 答 報酬告示において「障害児相談支援対象保護者に対して、計画相談支援を行った場合には、所定単位数を算定しない。」とされているため、同一月に特定相談支援事業者がサービス利用支援費を算定することはできない。 したがって、サービス等利用計画を作成し、利用者から文書による同意を得る日を、障害児相談支援の支給期間の終期月の翌月に属する日とすること。		

	なお、この取扱いについては、障害児相談支援事業者から特定相談支援事業者へケースを引き継ぐ場合も、障害児相談支援事業者と特定相談支援事業者の両方の指定を受けている事業者がケースを受け持つ場合も同じである。									
【特定相談】 2 サービス利用支援費 費用別表 1 イ 費用通知 4 1	1) 利用者に対して、サービス利用支援を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により1月につき所定単位数を算定していますか。 ・機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ） 2, 0 1 4 単位 ・機能強化型サービス利用支援費（Ⅱ） 1, 9 1 4 単位 ・機能強化型サービス利用支援費（Ⅲ） 1, 8 2 2 単位 ・機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ） 1, 6 7 2 単位	☐ いる ☐ いない								
機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）から（Ⅳ）までについては、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定特定相談支援事業所における計画相談支援対象障害者等の数（前6月の平均値とし、新規に指定を受ける場合は推定数とする。）を当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員の員数（当該指定特定相談支援事業所の相談支援員（同条第4項に規定する相談支援員をいう。以下同じ。）については、1人につき相談支援専門員0.5人とみなして算定する。）（前6月の平均値とし、新規に指定を受ける場合は推定数とし、以下「相談支援専門員の平均員数」という。）で除して得た数（以下「取扱件数」という。）の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。ただし、（Ⅰ）から（Ⅳ）までのいずれかを算定している場合においては、（Ⅰ）から（Ⅳ）までのその他の費用は算定しない。 ・サービス利用支援費（Ⅰ） 1, 5 7 2 単位 指定特定相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。 ・サービス利用支援費（Ⅱ） 7 3 2 単位 指定特定相談支援事業所における取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。										
【以下は、継続サービス利用支援費も同様の取扱い】 1月の計画相談支援対象障害者等の数の前6月の平均値 ※取扱件数 = $\frac{\text{1月の計画相談支援対象障害者等の数の前6月の平均値}}{\text{相談支援専門員の員数の前6月の平均値}}$ なお、当該事業所が障害児相談支援事業所も一体的に運営している場合は、障害児支援利用援助又は継続障害児支援利用援助を提供した障害児相談支援対象保護者の数も取扱件数に含むものとする。 取扱件数が40件以上の場合は、40件以上に相当する件数に相談支援専門員の平均員数を乗じた件数（小数点以下の端数は切り捨てる。）[注]が、算定月におけるサービス利用支援費（Ⅱ）を適用する件数となる。 ※割り当て サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）の利用者ごとの割り当てに当たっては、利用者の契約日が新しいものから順に、上記の[注]で算定した件数分について、（Ⅱ）を割り当て、それ以外の利用者について、（Ⅰ）を割り当てること。 なお、当該事業所が指定障害児相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定特定相談支援事業所における利用者の契約日が新しいものから順に割り当て、その後指定障害児相談支援事業所の利用者の契約日が新しいものから順に割り当てること。 ※Q&A（平成30年3月30日） 問77 問 相談支援専門1人当たりの取扱件数には、基本報酬以外の加算の件数も含むのか。また、計画相談支援を行う事業所が地域相談支援の事業の指定も併せて受けており、相談支援専門員が地域相談支援における対応も実施している場合、当該件数も含まれるのか。 答 取扱件数は、1月間に実施したサービス利用支援、継続サービス利用支援、障害児支援利用援助、継続障害児支援利用援助の合計数であり、基本報酬以外の加算や地域相談支援の事業として対応した件数は含まない。 ※Q&A（平成30年3月30日） 問78 問 例えば、相談支援事業所において、1月から8月までの取扱件数及び相談支援専門員の配置数が以下のとおりであった場合、7月、8月の請求分において、サービス利用支援費（Ⅱ）又は継続サービス利用支援費（Ⅱ）（以下「基本報酬（Ⅱ）」という。）を何件算定するのか。										
		月	1	2	3	4	5	6	7	8
		対応件数合計（件）	4 5	4 5	6 0	4 5	4 5	5 0	6 0	7 5

うち計画相談	30	30	30	25	30	30	40	50
うち障害児相談	15	15	30	20	15	20	20	25
相談支援専門員数（人）	1	1	1	1	1	2	2	2

答 基本報酬（Ⅱ）を算定する件数は、取扱件数（1月間に計画作成又はモニタリングを行った計画相談支援対象障害者等の数（前6月の平均値）÷相談支援専門員の員数（前6月の平均値））が40以上である場合において、40以上の部分に相談支援専門員の員数（前6月の平均値）を乗じて得た数（小数点以下の端数は切り捨て）により算定することとなり、上記例の場合では以下のとおりとなる。

①7月分の請求について

- ・ 計画相談支援対象障害者等の数（1月から6月の平均値）
→ $(45 + 45 + 60 + 45 + 45 + 50) \div 6 = 48.333 \dots$ (A)
- ・ 相談支援専門員の員数（1月から6月の平均値）
→ $(1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 2) \div 6 = 1.166 \dots$ (B)
- ・ 取扱件数 → $(A) \div (B) = 41.428 \text{ 〳注} \dots$ (C) ≥ 40
のため、基本報酬（Ⅱ）を算定する必要がある、算定する件数は
 $((C) - 39) \times (B) = 2.833 \dots$ となり、小数点以下の端数を切り捨てた2件となる。
なお、計画相談支援と障害児相談支援を一体的に実施しているので、計画相談支援の7月の請求件数40件のうち2件を基本報酬（Ⅱ）で算定する。

②8月分の請求について

- ・ 計画相談支援対象障害者等の数（2月から7月の平均値）
→ $(45 + 60 + 45 + 45 + 50 + 60) \div 6 = 50.833 \dots$ (A)
- ・ 相談支援専門員の員数（2月から7月の平均値）
→ $(1 + 1 + 1 + 1 + 2 + 2) \div 6 = 1.333 \dots$ (B)
- ・ 取扱件数 → $(A) \div (B) = 38.125 \text{ 〳注} \dots$ (C) < 40 となり、
全てサービス利用支援費（Ⅰ）又は継続サービス利用支援費（Ⅰ）を算定することとなる。
〳注の数値は、上記の計算式での計算結果と小数点第2位以下が一致しないが、厚生労働省の（答）の表記のままにしている。

※ サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費は、月額報酬のため、同一の月に複数回行ったとしても1月当たりの所定単位数（1回分）しか算定することはできない。（Q&A（平成29年3月31日）問52）

・機能強化型サービス利用支援費に係る 各要件

(一) 共通事項

ア 共通

【(ア) 人員配置要件】

- a 質の高い相談支援の提供を図るため、常勤（機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ）を除く。）かつ専従の相談支援専門員を2名から4名以上配置し、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員（以下「現任研修修了者」という。）であることを要件とする。
- b 配置される相談支援専門員については、原則専従であることが要件であるが、同一敷地内にある事業所における指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所若しくは指定自立生活援助事業所、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業の業務（ただし、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業の業務と兼務する場合については、当該業務を委託する市町村が認める場合に限る。）と兼務しても差し支えないこととしている。

このほか、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、一部の相談支援専門員につき兼務しても差し支えないものとしている（機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ）を除く。）。

【(イ) 留意事項伝達会議】

「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議」は、次のaからcまでに掲げる要件をいずれも満たすものでなければならない。なお、会議については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものである。

- a 議題については、少なくとも次のような議事を含めること。
 - (a) 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針
 - (b) 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策
 - (c) 地域における事業者や活用できる社会資源の状況
 - (d) 保健医療及び福祉に関する諸制度
 - (e) アセスメント及びサービス等利用計画の作成に関する技術
 - (f) 利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針
 - (g) その他必要な事項
- b 議事については、記録を作成し、5年間保存しなければならないこと。
- c 「定期的」とは、概ね週1回以上であること。なお、一体的に管理運営を行う事業所であってイの(イ)のaの(c)に定める会議を開催した週については、当該会議をもって本会議を開催したことで差し支えない。

【(ウ) 現任研修修了者同行による研修】

現任研修修了者の同行による研修については、当該現任研修修了者が、新規に採用した従業者に対し、適切な指導を行うこと。なお、テレビ電話装置等を活用して行われる研修についても、当該現任研修修了者による適切な指導等が可能な体制が確保されている場合は対象に含めて差し支えない。

なお、一体的に管理運営を行う事業所の場合、現任研修修了者が配置されていない事業所に新規に採用した従業者がいる場合、他の一体的に管理運営を行う事業所に配置された現任研修修了者により適切な指導を行う必要がある。

【(エ) 支援困難ケースの受入】

自ら積極的に支援困難ケースを受け入れなければならない、そのため、常に基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会との連携を図らなければならないこと。

【(オ) 事例検討会への参加】

基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会が実施する事例検討会等に参加していること。

【(カ) 取扱件数】

取扱件数については、当該指定特定相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所においてそれぞれ40件未満であること。

また、取扱件数は、1月の当該指定特定相談支援事業所全体の計画相談支援対象障害者等の数の前6月の平均値以下「計画相談支援対象障害者等の平均数」という。を、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員（相談支援員については、1人につき相談支援専門員0.5人とみなして算定する。）の員数の前6月の平均値以下「相談支援専門員の平均員数」という。で除して得た数とする。

なお、当該指定特定相談支援事業所が指定障害児相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を行った障害児相談支援対象保護者の数も取扱件数に含むものとする。

イ 複数事業所が協働により体制を確保する場合

【(ア) 趣旨】

障害福祉サービス等の利用者が少ないあるいは地域に分散している等により、単独の事業所で機能強化型サービス利用支援費の算定要件を満たすことが困難であっても、複数の指定特定相談支援事業所間で一体的に管理運営を行うための必要な体制を構築した上で、当該事業所全体をもって人員配置及び24時間の連絡体制が確保されていることにより、(二)のA及びイ、(三)のA及びイ並びに(四)のAに規定する要件を満たすことを可能とするものである。

【(イ) 要件】

次のaからcまでに掲げる要件をいずれも満たしているものでなければならない。

a 体制要件

次の(a)から(c)までに掲げる要件をいずれも満たしていること。

- (a) 協働体制を確保する事業所間において、協定を締結していること。
- (b) 機能強化型サービス利用支援費に係る各要件を満たしているかについて、協定を締結した事業所間において定期的月1回に確認が実施されていること。
- (c) 原則、全職員が参加するケース共有会議、事例検討会等を月2回以上共同して実施していること。なお、会議等については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものである。

b 事業所要件

次の(a)又は(b)に掲げる要件のいずれかを満たしていること。なお、一体的に管理運営を行う事業所の範囲は、原則として同一市町村又は同一圏域内の地域生活支援拠点等を構成している場合に限る。

- (a) 一体的に管理運営を行う事業所それぞれが、計画相談支援基準第19条に規定する運営規程において、地域生活支援拠点等であることを市町村により位置付けられていることを定めていること。
- (b) 地域生活支援拠点等の拠点関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。

なお、拠点関係機関との連携体制を確保することについては、支援が必要な者への対応について協議する体制及び緊急時に連絡をとれる体制を確保していることとする。

また、協議会に定期的に参画していることについては、協議会の構成員として定期的に専門部会等に参加し、個別事例の報告等を行っていることとする。

c 人員配置要件（各事業所）

当該指定特定相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、常勤専従の相談支援専門員をそれぞれ1名以上配置していること。

(二) 機能強化型サービス利用支援費（I）について

ア 人員配置要件

常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修修了者であること。

ただし、3名現任研修修了者1名を含む。を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の業務を兼務しても差し支えないものとする。

イ 24時間の連絡体制

24時間連絡可能な体制とは、営業時間と同様の体制をとることを求めるものではなく、営業時間外においては、利用者が緊急事態に際しても担当者と携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要があることをいうものである。営業時間外の体制は当該事業所の相談支援専門員の輪番制による対応等によることも可能であること。

ウ 協議会への参画

協議会に構成員として定期的に参画し、他の構成員である関係機関等との連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること。具体的には、定期的に専門部会等に参加し、個別事例の報告等、地域づくりに向けた検討及びそれに伴い必要な取組を当該関係機関等と連携して行うこととする。

エ 基幹相談支援センターによる取組への参画

基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。具体的には、地域生活支援事業通知の別紙1地域生活支援事業実施要綱別記13相談支援事業実施要領の3の(1)のイの(イ)に規定されている基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化の取組に協力していることとする。

(三) 機能強化型サービス利用支援費（Ⅱ）について

ア 人員配置要件

常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修修了者であること。

ただし、2名現任研修修了者1名を含む。を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の業務を兼務しても差し支えないものとする。

なお、その他の兼務の取扱いについては、(一)のアの(7)のbを参照すること。

イ 24時間の連絡体制

(二)のイの規定を準用する。

ウ 協議会への参画

(二)のウの規定を準用する。

エ 基幹相談支援センターによる取組への参画

(二)のエの規定を準用する。

(四) 機能強化型サービス利用支援費（Ⅲ）について

ア 人員配置要件

常勤かつ専従の相談支援専門員を2名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修修了者であること。

ただし、現任研修修了者1名を除いた相談支援専門員については、指定特定相談支援事業所の業務に支障がないと市町村が認めた場合においては、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の業務を兼務しても差し支えないものとする。

なお、その他の兼務の取扱いについては、(一)のアの(7)のbを参照すること。

イ 協議会への参画

(二)のウの規定を準用する。

ウ 基幹相談支援センターによる取組への参画

(二)のエの規定を準用する。

(五) 機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ）について

ア 人員配置要件

専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が常勤の現任研修修了者であること。本区分については、(一)のアの(7)のbに規定する業務を除き、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の業務を兼務することはできないことに留意すること。

(六) その他

イ 経過措置

(ア) 拠点関係機関との連携

令和8年度末までの間、市町村が地域生活支援拠点等を整備していない場合、(一)のイの(イ)のbの(b)に規定する要件については、拠点関係機関との連携体制を確保することに代えて、地域生活支援拠点等の役割の一部である緊急事態等への対応及び地域における生活に移行するための活動に関する取組に協力することで足りるものである。

なお、当該協力にあたっては、市町村及び基幹相談支援センター（基幹相談支援センターが未設置の場合はその他の地域の中核的な役割を担う相談支援事業所でも可とする）と日頃から利用者の緊急事態に備えた対応や入所施設・病院棟からの地域移行に関する事項について連携を図ること。

一定のケアマネジメントが行われていない場合の減算	(イ) 基幹相談支援センターによる取組への参画 令和8年度末までの間、市町村が基幹相談支援センターを設置していない場合、(二)のエ、(三)のエ及び四のウに規定する要件については、基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していることに代えて、基幹相談支援センターに準ずる地域の相談支援の中核を担う機関が行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していることとする。 なお、地域の相談支援の中核を担う機関とは、具体的には、主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ）を算定する指定特定相談支援事業所等を想定している。また、地域の相談支援体制の強化の取組については、(二)のエの規定を参照すること。		
	2) 以下の基準のいずれかを満たさない場合には、所定単位数を算定しない取扱いをしていますか。 ① サービス等利用計画の作成に当たってのアセスメントに係る「利用者の居宅等への訪問」による「利用者及びその家族への面接等」（P13の7の業務） ② サービス等利用計画案の「利用者又はその家族への説明」、「利用者又は障がい児の保護者の文書による同意」（P14、P15の10、13）の業務） ③ サービス等利用計画案及びサービス等利用計画の「利用者又は障がい児の保護者への交付」、「担当者への交付」（P14の11、P15の14）の業務） ④ 「サービス担当者会議の開催等」による「担当者への説明」、「専門的な意見の聴取」（P14の12）の業務）	☐ いる ☐ いない	
	【継続サービス利用支援費も同様の取扱い】 3) 障害児相談支援対象保護者に対して計画相談支援を行う場合には、所定単位数を算定しない取扱いをしていますか。	☐ いる ☐ いない	
	※ 障害児相談支援対象保護者に対して計画相談支援を行う場合には、児童福祉法に基づく障害児相談支援給付費が算定される。		
	【継続サービス利用支援費も同様の取扱い】 4) 同一の月に継続サービス利用支援とサービス利用支援を行う場合、次のとおり取り扱っていますか。 - 計画相談支援費については、障害福祉サービス又は地域相談支援（以下「障害福祉サービス等」という。）の支給決定等の有効期間の終期月等において、継続サービス利用支援を行った結果、支給決定等の更新等の申請がなされ、同一の月に当該申請に係るサービス利用支援を行った場合には、サービス等利用計画作成の一連の支援であることから、継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみ算定するものとする。 - 障害福祉サービス等の支給決定等に当たってサービス利用支援を行った後、同一の月に当該支給決定等に係るサービスの利用状況を検証するための継続サービス利用支援を行った場合には、サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の両方を算定できるものとする。	☐ いる ☐ いない	
【特定相談】 3 継続サービス利用支援費 費用別表 1 □ 費用通知 4 1	1) 利用者に対して、継続サービス利用支援を行った場合、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により1月につき所定単位数を算定していますか。 - 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅰ） 1, 7 6 1単位 - 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅱ） 1, 6 6 1単位 - 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅲ） 1, 5 5 8単位 - 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅳ） 1, 4 0 8単位 - 継続サービス利用支援費（Ⅰ） 1, 3 0 8単位 取扱件数が40未満である場合又は40以上である場合において、40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。 - 継続サービス利用支援費（Ⅱ） 6 0 6単位 取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。 ※ 取扱件数、割り当て等は、サービス利用支援費の場合と同様のため省略。 ※ モニタリング期間ごとに継続サービス利用支援を実施する場合に算定するが、対象者が不在である等により当該期間ごとに設定された継続サービス利用支援の実施予定月の翌月となった場合であって、市町村がやむを得ないと認めるときは、当該翌月においても継続サービス利用支援費を算定できる。なお、機能強化型サービス利用支援費についても同様である（以下「障害児相談支援対象保護者に指定計画相談支援を行う場合の取扱」「同一の月に指定継続サービス利用支援と指定サービス利用支援を行う場合について」から「居宅介護支援費重複減算及び介護予防支援費重複減算の取扱いに」において同じ。）。 2) 以下の基準のいずれかを満たさない場合には、所定単位数を算定しない取扱いをしていますか。		

一定のケアマネジメントが行われていない場合の減算	① モニタリング期間ごとに、「利用者の居宅等への訪問」による「利用者又は障がい児の保護者への面接等」(P12の2)の業務)		
	② サービス等利用計画の変更についての以下の a) ～ d) までに準じた手続の実施		
	a) サービス等利用計画の作成に当たってのアセスメントに係る「利用者の居宅等への訪問」による「利用者及びその家族への面接等」 (P13の7)の業務)		
	b) サービス等利用計画案の「利用者又はその家族への説明」、「利用者又は障がい児の保護者の文書による同意」 (P15の13)の業務)		
	c) サービス等利用計画案及びサービス等利用計画の「利用者又は障がい児の保護者への交付」、「担当者への交付」 (P15の14)の業務)		
	d) 「サービス担当者会議の開催等」による「担当者への説明」、「専門的な意見の聴取」 (P14の12)の業務)		
	※ ・障害児相談支援対象保護者に計画相談支援を行う場合の取扱い ・同一の月に継続サービス利用支援とサービス利用支援を行う場合 ・平成30年度の経過措置 については、サービス利用支援費の場合と同様		
	※ モニタリングの結果、サービス等利用計画等の変更や新たな支給決定等に係る勧奨が必要ない場合であっても、継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助の報酬は算定できる。(Q&A (平成29年3月31日) 問50)		
	※ 契約変更した場合 (Q&A (平成29年3月31日) 問51)		
	問 事業者の廃止や利用者の市町村内の転居等により、別の事業者に変更した場合であって、契約変更後の事業者が、契約変更前の事業者からサービス等利用計画を引き継ぎ、利用者の状況を把握するため利用者と面接したりサービス担当者会議を行う等モニタリングを行った場合に、継続サービス利用支援費を算定することは可能か。		
	答 契約変更後の事業者がモニタリング月ではない月に継続サービス利用支援を行う場合には、市町村に報告し、モニタリング期間の変更を行った上で継続サービス利用支援費を算定することは可能である。		
	※ 契約変更した場合 (Q&A (平成29年3月31日) 問58)		
	問 契約変更前の事業者が継続サービス利用支援を行った場合は、同一月に契約変更後の事業者は継続サービス利用支援費を算定できるか。		
	答 契約変更後の事業者が継続サービス利用支援を行った場合には、継続サービス利用支援費を算定できるが、その場合には、契約変更前の事業者は継続サービス利用支援費を算定できない。 このような場合、変更前の事業者は、転居等に関する利用者の意向を確認しておくべきである。 なお、契約変更後の事業者がケースを引き継ぐ場合には、ケースを円滑に引き継げるよう配慮すること。		
【児相談】	1) 障がい児の保護者に対して、障害児支援利用援助を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により1月につき所定単位数を算定していますか。	☐ いる ☐ いない	
4 障害児支援利用援助費	・機能強化型障害児支援利用援助費 (Ⅰ) 2, 201単位		
	・機能強化型障害児支援利用援助費 (Ⅱ) 2, 101単位		
児費用別表	・機能強化型障害児支援利用援助費 (Ⅲ) 2, 016単位		
1 イ	・機能強化型障害児支援利用援助費 (Ⅳ) 1, 866単位		
児費用通知	機能強化型障害児支援利用援助費 (Ⅰ) から (Ⅳ) までについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定障害児相談支援事業所における障害児相談支援対象保護者の数を当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員の員数 (前6月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は推定数とする。以下「相談支援専門員の平均員数」という。) で除して得た数 (以下、「取扱件数」という。) の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。		
4 1	・障害児支援利用援助費 (Ⅰ) 1, 766単位 注) 障害児相談支援事業者と特定相談支援事業者の指定を併せて受け、かつ、同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、障害児相談支援対象保護者の数及び計画相談支援対象障害者等の数の合計数とする。		
	・障害児支援利用援助費 (Ⅱ) 815単位 取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。		

	【以下は、継続障害児支援利用援助費も同様の取扱い】 $\text{※取扱件数} = \frac{\text{1月の障害児相談支援対象保護者の数の前6月の平均値}}{\text{相談支援専門員の員数の前6月の平均値}}$ なお、当該事業所が特定相談支援事業所も一体的に運営している場合は、サービス利用支援又は継続サービス利用支援を提供した計画相談支援対象障害者等の数も取扱件数に含むものとする。 取扱件数が40件以上の場合は、40件以上に相当する件数に相談支援専門員の平均員数を乗じた件数(小数点以下の端数は切り捨て)が、算定月における障害児支援利用援助費(Ⅱ)を適用する件数となる。 ※割り当て 障害児支援利用援助費(Ⅰ)又は(Ⅱ)の利用者ごとの割り当てに当たっては、利用者の契約日が新しいものから順に、40件目(相談支援専門員の平均員数が1を超える場合にあっては、40に相談支援専門員の平均員数を乗じた件数(小数点以下の端数は切り捨て))以降の件数分について、(Ⅱ)を割り当て、それ以外の利用者について、(Ⅰ)を割り当てること。 なお、当該事業所が指定特定相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定特定相談支援事業所における利用者の契約日が新しいものから順に割り当て、その後に指定障害児相談支援事業所の利用者の契約日が新しいものから順に割り当てること。 ※ 関連するQ&Aは、P28・29を参照のこと。								
一定のケアマネジメントが行われていない場合の減算	2) 以下の基準のいずれかを満たさない場合には、所定単位数を算定しない取扱いをしていますか。 <table border="1" data-bbox="981 745 1476 817"> <tr> <td>☐ いる</td> <td></td> </tr> <tr> <td>☐ いない</td> <td></td> </tr> </table> ① 障害児支援利用計画の作成に当たってのアセスメントに係る「障がい児の居宅への訪問」による「障がい児及びその家族への面接等」(P13の6)の業務) ② 障害児支援利用計画案の「障がい児及びその家族への説明」、「障がい児又は障がい児の保護者の文書による同意」(P14の9、12)の業務) ③ 障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画の「障がい児又は障がい児の保護者への交付」、「担当者への交付」(P14の10、P15の13)の業務) ④ 「サービス担当者会議の開催等」による「担当者への説明」、「専門的な意見の聴取」(P14の11)の業務) 【継続障害児支援利用援助費も同様の取扱い】 3) 同一の月に継続障害児支援利用援助と障害児支援利用援助を行う場合、次のとおり取り扱っていますか。 <table border="1" data-bbox="981 1064 1476 1131"> <tr> <td>☐ いる</td> <td></td> </tr> <tr> <td>☐ いない</td> <td></td> </tr> </table> - 障害児相談支援費については、通所給付決定の有効期間の終期月等において、継続障害児支援利用援助を行った結果、通所給付決定の更新等の申請がなされ、同一の月に当該申請に係る障害児支援利用援助を行った場合には、障害児支援利用計画の作成の一連の支援であることから、継続障害児支援利用援助費は算定せず、障害児支援利用援助費のみ算定するものとする。 - 通所給付決定に当たって障害児支援利用援助を行った後、同一の月に当該通所給付決定に係るサービスの利用状況を検証するための継続障害児支援利用援助を行った場合には、障害児支援利用援助費及び継続障害児支援利用援助費の両方を算定できるものとする。	☐ いる		☐ いない		☐ いる		☐ いない	
☐ いる									
☐ いない									
☐ いる									
☐ いない									
【児相談】 5 継続障害児支援利用援助費 児費用別表 1 □ 児費用通知 4 1	1) 利用者に対して、サービス利用支援を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により1月につき所定単位数を算定していますか。 <table border="1" data-bbox="981 1406 1476 1512"> <tr> <td>☐ いる</td> <td></td> </tr> <tr> <td>☐ いない</td> <td></td> </tr> </table> - 機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅰ) 1, 896単位 - 機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅱ) 1, 796単位 - 機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅲ) 1, 699単位 - 機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅳ) 1, 548単位 機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)から(Ⅳ)までについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定障害児相談支援事業所における障害児相談支援対象保護者の数を当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員の員数(前6月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は推定数とする。以下「相談支援専門員の平均員数」という。)で除して得た数(以下、「取扱件数」という。)の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。 - 継続サービス利用支援費(Ⅰ) 1, 448単位 - 取扱件数が40未満である場合又は40以上である場合において、40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。 - 継続サービス利用支援費(Ⅱ) 662単位 - 取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。	☐ いる		☐ いない					
☐ いる									
☐ いない									

一定のケアマネジメントが行われていない場合の減算	※ 取扱件数、割り当て等は、サービス利用支援費の場合と同様のため省略 ※ モニタリング期間を踏まえ、市町村が障がい児等の心身の状況等を勘案して柔軟かつ適切に設定する期間ごとに継続障害児支援利用援助を実施する場合に算定するが、対象者が不在である等により当該期間ごとに設定された継続障害児支援利用援助の実施予定月の翌月となった場合であって、市町村がやむを得ないと認めるときは、当該翌月においても継続障害児支援利用援助費を算定できる。		
	2) 以下の基準のいずれかを満たさない場合には、所定単位数を算定しない取扱いをしていますか。	☐ いる ☐ いない	
	① モニタリング期間ごとに、「障がい児の居宅への訪問」による「障がい児又はその家族への面接等」(P12の2)の業務) ② 障害児支援利用計画の変更についての以下の a) ～ d) までに準じた手続の実施 a) 障害児支援利用計画の作成に当たってのアセスメントに係る「障がい児の居宅への訪問」による「障がい児及びその家族への面接等」(P13の6)の業務) b) 障害児支援利用計画案の「障がい児及びその家族への説明」、「障がい児又は障がい児の保護者の文書による同意」(P14の12)の業務) c) 障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画の「障がい児又は障がい児の保護者への交付」、「担当者への交付」(P15の13)の業務) d) 「サービス担当者会議の開催等」による「担当者への説明」、「専門的な意見の聴取」(P14の11)の業務) ※ 同一の月に継続障害児支援利用援助と障害児支援利用援助を行う場合については、障害児支援利用援助費の場合と同様 ※ 関連するQ&Aは、P33を参照のこと。		
【特定相談】 6 居宅介護支援費等重複減算 費用別表 1 注6, 7, 8 費用通知 4 1 (5)	1) 相談支援専門員又は相談支援員が、計画相談支援対象障害者等であって、介護保険法に規定する要介護状態区分が「要介護1」又は「要介護2」のものに対して、同法に規定する居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算(Ⅰ)として、次に掲げる区分に応じ、1月につきそれぞれ次に掲げる単位を所定単位数から減算していますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 非該当	
	①～④ 機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)～(Ⅳ) 582単位 ⑤ サービス利用支援費(Ⅰ) 582単位 ⑥～⑨ 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)～(Ⅳ) 633単位 ⑩ 継続サービス利用支援費(Ⅰ) 633単位		
	2) 相談支援専門員又は相談支援員が、計画相談支援対象障害者等であって、要介護状態区分が「要介護3」、「要介護4」又は「要介護5」のものに対して、居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算(Ⅱ)として、次に掲げる区分に応じ、1月につきそれぞれ次に掲げる単位を所定単位数から減算していますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 非該当	
	①～④ 機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)～(Ⅳ) 894単位 ⑤ サービス利用支援費(Ⅰ) 894単位 ⑥ サービス利用支援費(Ⅱ) 54単位 ⑦～⑩ 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)～(Ⅳ) 945単位 ⑪ 継続サービス利用支援費(Ⅰ) 945単位 ⑫ 継続サービス利用支援費(Ⅱ) 243単位		
	3) 相談支援専門員又は相談支援員が、計画相談支援対象障害者等であり、かつ、介護保険法に規定する要支援状態区分が「要支援1」又は「要支援2」のものに対して、同法第58条第1項に規定する介護予防支援と一体的に指定継続サービス利用支援を行い、継続サービス利用支援費(継続サービス利用支援費(Ⅱ)を除く)を算定した場合に、介護予防支援費重複減算として、1月につき「20単位」を所定単位数から減算していますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 非該当	
7 情報公表未報告減算 費用別表 1 注9 法	※ 居宅介護支援費重複減算及び介護予防支援費重複減算については、一人の相談支援専門員が、要介護又は要支援の者に対し、居宅介護支援又は介護予防支援と一体的に計画相談支援を提供する場合に減算するものである。		
	1) 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 非該当	
	※ 法第76条の3第1項：指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに指定障害者支援施設等の設置者(以下この条において「対象事業者」という。)は、指定障害福祉サービス等、指定地域相談支援又は指定計画相談支援(以下この条において「情報公表対象サービス等」という。)の提供を開始しようとするとき、その他主務省令で定めるときは、主務省令で定めるところにより、情報公表対象サービス		

第76条の3 第1項 費用通知 1 (12)	等情報を、当該情報公表対象サービス等を提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。 ※ 障害福祉サービス等情報公表制度の施行について(障害発0329第5号令和6年3月29日)など ※ 所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、当該各種加算を含めた単位数の合計数に対して100分の5となるものではない。ただし、複数の減算事由に該当する場合にあっては、所定単位数に各種減算をした上で得た単位数(減算後基本報酬所定単位数)に対する100分の5に相当する単位数を減算後基本報酬所定単位数から減算する。 ※ 当該減算については、法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない事実が生じた場合に、その翌月(基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月)から報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算する。		
8 業務継続計画未策定減算 費用別表 1 注10 基準 第20条の2 費用通知 1 (13)	1) 指定基準第20条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。 ※ 第20条の2 指定特定相談支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定計画相談支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2 指定特定相談支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 3 指定特定相談支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。 【経過措置】 令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。ただし、計画相談支援、障害児相談支援等については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。 ※ 指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき求められる業務継続計画の策定及び当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない事実が生じた場合に、その翌月(基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月)から基準を満たさない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算する。 ※ 所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、当該各種加算を含めた単位数の合計数に対して100分の1となるものではないことに留意すること。ただし、複数の減算事由に該当する場合にあっては、当該所定単位数に各種減算をした上で得た単位数(減算後基本報酬所定単位数)に対する100分の1に相当する単位数を減算後基本報酬所定単位数から減算する。		☐ いる ☐ いない ☐ 非該当
9 虐待防止未措置未実施減算 費用別表 1 注11 基準 第28条の2 費用通知 1 (15)	1) 指定基準第28条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。 ※ 第28条の2 指定特定相談支援事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 1 当該指定特定相談支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 2 当該指定特定相談支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 3 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 ※ 所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とすること。ただし、複数の減算事由に該当する場合にあっては、当該所定単位数に各種減算をした上で得た単位数(減算後基本報酬所定単位数)に対する100分の1に相当する単位数を減算後基本報酬所定単位数から減算する点に留意すること。 ※ 減算については、指定基準28条の2に規定する場合のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、速やかに改善計画を都道府県知事等に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事等に報告し、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算する。なお、「事実が生じた」とは、運営基準を満たしていない状況が確認されたことを指す。		☐ いる ☐ いない ☐ 非該当
10 加算共通	※併給できない加算 問(令和3年度の報酬改定で)加算が複数創設されているが、既存の加算と支援の内容が重複する場合、どのように算定したらよいか。(Q&A VOL. 2 (令和3年4月8日) 問27)		

答 以下に記載する例のとおり、同一の支援業務においては複数の加算を算定することはできないため、いずれかの加算を選択し請求を行う必要がある。

- ① 居宅介護支援事業所等連携加算における「情報提供」及び「会議参加」と入院時情報連携加算
- ② 居宅介護支援事業所等連携加算における「会議参加」と退院・退所加算
- ③ 集中支援加算における「会議参加」と入院時情報連携加算（Ⅰ）と退院・退所加算

問（平成30年度の報酬改定で）加算が複数創設されているが、全て併給が可能か。また、記録の作成が必要な加算についてはどのように記録したら良いのか。（Q&A（平成30年3月30日）問79）

答 以下の場合については、加算の併給はできない。

- ① 退院・退所加算と初回加算の併給
- ② 医療・保育・教育機関等連携加算と初回加算又は退院・退所加算（当該退院等施設のみとの連携の場合）の併給

記録については、別添資料2の標準様式を参考として作成し、5年間保存しなければならない。

注）平成30年度報酬改定のQ&Aにおける別添資料2の標準様式は、令和3年度報酬改定のQ&A VOL.2の問28（下記参照）により廃止となった。

問 記録の作成が必要な加算については、どのように記録したら良いか。また、加算の算定要件となる業務の挙証書類については、基準省令で定める記録（相談支援台帳等）等に記載、保管することで足りることとされたが、具体的にどのような記載事項を想定しているのか。（Q&A VOL.2（令和3年4月8日）問28）

答 各加算（体制を評価するものを除く）の算定を挙証するためには、該当する支援について、以下の表に掲げる事項を含む記録の作成が必要である。

これらは、基準省令第30条第2項に定める記録に必要な事項の記載がある場合、別途重ねて記録を作成する必要はない。ただし、**運営指導**等において市長等から求めがあった場合には直ちに提示できるよう整理し保管すること。

なお、個々の利用者ごとに相談支援を提供した都度作成する支援経過等の記録や会議録が基準省令第30条第2項に定める記録に含まれるものとして一体的に管理・保存されている場合、当該記録や会議録を含めて当該基準省令に定める記録として取り扱うことができる。

例えば、関係機関が主催する利用者の支援の方向性を検討する会議に参加し、その会議録を当該基準省令に定める記録の一部として一体的に管理・保存した場合、集中支援加算（会議参加）を算定する場合であっても、別途加算を挙証するための記録を作成することは不要である。ただし、他機関が作成した会議録等を受領し、そのまま自事業所の記録へ転用することは適切でなく、加えて少なくとも自事業所の記録様式に自らの所見（考察）等を記録することが必要である。

加算名	記録に記載する事項
【利用者及び家族への面接に係る加算】 初回加算（重ねて算定する場合） 集中支援加算（訪問） 居宅介護事業所等連携加算（訪問） 保育・教育等移行支援加算（訪問）	・利用者氏名 ・担当相談支援専門員氏名 ・面接を行った年月日、場所及び開始時刻・終了時刻 ・面接の内容
入院時情報連携加算（Ⅰ）	・利用者氏名 ・担当相談支援専門員氏名 ・機関名、対応者氏名 ・開催年月日、場所及び開始時刻、終了時刻 ・情報共有や情報提供等の概要
退院・退所加算 医療・保育・教育連携加算	・利用者氏名 ・担当相談支援専門員氏名 ・機関名 ・対応者氏名 ・開催年月日、場所及び開始時刻、終了時刻 ・情報交換等の内容、情報交換の結果からサービス等利用計画に反映されるべき事項
【会議の開催、参加に係る加算】 集中支援加算（会議開催、会議参加） 居宅介護事業所等連携加算（会議参加） サービス担当者会議実施加算 地域体制強化共同支援加算 保育・教育等移行支援加算（会議参加）	・利用者氏名 ・担当相談支援専門員氏名 ・開催年月日、場所、開始時刻・終了時刻及び出席者（氏名、所属・職種） ・検討内容の概要※（例：支援の経過、支援上の課題、課題への対応策） ※検討事項等に係る詳細については留意事項通知のとおり。

	サービス提供時モニタリング加算 ・利用者氏名 ・担当相談支援専門員氏名 ・訪問した機関名、場所及び対応者氏名 ・訪問年月日、開始時刻、終了時刻 ・確認した障害福祉サービスにおけるサービスの提供状況 ・サービス提供時の利用者の状況 ・その他必要な事項	
	※基本報酬を算定していない月でも請求可能な加算 問 令和3年度の報酬改定で創設された加算の中で、基本報酬を算定していない月でも請求可能な加算はあるか。(Q&A VOL. 2 (令和3年4月8日) 問30) 答 以下の加算については、基本報酬を算定しない月にものみ算定可能である。 ① 集中支援加算 ② 居宅介護支援事業所等連携加算、保育・教育等移行支援加算における「訪問」及び「会議参加」 問 平成30年度の報酬改定で創設された加算の中で、基本報酬を算定していない月でも請求可能な加算はあるか。また、当該加算を単独で請求した場合、当該加算に対して特定事業所加算などの体制加算を算定することは可能か。(Q&A (平成30年3月30日・5月23日訂正) 問80) 答 「入院時情報連携加算」、「居宅介護支援事業所等連携加算」及び「サービス提供時モニタリング加算」については、当該利用者について基本報酬を算定しない月においても、当該加算のみでの請求が可能である。 また、地域生活支援拠点等の届出を行っている事業所については、「地域生活支援拠点等相談強化加算(既にサービス等利用計画又は障害児支援利用計画を作成済みの利用者への対応に限る。)」及び「地域体制強化共同支援加算」も当該加算のみでの請求が可能である。 ただし、特定事業所加算などの体制加算は基本報酬にのみ加算されるため、上記加算に対して算定することはできない。 ※特定事業所加算は、令和3年度報酬改定に伴い廃止となった。	
11 特別地域加算 費用別表 1 注12 費用通知 4 2 児費用別表 1 注5 児費用通知 4 2	以下のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域(以下「特別地域」という。)に居住している利用者(障害児)に対して、計画相談支援(障害児相談支援)を行った場合に、	☐ いる ☐ いない ☐ 非該当
	特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。	
	【厚生労働大臣が定める地域】 ①山村振興法に基づく山村振興地域 飯能市(名栗)、ときがわ町(大櫛)、秩父市(浦山・上吉田・大滝)、横瀬町(芦ヶ久保)、皆野町(金沢・日野沢)、小鹿野町(三田川・倉尾・両神)、本庄市(本泉)、神川町(矢納) ②特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に基づく特定農山村地域 飯能市(名栗)、越生町(梅園)、ときがわ町(都幾川)、横瀬町(全域)、秩父市(吉田・上吉田・荒川・大滝)、皆野町(金沢・日野沢・三沢)、小鹿野町(全域)、東秩父村(全域)、本庄市(本泉)、神川町(神泉) ③過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域 秩父市(大滝)、小鹿野町(両神)、神川町(神泉)、東秩父村(全域) (「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣が定める地域」(平成21年厚生労働省告示第176号) 「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣が定める地域」(平成24年厚生労働省告示第233号)	
	※ 当該加算を算定する利用者に対して、運営規程に規定する通常の事業の実施地域を越えてサービスを提供した場合、基準に規定する交通費の支払いを受けることはできない。	
12 地域生活支援拠点等機能強化加算 費用別表 1 注13 費用通知4 3	1) こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定特定相談支援事業所において、イの(1)の機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)若しくは(2)の機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ)又はロの(1)の機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)若しくは(2)の機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅱ)を算定する場合に、地域生活支援拠点等機能強化加算として、所定単位数に500単位を加算していますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 非該当
	※ ただし拠点コーディネーター1人につき、当該指定特定相談支援事業所並びに当該指定特定相談支援事業所と相互に連携して運営される指定自立生活援助事業者、指定地域移行支援事業者及び指定地域定着支援事業者の事業所の単位において、1月につき100回を限度とする。	

	※ 障害者等の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、地域生活障害者等の緊急時に備えた相談や緊急時の対応、入院・入所からの地域移行の推進等、地域体制の構築を目的とする地域生活支援拠点等についての機能強化に資する取組を評価するもの。 ※ 計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援の全てのサービス（以下「拠点機能強化サービス」と総称する。）を一体的に運営していくこと又は拠点機能強化サービスに係る複数の事業者が地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営しており、かつ、市町村により地域生活支援拠点等に位置付けられた場合であって、相互の有機的な連携及び調整等の業務に従事する者（以下「拠点コーディネーター」という。が常勤で1以上配置されている事業所（拠点コーディネーターが当該事業所以外の拠点関係機関に配置されている場合を含む。以下「拠点機能強化事業所」という。について加算 ※ 拠点コーディネーターについては、専ら当該地域生活支援拠点等におけるコーディネート業務に従事することを基本とし、原則して、拠点コーディネーターが他の職務を兼ねることはできない。ただし、障害の特性に起因して生じる事態等における緊急的な支援や、地域生活障害者等の地域移行等に係る支援など、拠点コーディネーターが自ら支援を提供することについて市町村が特に必要と認める場合には、拠点機能強化事業所の他の職務に従事することができる ・算定にあたっての留意点 ア 該加算については、地域生活支援拠点等に配置された拠点コーディネーター1人当たり、1月につき100回を上限として算定する。この上限については、拠点機能強化事業所の単位における全ての拠点機能強化サービスの算定回数の合計であることから、相互に連携して運営する拠点機能強化事業所については、事前に毎月の算定回数の目安を共有しておくこと。 イ 拠点機能強化事業所は、1月に1回以上の頻度で、拠点コーディネーター及び拠点機能強化事業所の従業者が参加し、当該加算の算定状況の共有に加え、地域生活支援拠点等における機能の整備状況、支援において明らかになった地域課題の抽出及び共有その他地域生活支援拠点等の機能強化を推進するために必要な事項を協議すること。また、その協議内容については、市町村の職員出席や書面の提出等の方法により、市町村と共有すること。 ウ 当該加算の算定に係る事務処理等の詳細については、この通知に定めるもののほか、「地域生活支援拠点等の機能強化について（令和6年3月29日障障発0329第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）」を参照すること。		
13 利用者負担上限額管理加算	利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき150単位を加算していますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 非該当	
費用別表2 費用通知4 4 児費用別表2 児費用通知4 3	※ 「利用者負担額合計額の管理を行った場合」とは、利用者が、利用者負担合計額の管理を行う障害福祉サービス事業所（障害児通所支援事業所）、障害者支援施設等又は共生型障害福祉サービス事業所以外の障害福祉サービス（障害児通所支援又は障害福祉サービス）を受けた際に、上限額管理を行う事業所等が当該利用者の負担額合計額の管理を行った場合をいう。 なお、負担額が負担上限額を実際を超えているか否かは算定の条件としない。		
14 初回加算	新規にサービス等利用計画（障害児支援利用計画）を作成する利用者（障がい児の保護者）に対して、サービス利用支援（障害児支援利用援助）を行った場合その他の以下の厚生労働大臣が定める基準に適合する場合は、1月につき300単位（【児相談】500単位）を加算していますか。（次ページへ続く）	☐ いる ☐ いない ☐ 非該当	
費用別表3 費用通知4 5 児費用別表3 児費用通知4 4	【厚生労働大臣が定める基準】 （平成27年厚生労働省告示第180号 第1号）（平成27年厚生労働省告示第181号 第1号） 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 ① 新規にサービス等利用計画（障害児支援利用計画）を作成する計画相談支援対象障害者等（障害児相談支援対象保護者）に対してサービス利用支援（障害児支援利用援助）を行った場合 ② サービス等利用計画（障害児支援利用計画）を作成する月の前6月間において、障害福祉サービス又は地域相談支援（障害児通所支援又は障害福祉サービス）を利用していない計画相談支援対象障害者等（障害児相談支援対象保護者）に対してサービス利用支援（障害児支援利用援助）を行った場合 ③ 指定計画相談支援に係る契約をした日からサービス等利用計画案を交付した日までの期間が3ヶ月を超える場合であって、3ヶ月が経過する日以後に月2回以上、利用者の居宅等を訪問し又はテレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して、（当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に）面接を行った場合（月に1回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限る。） ※ ①の要件については、指定計画相談支援を利用せずに障害福祉サービス等を利用している計画相談支援対象障害者等についてサービス等利用計画を作成する場合についても含まれる。		

	※ ②の要件については、計画相談支援対象障害者等が障害福祉サービス等を利用する月の前6月間において障害福祉サービス等を利用していない場合に算定される。 ※ なお、テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要するものである。この場合においても、利用者等に対して面接方法に係る意向を確認するとともに、居宅等を訪問して面接することを希望する場合は、居宅等を訪問して面接するよう努めること。 ※ ③の要件を満たす場合については、その月分の初回加算に相当する額を加えた単位（所定単位数に当該面接を行った月の数（3を限度とする。）を乗じて得た単位数）を加算するものである。 ※ 初回加算の算定月から、前6月間において居宅介護支援事業所等連携加算を算定している場合は、初回加算を算定できない。 問 障害児相談支援に係る初回加算は、事業所の変更や転居等に伴い、違う事業所が新規で作成する場合も対象になるのか。 答 障害児相談支援対象保護者が、新規に障害児支援利用計画を作成する場合や、前6月間において障害児通所支援や障害福祉サービスの利用がない場合に対象となるものなので、事業所が変更になるだけでは対象にならない。 なお、セルフプランにより支給決定を受けている障害児が、初めて障害児支援利用計画を作成する場合も初回加算の対象となる。（Q&A（平成29年3月31日）問70） 問 障害児相談支援を利用していた障害児が、初めて計画相談支援を利用する場合について、計画相談支援の初回加算は算定可能か。また、計画相談支援を利用していた障害児が、初めて障害児相談支援を利用する場合も、障害児相談支援の初回加算は算定可能か。 答 算定できる。（Q&A（平成30年3月30日）問81）		
15 主任相談支援専門員配置加算 費用別表4 費用通知 4 6 児費用別表4 児費用通知 4 5	<table border="1" data-bbox="288 846 1098 952"> <tr> <td data-bbox="288 846 986 952">1) 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者（以下「主任相談支援専門員」という。）であるものとして市長に届け出た指定特定相談支援事業所において、当該主任相談支援専門員が、当該指定特定相談支援事業所等の従業者に対し、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に従い、その資質の向上のための研修を実施した場合に、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位を加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</td><td data-bbox="986 846 1098 952"> ☐ いる ☐ いない ☐ 非該当 </td></tr> </table> イ 主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ） 300単位 ロ 主任相談支援専門員配置加算（Ⅱ） 100単位 ※ 当該加算の対象となる事業所は、相談支援従事者主任研修を修了した常勤かつ専従の主任相談支援専門員を1名以上配置し、当該主任相談支援専門員が適切な助言・指導を行うことができる体制が整備されていることが必要となる。 ※ 主任相談支援専門員の兼務は、原則専従であるが、同一敷地内にある事業所の 障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所若しくは指定自立生活援助事業所、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業の業務（ただし、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業の業務と兼務する場合は、当該業務を委託する市町村が認める場合に限る。）と兼務しても差し支えない。このほか、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、一部の相談支援専門員につき兼務しても差し支えない。 【算定にあたっての留意事項】 当該加算は、主任相談支援専門員に求められる地域における中核的な役割を踏まえ、次に掲げる区分に応じ、算定する。 ①主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ） （一）事業所の要件 基幹相談支援センターの委託を受けている、児童発達支援センターに併設される又は地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認める指定特定相談支援事業所に限る。 （二）主任相談支援専門員が行うべき事項 主任相談支援専門員による地域における中核的な役割として期待される取組を特に評価するため、当該指定特定相談支援事業所の従業者に加え、当該指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の従業者に対しても、その資質の向上のための指導及び助言を実施した場合に算定できるものである。 なお、ここでいう「指導及び助言を実施した場合」とは次に掲げるいずれの要件も満たす体制が整備されていなければならない。 ア 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の開催 イ 新規に採用した全ての相談支援専門員に対する主任相談支援専門員の同行による研修の実施	1) 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者（以下「主任相談支援専門員」という。）であるものとして市長に届け出た指定特定相談支援事業所において、当該主任相談支援専門員が、当該指定特定相談支援事業所等の従業者に対し、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に従い、その資質の向上のための研修を実施した場合に、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位を加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	☐ いる ☐ いない ☐ 非該当
1) 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者（以下「主任相談支援専門員」という。）であるものとして市長に届け出た指定特定相談支援事業所において、当該主任相談支援専門員が、当該指定特定相談支援事業所等の従業者に対し、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に従い、その資質の向上のための研修を実施した場合に、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位を加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	☐ いる ☐ いない ☐ 非該当		

	ウ 当該相談支援事業所の全ての相談支援専門員に対して、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的として主任相談支援専門員が行う指導、助言 エ 基幹相談支援センターが実施する地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援（日常的な支援方針等を検討する場の設置・運営、事業所の訪問や相談支援従事者の業務への同行等による専門的な助言、研修会の企画・運営（相談支援従事者研修の実習の受入を含む。）等を基幹相談支援センターの職員と共同で実施していること。 ②主任相談支援専門員配置加算（Ⅱ） 当該指定特定相談支援事業所の従業者又は当該指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施した場合に算定できるものである。 なお、ここでの「研修を実施した場合」とは、①の（ニ）のアからウまでに規定する要件に加えて、次に掲げる要件も満たす体制が整備されていなければならない。 基幹相談支援センターが実施する地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援（日常的な支援方針等を検討する場の設置・運営、事業所の訪問や相談支援従事者の業務への同行等による専門的な助言、研修会の企画・運営（相談支援従事者研修の実習の受入を含む。）等）への主任相談支援専門員の協力（ただし、市町村が基幹相談支援センターを設置していない場合は、地域の相談支援の中核を担う機関が実施する取組への協力とする。）		
	2) 主任相談支援専門員は、指定自立生活援助、指定地域移行支援、指定地域定着支援及び指定障害児相談支援その他のこれに類する職務に従事していますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 非該当	
	3) 加算を算定している場合には、研修を修了した主任相談支援専門員を配置している旨を市町村へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示し、かつ公表していますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 非該当	
16 入院時情報連携加算	1) 利用者（障害児通所支援を利用する障がい児）が、病院又は診療所へ入院するに当たり、以下の こども家庭庁長官及び厚生労働大臣 が定める基準に従い、当該病院等の職員に対して、当該計画相談支援対象障害者等（当該障がい児）の心身の状況、生活環境等の当該計画相談支援対象障害者等（当該障がい児）に係る必要な情報を提供した場合は、次に掲げる区分に応じ、計画相談支援対象障害者等（障がい児）1人につき1月に1回を限度として、それぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 （ただし、（Ⅰ）と（Ⅱ）を同時に算定できません。）		
費用別表5 費用通知	・入院時情報連携加算（Ⅰ）	300単位	☐ いる ☐ いない
4 7 児費用別表5 児費用通知	・入院時情報連携加算（Ⅱ）	150単位	☐ いる ☐ いない
4 6	【厚生労働大臣が定める基準】（平成27年厚生労働省告示第180号 第3号）（平成27年厚生労働省告示第181号 第3号） ①入院時情報連携加算（Ⅰ） 病院又は診療所を訪問し、当該病院等の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。 ②入院時情報連携加算（Ⅱ） ①以外の方法により、当該病院等の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。 ※ 「必要な情報」とは、具体的には、利用者（障がい児及びその保護者）基本情報、利用者の状態、支援における留意点等、家族・世帯の状況、生活の状況、受診・服薬の状況等をいう。 ※ なお、医療機関との連携に当たっては、当該事項を記載した入院時情報提供書を作成し、当該利用者の同意の上、医療機関に提供することを基本とする。 ・手続き ※ 情報提供を行った日時、場所医療機関へ出向いた場合、内容、提供手段面談、FAX等等について記録基準省令第30条第2項に規定する記録をいう。以下同じ。を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。 ※ 当該利用者が重度訪問介護を利用して入院する場合は、当該利用者を支援する重度訪問介護事業所と連携の上当該入院に係る医療機関との連携を行うものとする。その際、入院時情報提供書は、当重度訪問介護事業所と共同で作成すること等も考えられるが、他の業所が代表して作成した入院時情報提供書を提供することのみをもって入院時情報連携加算を算定することはできない。		
	2) 当該加算を算定した場合、情報提供を行った日時、場所（病院・診療所へ出向いた場合）、内容、提供手段（面談、FAX等）などについて記録を作成していますか。また、その記録を5年間保存していますか。	☐ いる ☐ いない	
	※ 情報提供の方法としては、サービス等利用計画等（障害児支援利用計画等）の活用が考えられる。		
	※ 当該記録は、5年間保存するとともに、市長等から求めがあった場合は、提出しなければならない。		
	※ 記録に記載する事項は、令和3年度報酬改定のQ&A VOL.2の問28（P37参照）に示されている。		

17 退院・退所加算 費用別表6 費用通知 4 8 児費用別表6 児費用通知 4 7	1) 以下の①～⑤に該当する利用者（障がい児）が退院、退所等をし、障害福祉サービス等を利用する場合において、退院、退所等に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該利用者（当該障がい児及びその家族）に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画（障害児支援利用計画）を作成し、障害福祉サービス等の利用に関する調整を行った場合（注）には、入所、入院、収容又は宿泊の期間中につき3回を限度として200単位を加算していますか。（初回加算を算定する場合は除く。） 注）同一の利用者（障がい児）について、当該障害福祉サービス等の利用開始月に調整を行う場合に限る。 ①【特定相談】「障害者支援施設」、「のぞみの園」、「児童福祉施設（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。）」、「救護施設（生活保護法第38条第2項）」又は「更生施設（生活保護法第38条第3項）」（以下「 障害者支援施設等 」という。）に入所していた利用者 ②【児相談】「児童福祉施設（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。）」又は「 障害者支援施設 」に入所していた障がい児 ③「病院又は診療所」に入院していた利用者（障がい児） ④「刑事施設（刑務所・少年刑務所・拘留所）」、「少年院」又は「更生保護施設（更生保護事業法第2条第7項）」に収容されていた利用者（障がい児）（「 刑事施設等 」という。） ⑤「保護観察所に併設された宿泊施設（自立更生促進センター・就業支援センター）」又は「更生保護法第62条第2項の救護若しくは同法第85条第1項の更生緊急保護として利用させる宿泊施設（更生保護施設を除き、民間法人・団体等に委託して提供する宿泊施設（自立準備ホーム）」に宿泊していた利用者（障がい児） （補足説明） ⑤は、保護観察に付されている人や刑事上の手続き等による身体の拘束を解かれた人で、援助や保護が必要な場合に、宿泊場所などが提供され、必要な助言指導が行われるもの。	☐ いる ☐ いない ☐ 非該当	
	※ 初回加算を算定する場合、当該加算は算定できない。 ※ 「利用者（障がい児及びその家族）に関する必要な情報」とは、入院時情報連携加算において具体的に掲げた内容（注）に加え、入院、入所等の期間中の利用者（障がい児）に係る心身の状況の変化並びに退院、退所に当たって特に配慮等すべき事項の有無及びその内容をいう。 注）利用者（障がい児及びその保護者）の心身の状況（例えば障がいの程度や特性、疾患・病歴の有無など）、生活環境（例えば、家族構成、生活歴など）、日常生活における本人（障がい児）の支援の有無やその具体的状況及びサービスの利用状況 ※ 入院、入所等の期間中に実施した情報収集又は調整等に関して、当該利用者（当該障がい児）のサービス等利用計画（障害児支援利用計画）の作成に係るサービス利用支援費（障害児支援利用援助費）の算定に併せて 当該入院、入所の開始から退院、退所までの間において3回分を限度に加算を算定できるものであること。	☐ いる ☐ いない	
	2) 当該加算を算定した場合、面談を行った相手や面談日時、その内容の要旨及びサービス等利用計画（障害児支援利用計画）に反映されるべき内容に関する記録を作成していますか。また、その記録を5年間保存していますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 非該当	
	※ 当該記録は、5年間保存するとともに、市長等から求めがあった場合は、提出しなければならない。 ※ 記録に記載する事項は、令和3年度報酬改定のQ&A VOL.2の問28（P37参照）に示されている。		
【特定相談】 18 居宅介護支援事業所等連携加算 費用別表7 費用通知 4 9	1) 指定特定相談支援事業者が、計画相談支援対象障害者等が障害福祉サービス等を利用している期間において、次の(1)から(6)までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれ(1)から(6)までに掲げる単位数のうち該当した場合のもの（(1)から(6)までに掲げる場合のそれぞれについて2回を限度とする。）を合算した単位数を加算する。また、計画相談支援対象障害者等が障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して6月以内において、次の(1)から(6)までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれ(1)から(6)までに掲げる単位数のうち該当した場合のものを合算した単位数を加算する。 (1) 計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援又は指定介護予防支援（以下「指定居宅介護支援等」という。）の利用を開始するに当たり、当該指定居宅介護支援等を提供する指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）又は指定介護予防支援事業所（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号） 第3条第1項 に規定する指定介護予防支援事業所をいう。）（以下「指定居宅介護支援事業所等」といい、当該計画相談支援対象障害者等が利用する指定特定相談支援事業所と一体的に運営している場合を除く。）に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供し、当該指定居宅介護支援事業所等における居宅サービス計画（介護保険法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。）又は介護予防サービス計画（同法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。）の作成等に協力する場合【150単位】	☐ いる ☐ いない ☐ 非該当	

- (2) 計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援等の利用を開始するに当たり、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接する場合（月に1回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限り、1のイ又はロを算定する月を除く。）【300単位】
- (3) 計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援等の利用を開始するに当たり、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る指定居宅介護支援事業所等が開催する会議に参加する場合（1のイ又はロを算定する月を除く。）【300単位】
- (4) 計画相談支援対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用され、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センター又は当該通常の事業所の事業主等（以下この注において「障害者就業・生活支援センター等」という。）による支援を受けるに当たり、当該障害者就業・生活支援センター等に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供し、当該障害者就業・生活支援センター等における当該計画相談支援対象障害者等の支援内容の検討に協力する場合【150単位】
- (5) 計画相談支援対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接する場合（月に1回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限り、1のイ又はロを算定する月を除く。）【300単位】
- (6) 計画相談支援対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用され、障害者就業・生活支援センター等による支援を受けるに当たり、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る当該障害者就業・生活支援センター等が開催する会議に参加する場合（1のイ又はロを算定する月を除く。）【300単位】

・趣旨

※ 当該加算は、これまで障害福祉サービス等を利用していた利用者が、介護保険サービスを利用する場合又は通常の事業所に新たに雇用される場合であって、指定居宅介護支援事業所、指定介護予防支援事業所、雇用先の事業所、又は障害者就業・生活支援センター等（以下「雇用先事業所等」という。）へ引継ぐ場合において、一定期間を要するものに対し、当該利用者を担当している相談支援専門員が、者を担当している相談支援専門員が、以下に掲げるいずれかの業務を行った場合に所定単位数を加算するものである。

①指定居宅介護支援事業所等への情報提供

指定居宅介護支援事業所等に対して利用者に関する必要な情報を提供し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に協力する場合

②利用者等への訪問による面接（指定居宅介護支援等の利用関係）

利用者が指定居宅介護支援又は指定介護予防支援（以下「指定居宅介護支援等」という。）の利用を開始するに当たり、月2回以上、利用者等に面接する場合

③指定居宅介護支援事業所等が開催する会議への開催

利用者が指定居宅介護支援等の利用を開始するに当たり、指定居宅介護支援事業所等が開催する会議に参加する場合

④雇用先事業所等への情報提供

雇用先事業所等に対して利用者に関する必要な情報を提供し、雇用先事業所等における利用者の支援内容の検討に協力する場合

⑤利用者等への訪問による面接（利用者等の雇用関係）

利用者が通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月2回以上、利用者等に面接する場合

⑥雇用先事業所等が開催する会議への開催

利用者が通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、雇用先事業所等が開催する会議に参加する場合

・算定に当たっての留意事項

①指定居宅介護支援事業所等、雇用先事業所等への情報提供

計画相談支援報酬告示7の居宅介護支援事業所等連携加算の注中(1)及び(4)の「必要な情報の提供」は文書 この目的のために作成した文書に限る によるものをいう。

また、同注中(1)の「作成等に協力する場合」、同注中(4)の「支援内容の検討に協力する場合」とは、具体的には、介護保険法に規定する指定居宅介護支援事業所等の介護支援専門員や障害者就業・生活支援センターの職員等が実施するアセスメントに同行することや、当該利用者に関する直近のサービス等利用計画やモニタリング結果等を情報提供した上で、利用者の心身の状況、生活環境及びサービスの利用状況等を介護支援専門員等に対して説明を行った場合等をいう。

②利用者等への訪問による面接（指定居宅介護支援等の利用、利用者等の雇用関係）

同注中(2)及び(5)の「面接」については、テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要するものである。この場合においても、利用者等に対して面接方法に係る意向を確認するとともに、居宅等を訪問して面接することを希望する場合

	は、居宅等を訪問して面接するよう努めること。なお、「居宅等」とは、利用者の居宅、障害者支援施設等、病院をいう。 ③指定居宅介護支援事業所等、雇用先事業所等が開催する会議への参加 会議への参加については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものである。 ④加算の算定方法 当該加算は、趣旨の①から⑥までに該当する場合、障害福祉サービス等を利用している期間においては、1月につき同注中（１）から（６）までのそれぞれに定める単位数（それぞれ２回を限度とする）を合算した単位数を加算し、障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して６月以内においては、1月につきそれぞれに定める単位数を合算した単位数を加算する。例えば、計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援又は指定介護予防支援（以下「指定居宅介護支援等」という。）の利用を開始するにあたり、1月に居宅等を２回以上利用者等にし、面接を行いかつ、指定居宅介護支援事業所等が開催する会議に参加する場合は、それぞれ所定単位を算定できる。ただし、複数の指定居宅介護支援事業所等又は雇用先事業所等が開催する会議が同一日に連続して一体的に開催される場合、算定回数は１回とする。 また、当該加算は、利用者が指定居宅介護支援等の利用を開始する場合、通常の事業所等に新たに雇用された場合に算定できるものである。ただし、指定サービス利用支援費、指定継続サービス利用支援費、入院時情報連携加算又は退院・退所加算を算定している月は、当該加算は算定できない（同注中（１）及び（４）については、指定サービス利用支援費又は指定継続サービス利用支援費を算定している月でも算定可能である）。
	問 当該居宅介護支援等の利用開始日前６月以内に算定している場合は算定不可とあるが、異なる居宅介護支援事業所が居宅サービス計画を作成する場合は、６月以内でも算定可能か。 答 算定できる。（Ｑ＆Ａ（平成30年3月30日）問82）
	2) 当該加算を算定した場合、情報提供を行った日時、場所（居宅介護支援事業所等へ出向いた場合）、内容、提供手段（面談、☐いる☐いない FAX等）などについて記録を作成していますか。 ・手続 ※ 計画相談支援報酬告示7の居宅介護支援事業所等連携加算の注中（１）及び（４）を算定する場合は、情報提供を行った日時、場所（医療機関へ出向いた場合）、内容、提供手段（面談、FAX等）等について記録（基準省令第30条第2項に規定する記録をいう。以下同じ。）を作成し、５年間保存するとともに、市長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。 ※ 計画相談支援報酬告示7の居宅介護支援事業所等連携加算の注中（２）及び（５）を算定する場合は、面談日時、その内容の要旨に関する記録を作成し、５年間保存するとともに、市長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。 ※ 計画相談支援報酬告示7の居宅介護支援事業所等連携加算の注中（３）及び（６）を算定する場合は、会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、５年間保存するとともに、市長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。
【児相談】 19 保育・教育等移行支援加算 児費用別表7 児費用通知4 8	1) 指定障害児相談支援事業者が、障害児が障害福祉サービス若しくは地域相談支援又は障害児通所支援若しくは障害児入所支援（以下「障害福祉サービス等」という。）を利用している期間において、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数のうち該当した場合のもの（(1)から(3)までに掲げる場合のそれぞれについて２回を限度とする。）を合算した単位数を加算していますか。また、障害児が障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して６月以内において、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数のうち該当した場合のものを合算した単位数を加算していますか。 (1) 障害児が保育所、小学校その他の児童が集団生活を営む施設（以下この項目において「保育所等」という。）に通い、又は通常の事業所に新たに雇用され、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センター若しくは当該通常の事業所の事業主等（以下この項目において「障害者就業・生活支援センター等」という。）による支援を受けるに当たり、当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等に対して、当該障害児の心身の状況等の当該障害児に係る必要な情報を提供し、当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等における当該障害児の支援内容の検討に協力する場合【150単位】 (2) 障害児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月に２回以上、当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族に面接する場合（１のイ又はロを算定する月を除く。）【300単位】 (3) 障害児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用され、障害者就業・生活支援センター等による支援を受けるに当たり、当該障害児の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る当該保育所等又は障

	害者就業・生活支援センター等が開催する会議に参加する場合（1のイ又はロを算定する月を除く。）【300単位】 ※ 当該加算は、これまで障害福祉サービス等を利用していた利用者が、就学、進学する場合又は通常の事業所に新たに雇用される場合であって、保育所、小学校、特別支援学校、雇用先の事業所又は障害者就業・生活支援センター等（以下「関係機関」という。）へ引継ぐ場合において、一定期間を要するものに対し、当該利用者を担当している相談支援専門員が、情報提供を行い支援内容の検討に協力する場合、居宅への月2回以上の訪問による面接を行った場合、関係機関が開催する会議への参加を行った場合のいずれかの場合において、所定単位数を加算する。 障害児相談支援報酬告示7の保育・教育等移行支援加算の注中（1）の「必要な情報の提供」は文書（この目的のために作成した文書に限る）によるものをいう。 障害児相談支援報酬告示7の保育・教育等移行支援加算の注中（1）の「支援内容の検討に協力する場合」とは、具体的には、関係機関の職員等が実施するアセスメントに同行することや、当該利用者に関する直近の障害児支援利用計画やモニタリング結果等を情報提供した上で、利用者の心身の状況、生活環境及びサービスの利用状況等を保育所等の職員等に対して説明を行った場合等をいう。 ※ 当該加算は、（1）記載の場合、障害福祉サービス等を利用している期間においては、1月につき障害児相談支援報酬告示7の保育・教育等移行支援加算の注中（1）から（3）までのそれぞれに定める単位数（それぞれ2回を限度とする）を合算した単位数を加算し、障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して6月以内においては、1月につきそれぞれに定める単位数を合算した単位数を加算する。 例えば、障害児相談支援対象保護者が小学校等に就学するにあたり、1月に居宅を2回以上訪問し、面接を行いかつ、小学校等が開催する会議に参加する場合は、それぞれ所定単位を算定できる。 ただし、複数の関係機関が開催する会議が同一日に連続して一体的に開催される場合、算定回数は1回とする。 また、当該加算は、利用者が保育所等に通う場合、通常の事業所等に新たに雇用された場合に算定できるものである。 なお、指定障害児支援利用援助費、指定継続障害児支援利用援助費、入院時情報連携加算、退院・退所加算を算定している月は、当該加算は算定できない。		
20 医療・保育・教育機関等連携加算 費用別表8 費用通知 4 10 児費用別表8 児費用通知 4 9	2) 当該加算を算定した場合、情報提供を行った日時、場所（居宅介護支援事業所等へ出向いた場合）、内容、提供手段（面談、FAX等）などについて記録を作成していますか。 ※ 障害児相談支援報酬告示7の保育・教育等移行支援加算の注中（1）を算定する場合は、情報提供を行った日時、場所（医療機関へ出向いた場合）、内容、提供手段（面談、FAX等）等について記録（基準省令第30条第2項に規定する記録をいう。以下同じ。）を作成し、5年間保存するとともに、市長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。 ※ 障害児相談支援報酬告示7の保育・教育等移行支援加算の注中（2）を算定する場合は、面談日時、その内容の要旨に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。 ※ 障害児相談支援報酬告示7の保育・教育等移行支援加算の注中（3）を算定する場合は、会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。 ※ 記録に記載する事項は、令和3年度報酬改定のQ&A VOL.2の問28（P37参照）に示されている。		
	指定特定相談支援事業者が、次の(1)から(3)までに該当する場合に、1月にそれぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数を加算できる。		
	(1) 指定基準第2条第3項に規定する福祉サービス等を提供する機関（以下「福祉サービス等提供機関」という。）（障害福祉サービス等を行う者を除く。）(3)、注2及び10の注において同じ。）の職員等と面談又は会議を行い、計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を受けた上で、指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合（計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度とし、3の初回加算を算定する場合及び6の退院・退所加算を算定する場合であって、退院、退所等をする施設の職員のみから情報の提供を受けているときを除く。）次の(一)又は(二)に掲げる場合に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる単位数を加算していますか。 (一) 指定サービス利用支援を行った場合 200単位 (二) 指定継続サービス利用支援を行った場合 300単位	☐いる ☐いない ☐非該当	
	(2) 計画相談支援対象障害者等が病院等に通院するに当たり、当該病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況、生活環境等の当該計画	☐いる ☐いない ☐非該当	

	相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供した場合、300単位加算していますか。 ※ 1月に3回を限度とし、同一の病院等については1月に1回を限度とする。サービス利用支援費又は継続サービス利用支援費を算定する場合に限る。		
21 集中支援 加算 費用別表9	1) 指定特定相談支援事業者が、次の(1)から(5)までに該当する場合に、1月にそれぞれ(1)から(5)までに掲げる単位数を加算する。ただし、(1)から(3)までについては、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度とする。	☐いる ☐いない ☐非該当	
	(3) 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報を提供した場合、150単位を加算していますか。 ☐いる ☐いない ☐非該当 ※ サービス利用支援費又は継続サービス利用支援費を算定する場合に限る。 ※ 次の(1)又は(2)に掲げる福祉サービス等提供機関ごとに、それぞれ計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度とする。 (1) 病院等及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第57条第3項に規定する訪問看護ステーション等（以下「訪問看護ステーション等」という。） (2) 福祉サービス等提供機関（病院等及び訪問看護ステーション等を除く。） ・算定に当たっての留意事項 ①連携の対象機関 指定計画相談支援の実施にあたっては、計画相談支援基準上、障害福祉サービス等事業者と連携することが求められているところ、障害福祉サービス等事業者以外の福祉サービス等提供機関との連携も望ましいとしている。当該加算は、医療・保育・教育機関をはじめとする各福祉サービス等提供機関との連携をさらに促進することを目的とするものであることから、連携の対象機関については、障害福祉サービス等事業者以外の福祉サービス等提供機関と規定しているものである。具体的には、病院等、訪問看護事業所、企業、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等が対象となる。 ②福祉サービス等提供機関の職員との面談等 福祉サービス等提供機関の職員との会議については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものである。また、様々な専門的見地からの意見等を踏まえてサービス等利用計画を作成するため、サービス担当者会議には障害福祉サービス等の担当者のみならず必要な本人の生活に関係する者や支援関係者が参加するように努めることとしていることから、当該加算の算定にあたっては、サービス担当者会議において福祉サービス等提供機関の職員から必要な情報の提供を受ける場合も含むものとした上で、当該職員との面談と同様の評価としている。そのため、サービス担当者会議の開催に当たっては、必要な本人の生活に関係する者や支援関係者を加えることが望ましい。 なお、当該加算は、初回加算を算定する場合又は退院・退所加算を算定し、かつ、退院又は退所する施設の職員のみから情報の提供を受けている場合は算定することができないものであること。 ③利用者への通院同行 当該加算は、単に利用者の病院等への通院に同行することを評価するものではなく、通院に同行した上で、病院等の職員等に対して、当該利用者の基本情報、利用者の状態、支援における留意点等、家族・世帯の状況、生活の状況、受診・服薬の状況、サービスの利用状況及びサービス等利用計画の内容等の必要な情報を提供し、連携の強化を図ることを趣旨とするものである。そのため、例えば、利用者の状態に変化があった場合又は利用者の治療や療養上病院等と在宅生活の支援に係る関係機関等が連携する必要がある場合並びに利用するサービス及びサービス等利用計画に変更があった場合等に算定することを想定している。なお、情報提供にあたっては、入院時情報提供書等を参考にした上で行うこと。 ④福祉サービス等提供機関への情報提供 次の区分ごとにそれぞれ1月に1回を限度に算定するものとしている。 (一)病院等、訪問看護事業所 (二)(一)以外の福祉サービス等提供機関 なお、(一)に掲げる機関への情報提供にあたっては、入院時情報提供書等を参考にした上で行うこと。また、病院等への情報提供と同じ月において、同病院等に対して通院同行により情報提供している場合、重複して算定することはできないが、異なる病院等に対して情報提供を行う場合はそれぞれで算定することが可能である。 ⑤加算の算定方法 当該加算は、(1)の①から③までに該当する場合、1月につきそれぞれに定める単位数を合算した単位数を加算する。例えば、福祉サービス等提供機関の職員と面談し、かつ、利用者への通院同行する場合は、それぞれ所定単位を算定できる。		

- (1) 障害福祉サービス等の利用に関して、計画相談支援対象障害者等又は市町村等の求めに応じ、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接する場合（月に1回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限り、1のイ又はロを算定する月を除く。） **300単位**
- (2) サービス担当者会議（指定基準第15条第2項第12号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）を開催し、相談支援専門員又は相談支援員が把握したサービス等利用計画の実施状況（計画相談支援対象障害者等についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、**担当者（同号に規定する担当者をいう。18 サービス担当者会議実施加算において同じ。）** 同号に規定する担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な**便宜の供与**について検討を行う場合（1のイ又はロを算定する月を除く。） **300単位**
- (3) **福祉サービス等提供機関**の求めに応じ、当該**福祉サービス等提供機関**が開催する会議に参加し、計画相談支援対象障害者等の障害福祉サービス等の利用について、関係機関相互の連絡調整を行った場合（1のイ若しくはロ、5のイ又は6を算定する月を除く。） **300単位**
- (4) 計画相談支援対象障害者等が病院等に通院するに当たり、当該病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況、生活環境等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供した場合（1月に3回を限度とし、同一の病院等については1月に1回を限度とする。）（1のイ又はロを算定する月を除く。） **300単位**
- (5) 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、当該福祉サービス等提供機関に対して計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を行った場合（1のイ又はロを算定する月を除く。） **150単位**
- ※ (5)については、次の(1)又は(2)に掲げる福祉サービス等提供機関ごとに、それぞれ計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度とする。
- (1)病院等及び訪問看護ステーション等
- (2)福祉サービス等提供機関（病院等及び訪問看護ステーション等を除く。）
- ※ 当該加算は計画決定月及びモニタリング対象月以外において、以下に掲げるいずれかの業務を行った場合に所定単位数を加算するものである。なお、当該加算は、定期的なモニタリングの場面以外で支援の必要が生じた場合において、緊急的、臨時的に対応したことを評価するものであるため、頻回に算定が必要となる利用者については、モニタリング期間を改めて検証する必要があることに留意すること。
- ① 当該加算は、定期的なモニタリングの場面以外で支援の必要が生じた場合において、緊急的、臨時的に対応したことを評価するものであるため、連携の対象機関については、サービス等利用計画に位置付けられている又は位置付けられることが見込まれる福祉サービス等提供機関であり、具体的には、障害福祉サービス事業者、一般相談支援事業者、病院等、訪問看護事業所、企業、地方自治体等をいう。
- ② 計画相談支援報酬告示9の集中支援加算の注中（1）の「計画相談支援対象障害者等又は市町村等」とは、利用者及びその家族、市町村、福祉サービス等の事業を行う者等をいう。
- 「面接」については、居宅介護支援事業所等連携加算の取扱いについて準用
- ③ 「サービス担当者会議」の開催に当たっては、**計画相談支援基準に規定されているとおり**、利用者や家族も出席し、利用するサービスに対する意向等を確認しなければならない。
- ④ 福祉サービス等を提供する機関等からの求めに応じた会議参加については、居宅介護支援事業所等連携加算における会議参加と会議の趣旨、つなぎ先等が同様で、居宅介護支援事業所等連携加算を算定する場合、本加算は算定できないことに留意すること。
- 入院時情報連携加算（Ⅰ）又は、退院・退所加算を算定している場合においても当該加算は算定できない。
- ⑤ **利用者への通院同行は医療・保育・教育機関等連携加算の利用者の通院同行の規定を準用する。**
- ⑥ 福祉サービス等提供機関への情報提供は医療・保育・教育機関等連携加算の規定を準用する。
- ⑦ 当該加算は、(1)の①から⑤までに該当する場合、1月につきそれぞれに定める単位数を合算した単位数を加算する。例えば、1月に2回以上利用者等に面接し、かつ、利用者への通院同行する場合は、それぞれ所定単位を算定できる。なお、②から⑥のいずれの場合も、指定サービス利用支援費又は指定継続サービス利用支援費を算定している場合は、当該加算は算定できない。
- 2) 当該加算を算定した場合、それぞれについて記録を作成し、5年間保存するとともに、市長等から求めがあった場合については、提出できるようになっていますか。
- | | |
|------------------------------|--|
| ☐ いる | |
| ☐ いない | |
- ※ 当該記録は、5年間保存するとともに、市長等から求めがあった場合は、提出しなければならない。
- ※ 計画相談支援報酬告示9の集中支援加算の注中（1）を算定する場合は、面談日時、その内容の要旨に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。
- ※ 計画相談支援報酬告示9の集中支援加算の注中（2）を算定する場合は、サービス担当者会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。

	※ 計画相談支援報酬告示9の集中支援加算の注中（3）を算定する場合は、会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。 ※ 記録に記載する事項は、令和3年度報酬改定のQ&A VOL.2の問28（P29参照）に示されている。
22 サービス担当者会議実施加算 費用別表10 費用通知 4 12 児費用別表10 児費用通知 4 11	1) 継続サービス利用支援（継続障害児支援利用援助）を行うに当たり、サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員又は相談支援員が把握したサービス等利用計画（障害児支援利用計画）の実施状況（利用者（障がい児）についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、計画の変更その他必要な便宜の供与について検討を行った場合に、利用者（障がい児）1人につき1月に1回を限度として100単位を加算していますか。 ※ 医療・保育・教育機関等連携加算を算定する場合であって、福祉サービス等提供機関の職員等と面談又は会議を行い、計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を受けているときは、算定しない。 ※ サービス担当者会議の開催に係る取扱いについては、計画相談支援基準第15条第2項第12号に規定するとおりとする。 ※ サービス担当者会議において検討した結果、サービス等利用計画（障害児支援利用計画）の変更を行った場合は、サービス利用支援費（障害児支援利用援助費）を算定することとなるため、当該加算は算定できない。 ※ また、計画相談支援報酬告示8の医療・保育・教育機関等連携加算の注中(1)を算定する場合も、同加算においてサービス担当者会議の開催等に係る業務を評価していることから、当該加算は算定できない。 問 「サービス担当者会議実施加算」は、サービス利用支援時に開催したサービス担当者会議と同様の担当者を招集する必要があるのか。また、全員集まらなないと算定できないのか。 答 サービス利用支援時に開催したサービス担当者会議と同様の担当者が全員参加することが望ましいが、検討を行うにあたり必要な者が参加していれば、担当者全員の参加は要しない。 ただし、会議開催を調整したが全員参加せず、メール等による担当者への報告のみの実施である場合は、当該加算を算定することはできない。（Q&A（平成30年3月30日）問84） 問 モニタリング時にサービス担当者会議を開催した結果、サービス等利用計画等を変更することになった場合、支給決定後に指定基準に基づき、再度サービス担当者会議を開催しなければならないのか。 答 モニタリング時に開催したサービス担当者会議の結果、サービス等利用計画等を変更することとなった場合は、その際に検討した変更案から変更がない又は軽微な変更のみであれば、その旨を関係者に報告する等によって、サービス担当者会議の開催について簡素化することは差し支えない。（Q&A（平成30年3月30日）問85） 2) サービス担当者会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市長等から求めがあった場合については、提出できるようになっていますか。 ※ 平成30年度報酬改定のQ&Aにおける別添資料2で示された標準様式は、令和3年度報酬改定のQ&A VOL.2の問28により廃止となった。必要項目等はP37参照のこと。
23 サービス提供時モニタリング加算 費用別表11 費用通知 4 13 児費用別表11 児費用通知 4 12	1) 事業所が、当該事業所がサービス等利用計画（障害児支援利用計画）を作成した利用者（保護者に係る障がい児）が利用する障害福祉サービス等の提供現場を訪問し（障害福祉サービス等の提供現場が特別地域に所在し、かつ、指定特定相談支援事業所との間に一定の距離がある場合にあっては、当該障害福祉サービス等の提供現場を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して）障害福祉サービス等の提供状況等を確認し、及び記録した場合に、利用者（障がい児）1人につき1月に1回を限度として100単位を加算していますか。 ただし、相談支援専門員1人当たりの利用者（保護者）の数が39を超える場合には、39を超える数については、算定しません。この場合において、当該指定特定相談支援事業所の相談支援員については、1人につき相談支援専門員0.5人とみなして算定する。 ※ 継続サービス利用支援の実施時又はそれ以外の機会において、サービス等利用計画に位置付けた障害福祉サービス等を提供する事業所又は当該障害福祉サービス等の提供場所を訪問し、サービス提供場面を直接確認することにより、サービスの提供状況について詳細に把握し、確認結果の記録を作成した場合に加算するものである。 ※ なお、サービス提供時のモニタリングを実施するにあたっては次のような事項を確認し、記録するものとする。①障害福祉サービス等の事業所等におけるサービスの提供状況②サービス提供時の利用者の状況③その他必要な事項 ※ 1人の相談支援専門員が1月に請求できる当該加算の件数は、39件（相談支援員の場合は19件）が限度とされている。

	※ 当該利用者が利用する障害福祉サービス事業所等（障害児通所支援事業所等）の業務と兼務している場合であって、かつ、当該事業所におけるサービス提供場面のみを確認した場合は、加算は算定できない。 ※ 障害福祉サービス等の提供場所等が特別地域に所在する場合であって、指定特定相談支援事業所との間に一定の距離がある場合は、訪問に代えてテレビ電話装置等を活用してサービス提供場面を確認することも可能である。なお、一定の距離については、障害福祉サービス等の提供場所等への訪問に片道概ね1時間を要する距離とする。また、当該時間については、交通機関の運行頻度が少ない等により、合理的経路かつ最短時間となる移動方法を選択した場合の待機時間も含むものであること。 問 「サービス提供時モニタリング加算」は、居宅で利用する障害福祉サービス等の提供現場を確認した場合も算定可能か。 答 算定可能である。ただし、指定基準に基づいた定期的なモニタリングを行う日と同一日に、居宅で利用する障害福祉サービス等の提供現場を確認し、当該加算を算定する場合は、モニタリング結果と当該加算に関する記録をそれぞれ作成する必要があるので留意すること。（Q&A（平成30年3月30日）問86） 問 複数の障害福祉サービス等を利用する利用者について、「サービス提供時モニタリング加算」を算定する場合は、利用する全ての障害福祉サービス等の提供現場を確認しないと算定できないのか。 答 複数の障害福祉サービス等を利用している者については、全ての障害福祉サービス等の提供現場を確認することが望ましいが、1箇所でも確認していれば算定は可能である。（Q&A（平成30年3月30日）問87） 問 「サービス提供時モニタリング加算」は相談支援専門員1人当たり39件まで請求できるが、取扱件数と同様に前6月平均なのか。 答 取扱件数については、月によってモニタリング件数が集中する可能性があることに配慮して前6月平均としたところであるが、「サービス提供時モニタリング加算」は実施月を調整することが可能であるため、前6月平均ではなく当該月の実施件数を39件までとする。（Q&A（平成30年3月30日）問88） 2) サービス提供時のモニタリングを実施するに当たっては、次の事項を確認し、記録していますか。 <table border="1" data-bbox="986 869 1098 936"> <tr> <td>☐いる</td> <td></td> </tr> <tr> <td>☐いない</td> <td></td> </tr> </table> ① 障害福祉サービス等（障がい児通所支援）の事業所等におけるサービスの提供状況 ② サービス提供時の利用者（障がい児）の状況 ③ その他必要な事項 ※ 当該記録は、5年間保存するとともに、市長等から求めがあった場合は、提出しなければならない。 ※ 平成30年度報酬改定のQ&Aにおける別添資料2で示された標準様式は、令和3年度報酬改定のQ&A VOL.2の問28により廃止となった。必要項目等はP37参照のこと。	☐ いる		☐ いない			
☐ いる							
☐ いない							
24 行動障害支援体制加算 費用別表12 費用通知 4 14 児費用別表 12 児費用通知 4 13	1) 以下のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市に届け出た事業所は、次に掲げる区別に応じ、1月につき所定単位数を加算していますか。 <table border="1" data-bbox="986 1171 1098 1272"> <tr> <td>☐いる</td> <td></td> </tr> <tr> <td>☐いない</td> <td></td> </tr> <tr> <td>☐非該当</td> <td></td> </tr> </table> ※ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ行動障害支援体制加算（I）60単位 ロ行動障害支援体制加算（II）30単位 【厚生労働大臣が定める基準】 （平成27年厚生労働省告示第180号第4号）（平成27年厚生労働省告示第181号第4号）次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 事業所の相談支援専門員のうち、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）（指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第538号）別表第8（P51参照）に定める内容以上の研修をいう。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1名以上配置していること。 ② ①に規定する者を配置している旨を公表していること。 ※当該加算の対象となる事業所は、行動障がいのある知的障がい者や精神障がい者（障がい児）に対して適切な計画相談支援（障害児相談支援）を実施するために、各都道府県が実施する強度行動障害支援者養成研修（実践研修）又は行動援護従業者養成研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、行動障がいのある障がい者（障がい児）へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要となる。 ※強度行動障害を有する者（障がい児の保護者）から利用申込みがあった場合に、障がい特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとするに留意すること。 ・算定に当たっての留意事項 ① 共通事項 当該加算は行動障害のある知的障害者や精神障害者に対して適切な計画相談支援を実施するための体制を整備することを評価するものであることから、強度行動障害を有する利用者のみならず、当該指定特定相談支援事業所における全ての利用者に対して指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を実施する場合に加算することができるものである。 ②行動障害支援体制加算（I）	☐ いる		☐ いない		☐ 非該当	
☐ いる							
☐ いない							
☐ 非該当							

当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合であって、かつ、(一)に規定する障害者に対して(二)に規定する支援を行っている場合に算定するものである。

(一)対象となる障害者

当該区分は、支援対象者に障害支援区分3以上に該当しており、かつ、行動関連項目合計点数が10点以上である者（以下「強度行動障害者」という。）がいる場合に、全ての利用者に対して加算することとしている。なお、利用者が強度行動障害児者に該当するかについて、一定期間毎に確認すること。また、当該確認にあたって、受給者証の記載（障害支援区分、利用サービス、加算対象等）により確認が可能な場合は、これによって確認すること考えられる。

(二)対象者への支援

当該区分は、研修を修了した相談支援専門員により、強度行動障害児者に対して現に指定計画相談支援を行っていることを要件としているが、「現に指定計画相談支援を行っている」とは、前6月に、強度行動障害児者に対して指定計画相談支援を行っていることとする。そのため、強度行動障害児者に対する指定計画相談支援の実施状況について管理しておくこと。

なお、研修を修了した相談支援専門員が同一敷地内に所在する指定障害児相談支援事業所の職務を兼務する場合であって、強度行動障害児（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきとも家庭庁長官が定める準（平成27年厚生労働省告示第181号）第6号のイの(3)に規定する表（児基準の合計点数が20点以上である児童）の保護者に対して指定障害児相談支援を行っている場合も当該区分に該当するものである。

③行動障害支援体制加算（Ⅱ）

当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合に算定するものである。

【以下の「行動障害支援体制加算」に係るQ&Aでの（答）は、「要医療児者支援体制加算」及び「精神障害者支援体制加算」についても同様とされている】（「行動障害支援体制加算」等は、適宜読み替えること。）

問 「行動障害支援体制加算」は、対象となる研修を受講した相談支援専門員以外の者が行った計画相談支援にも加算されるのか。

答 加算の届出をしていれば、事業所の全ての相談支援専門員が実施する計画相談支援で算定が可能である。（Q&A（平成30年3月30日）問89）

問 「行動障害支援体制加算」の対象となる者を配置していても、当該月に強度行動障害の利用者がいない場合は算定できないのか。

答 対象の障害特性を有する利用者への支援を行わなかった場合でも算定は可能である。（Q&A（平成30年3月30日）問91）

問 「行動障害支援体制加算」は、対象となる研修を受講した常勤の相談支援専門員を1名以上配置していることを要件としているが、行動障害のある知的障がい者や精神障がい者以外の利用者に対して支援を行った場合でも算定可能なのか。また、1事業所に複数の相談支援専門員が配置されており、対象となる研修を受講した常勤の相談支援専門員を1名のみ配置している場合、研修を受講していない相談支援専門員が支援を行った場合でも算定可能なのか。

答 「行動障害支援体制加算」については、行動障害のある障がい者へ適切に対応できる体制が整備されていることを評価する加算であるため、要件を満たしている期間中に当該事業所で実施した全てのサービス利用支援及び継続サービス利用支援について加算を算定できるものである。（Q&A（平成30年5月23日）問13）

問 「行動障害支援体制加算」の届出が月途中で提出された場合、いつから実施した計画相談支援で加算が算定できるのか。

答 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年10月31日障発第1031001号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）第一の1の（4）の規定に準じた取扱いとする。（Q&A（平成30年3月30日）問90）

第一 届出手続の運用

1 届出の受理

（4）届出に係る加算等の算定の開始時期届出に係る加算等（算定される単位数が増えるものに限る。以下同じ。）については、利用者や特定相談支援事業者等に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始するものとする。

問 「行動障害支援体制加算」を算定していた事業所が月途中で要件を満たさなくなった場合、加算を算定できるのはいつまでか。

	答 月途中で要件を満たさなくなった場合、当該月の要件を満たしている期間中に実施したサービス利用支援又は継続サービス利用支援に係る計画相談支援費について加算を算定することができ、要件を満たさなくなった日以降に実施した分については加算を算定することができない。(Q&A (平成30年5月23日) 問14)	
	2) 行動障害支援の体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表していますか。	☐ いる ☐ いない
	※ この加算を算定する場合は、研修を修了した相談支援専門員を配置している旨を市へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要がある。	
25 要医療児者支援体制加算 費用別表13 費用通知 4 15 児費用別表 13 児費用通知 4 14	1) 以下のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市に届け出た事業所は、次に掲げる区 分に応じ、1月につき所定単位数を加算していますか。 ※ ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ☐ イ 要医療児者支援体制加算(Ⅰ) 60単位 ☐ ロ 要医療児者支援体制加算(Ⅱ) 30単位 【厚生労働大臣が定める基準】 (平成27年厚生労働省告示第180号 第5号) (平成27年厚生労働省告示第181号 第5号) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 事業所の相談支援専門員のうち、地域生活支援事業として行われる研修(人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児等の障がい特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る。)又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1名以上配置していること。 ② ①に規定する者を配置している旨を公表していること。	☐ いる ☐ いない ☐ 非該当 ※ 当該加算の対象となる事業所は、人工呼吸器を装着している障がい児者(障がい児)その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児者等(以下「医療的ケア児等」という。)に対して適切な計画相談支援(障害児相談支援)を実施するために、医療的ケア児等の障がい特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、医療的ケア児等へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要となる。 「医療的ケア児等の障がい特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」とは、「医療的ケア児等総合支援事業」により行われる「医療的ケア児等コーディネーター養成研修」その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修をいう。 ※ 医療的ケア児等(医療的ケアが必要な障がい児の保護者)から利用申込みがあった場合に、利用者の障がい特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意すること。 ・算定に当たっての留意事項 ①共通事項 第四の14の(2)の①と同趣旨であり、適宜「医療的ケア児等」と読み替えること。 ②要医療児者支援体制加算(Ⅰ) 当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合であって、かつ、(一)に規定する障害者に対して(二)に規定する支援を行っている場合に算定するものである。 (一)対象となる障害者 当該区分は、支援対象者にスコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者(以下「対象医療的ケア児者」という。)がいる場合に、全ての利用者に対して加算できることとしている。なお、利用者が対象医療的ケア児等に該当するかについて、一定期間毎に確認すること。また、当該確認にあたって、受給者証の記載(加算対象等)により確認が可能な場合は、これによって確認することも考えられる。 (二)対象者への支援 当該区分は、研修を修了した相談支援専門員により、対象医療的ケア児者に対して現に指定計画相談支援を行っていることを要件としているが、「現に指定計画相談支援を行っている」とは、前6月に、対象医療的ケア児者に対して指定計画相談支援を行っていることとする。そのため、対象医療的ケア児者に対する指定計画相談支援の実施状況について管理しておくこと。 なお、研修を修了した相談支援専門員が同一敷地内に所在する指定障害児相談支援事業所の職務を兼務する場合であって、対象医療的ケア児者(18歳未満の者に限る。)の保護者に対して指定障害児相談支援を行っている場合も当該区分に該当するものである。 ③要医療児者支援体制加算(Ⅱ) 当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合に算定するものである。 ※ 「要医療児者支援体制加算」に係るQ&Aは、行動障害支援体制加算の項目を読み替えて参照すること。

	2) 要医療児者支援の体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表していますか。	☐ いる ☐ いない	
	※ この加算を算定する場合は、研修を修了した相談支援専門員を配置している旨を市へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要がある。		
26 精神障害者支援体制加算 費用別表14 費用通知 4 16 児費用別表 14 児費用通知 4 15	1) 以下の子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市に届け出た事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算していますか。 ※ ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ 精神障害者支援体制加算(Ⅰ) 60単位 ロ 精神障害者支援体制加算(Ⅱ) 30単位 【厚生労働大臣が定める基準】 (平成27年厚生労働省告示第180号 第6号) (平成27年厚生労働省告示第181号 第6号) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 事業所の相談支援専門員のうち、地域生活支援事業として行われる研修(精神障がい者の障がい特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る。)又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1名以上配置していること。 ② ①に規定する者を配置している旨を公表していること。	☐ いる ☐ いない ☐ 非該当	
※ 当該加算の対象となる事業所は、精神科病院等に入院する障がい者等(障がい児)及び地域において単身生活等(生活等)をする精神障がい者等(障がい児)に対して、地域移行支援や地域定着支援のマネジメントを含めた適切な計画相談支援(適切な障害児相談支援)を実施するために、精神障がい者等の障がい特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、精神障がい者等へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要となるものである。 ※ 「精神障がい者の障がい特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」とは、「地域生活支援事業等の実施について」(平成18年8月1日障発第0801002号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の別紙1「地域生活支援事業実施要綱」別記1-17に定める「精神障害関係従事者養成研修事業」若しくは「精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業」又は同通知の別紙2「地域生活支援促進事業実施要綱」別記2-18に定める「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」において行われる精神障がい者の地域移行関係職員に対する研修その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修をいう。 ※ 精神障がい者等(精神障がいを有する障がい児の保護者)から利用申込みがあつた場合に、利用者の障がい特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意すること。 ・算定に当たっての留意事項 ①共通事項 第四の14の(2)の①と同趣旨であり、適宜「精神障害者等」と読み替えること。 ②精神障害者支援体制加算(Ⅰ) (一)対象となる障害者 当該区分は、支援対象者に法第4条第1項に規定する精神障害者(以下「精神障害者」という。)がいる場合に、全ての利用者に対して加算できることとしている。なお、当該確認にあたって、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療(精神通院医療)の受給者証、診断書、医療機関からの診療情報提供書等によって確認することも考えられる。 (二)対象者への支援 当該区分は、研修を修了した相談支援専門員により、精神障害者に対して現に指定計画相談支援を行っていることを要件としているが、「現に指定計画相談支援を行っている」とは、前6月に、精神障害者に対して指定計画相談支援を行っていることとする。そのため、精神障害者に対する指定計画相談支援の実施状況について管理しておくこと。 なお、研修を修了した相談支援専門員が同一敷地内に所在する指定障害児相談支援事業所の職務を兼務する場合であつて、児童福祉法第4条第2項に規定する精神に障害のある児童の保護者に対して指定障害児相談支援を行っている場合も当該区分に該当するものである。 (三)病院等における保健師、看護師又は精神保健福祉士との連携体制 当該区分は、精神疾患を有する患者であつて重点的な支援を要するものに対して支援を行う病院等又は訪問看護事業所であつて、利用者が通院又は利用するものの保健師、看護師又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されていることを要件としている。保健師、看護師又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されていることとは、少なくとも1年に1回以上、研修を修了した相談支援専門員と保健師、看護師又は精神保健福祉士との間で面談又は会議を行い、精神障害者に対する支援に関して検討を行っていることとする。			

	また、精神疾患を有する患者であって重点的な支援を要するものに対して支援を行う病院等又は訪問看護事業所とは、療養生活継続支援加算を算定している病院等又は精神科重症患者支援管理連携加算の届出をしている訪問看護事業所をいうものであり、利用者が通院又は利用するとは、利用者が前1年以内に通院又は利用していることとする。 ③精神障害者支援体制加算（Ⅱ） 当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合に算定するものである。 ※「精神障害者支援体制加算」に係るQ&Aは、行動障害支援体制加算の項目を読み替えて参照すること。				
	2) 精神障がい者支援の体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表していますか。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">☐ いる</td> <td style="width: 40%;">☐ いない</td> </tr> </table>	☐ いる	☐ いない		
☐ いる	☐ いない				
27 高次脳機能障害支援体制加算 費用別表14の2 費用通知 4 17	1) 以下の別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算していますか。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">☐ いる</td> <td style="width: 40%;">☐ いない</td> </tr> <tr> <td>☐ 該当</td> <td>☐ 非該当</td> </tr> </table> ※ ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ 高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ） 60単位 ロ 高次脳機能障害支援体制加算（Ⅱ） 30単位	☐ いる	☐ いない	☐ 該当	☐ 非該当
☐ いる	☐ いない				
☐ 該当	☐ 非該当				
	※ 当該加算の対象となる事業所は、脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病の発症の事実が確認され、かつ、日常生活又は社会生活に制約があり、その主たる原因が記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の認知障害である障害者等（以下「高次脳機能障害者」という。）に対して適切な計画相談支援を実施するために、高次脳機能障害支援者養成に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、高次脳機能障害者へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要となる。 ※ 地域生活支援事業として行われる高次脳機能障害支援者養成に関する研修とは、「高次脳機能障害支援養成研修の実施について」に基づき都道府県が実施する研修をいい、「これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修」については、当該研修と同等の内容のものであること ※ 高次脳機能障害者から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとするに留意すること。 ・算定に当たっての留意事項 ①共通事項 第四の14の(2)の①と同趣旨であり、適宜「高次脳機能障害者」読み替えること。 ②高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ） 当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合であって、かつ、(一)に規定する障害者に対して(二)に規定する支援を行っている場合に算定するものである。 (一) 対象となる障害者 当該区分は、支援対象者に高次脳機能障害者がいる場合に、全ての利用者に対して加算できることとしている。なお、利用者が高次脳機能障害者に該当するかについて、一定期間毎に確認すること。また、当該確認にあたっては、以下のいずれかの書類において高次脳機能障害の診断の記載があることを確認する方法によること。 ア 障害福祉サービス等の支給決定における医師の意見書 イ 精神障害者保健福祉手帳の申請における医師の診断書 ウ その他医師の診断書等（原則として主治医が記載したものであること。） (二) 対象者への支援 当該区分は、研修を修了した相談支援専門員により、高次脳機能障害者に対して現に指定計画相談支援を行っていることを要件としているが、「現に指定計画相談支援を行っている」とは、前6月に、高次脳機能障害者に対して指定計画相談支援を行っていることとする。そのため、高次脳機能障害者に対する指定計画相談支援の実施状況について管理しておくこと。 なお、研修を修了した相談支援専門員が同一敷地内に所在する指定障害児相談支援事業所の職務を兼務する場合であって、対象高次脳機能障害者（18歳未満の者に限る。）の保護者に対して指障害児相談支援を行っている場合も当該区分に該当するものである。 ③高次脳機能障害支援体制加算（Ⅱ） 当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合に算定するものである。				

28 ピアサポート体制加算 費用別表15 費用通知 4 18 児費用別表 15 児費用通知 4 16	1) 以下の厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市に届け出た事業所が、指定計画相談支援を行った場合に、1月につき所定単位数【100単位】を加算していますか。 ※ ピアサポート体制加算については、都道府県又は指定都市が実施する障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5以上配置する事業所であって、当該者によりその他の従業者に対して障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われている場合に算定することができる。 ア 障害者又は障害者であったと市長が認める者（以下この④において「障害者等」という。）であって、相談支援専門員、相談支援員又はその他指定計画相談支援（その他指定障害児相談支援）に従事する者 イ 管理者、相談支援専門員、相談支援員又はその他指定計画相談支援（その他指定障害児相談支援）に従事する者 なお、上記の常勤換算方法の算定に当たっては、併設する事業所（指定自立生活援助事業所、指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定計画相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所に限る。）の職員を兼務する場合は当該兼務先を含む業務時間の合計が常勤換算方法で0.5以上になる場合を含むものとする。 ※ 算定に当たっての留意事項 ア 研修の要件 「障害者ピアサポート研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙1 地域生活支援事業実施要綱別記1－17に定める障害者ピアサポート研修事業をいう。 なお、令和6年3月31日までの間は以下の経過措置を認めるものとする。 （ア） 市が上記研修に準ずると認める研修を修了した障害者等を常勤換算方法で0.5以上配置する場合についても研修の要件を満たすものとする。 （イ） <u>上記のイ</u>に規定する者の配置がない場合も算定できるものとする。 この場合において、市が上記研修に準ずると認める研修については、都道府県又は市町村が委託又は補助等により実施するピアサポーターの養成を目的とする研修のほか、民間団体が自主的な取組として実施するピアサポーターの養成を目的とする研修についても、研修の目的やカリキュラム等を確認の上で認めて差し支えないが、単なるピアサポーターに関する講演等については認められないこと。 また、研修を修了した旨の確認については、原則として修了証書により確認することとするが、その他の書類等により確認できる場合は当該書類等をもって認めて差し支えない。 イ 障害者等の確認方法 当該加算の算定要件となる研修の課程を修了した「障害者等」については、以下の書類又は方法により確認するものとする。 （ア） 身体障害者・・・身体障害者手帳 （イ） 知的障害者・・・①療育手帳、②療育手帳を有しない場合は、市が必要に応じて知的障害者更生相談所に意見を求めて確認する。 ※ 手続 当該加算を算定する場合は、研修を修了した従業者を配置している旨を市へ届け出るとともに、当該旨を事業所に掲示し、かつ公表する必要があること。 なお、ピアサポーター等の本人の氏名の公表を求めるものではなく、加算の算定要件を満たすピアサポーター等を配置している事業所である旨を公表することを求める趣旨であること。また、当該旨の公表に当たっては、あらかじめピアサポーターである障害者等の本人に対し、公表の趣旨（※）を障害特性に配慮しつつ丁寧に説明を行った上で、同意を得ることが必要である。 ※ピアサポートによる支援を希望する者に対し、事業所の選択の重要な情報として知ってもらうために公表するものである。	☐ いる ☐ いない ☐ 非該当	
	29 地域生活支援拠点等相談強化加算 費用別表16 費用通知 4 19 児費用別表 16 児費用通知 4 17	1) 以下のにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市に届け出た事業所が、障がい者の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者（障がい児）（以下「要支援者（要支援児）」という。）が短期入所を利用する場合において、短期入所事業者に対して当該要支援者（要支援児）に関する必要な情報の提供及び当該短期入所の利用に関する調整（注）を行った場合には、当該要支援者（要支援児）1人につき1月に4回を限度として700単位を加算していますか。 注） 現に当該要支援者（要支援児）が短期入所を利用していない場合にあつては、サービス等利用計画（障害時支援利用計画）の作成又は変更を含みます。 【特定相談】なお、当該特定相談支援事業者が指定自立生活援助事業者又は地域定着支援事業者の指定を併せて受け、かつ、計画相談支援の事業と指定自立生活援助又は地域定着支援の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合であつて、当該指定自立生活援助事業者が障害者の日常生活及び社会生活を	☐ いる ☐ いない ☐ 非該当

	総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）別表介護給付費等単位数表第14の3の6の緊急時支援加算を算定する場合又は当該地域定着支援事業者が地域定着支援サービス費を算定する場合を除きます。 【厚生労働大臣が定める基準】 （平成27年厚生労働省告示第180号 第7号）（平成27年厚生労働省告示第181号 第7号） 運営規程において、地域生活支援拠点等であることを定めていること。		
	※ 当該加算は、地域生活支援拠点等の必要な相談機能として、地域の生活で生じる障がい者等（障がい児等）やその家族の緊急事態において、迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所の活用により、地域における生活の安心感を担保することを目的とするものであり、この加算の対象となる事業所については、地域生活支援拠点等であることを十分に踏まえ、当該加算の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。 ※ 当該加算は、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた要支援者又はその家族等（要支援児の保護者）からの要請に基づき、速やかに短期入所事業者に対して当該要支援者（要支援児）に関する必要な情報の提供及び当該短期入所の利用に関する調整（以下「連絡・調整」という。）を行った場合に、当該要支援者（要支援児）1人につき1月に4回を限度として加算するものである。 ※ 当該加算は、他の特定相談（障害児相談）支援事業所において計画相談支援（障害児相談支援）を行っている要支援者（要支援児）又はその家族等からの要請に基づき連絡・調整を行った場合は算定できない。 ただし、当該要支援者（要支援児）が短期入所を含む障害福祉サービス等（障害福祉サービス及び障害児通所支援）を利用していない場合においては、当該特定相談（障害児相談）支援事業所によりサービス等利用計画（障害児支援利用計画）の作成を行った場合は、当該計画作成に係るサービス利用支援費（障害児支援利用援助費）の算定に併せて算定できるものであること。 ※ 【特定相談】指定自立生活援助事業所又は地域定着支援事業所と一体的に事業を行っている場合であって、かつ、当該指定自立生活援助事業所又は当該地域定着支援事業所において当該利用者に係る自立生活援助における緊急時支援加算又は地域定着支援サービス費を算定する場合は、特定相談支援事業所において当該加算を算定できないものとする。 問 「障がいの特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者」とはどのような者か。 答 例えば、単身の障がい者で普段は緊急対応を要さないため、地域定着支援の支給対象にはならなかったが、 ・ 家族、第三者からの権利侵害、虐待等により、一時的に緊急短期入所の対応を要した ・ 精神障がいによる病状悪化のため、一時的に緊急短期入所の対応を要した 等の者が考えられるが、当該利用者やその家族の状況等を踏まえて、市町村において判断されたい。 （Q&A（平成30年3月30日） 問14）		
	2) 当該加算の対象となる連絡・調整を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、連絡・調整を行った時刻及び地域生活支援拠点等相談強化加算の算定対象である旨を記録していますか。	☐ いる	
		☐ いない	
	※ 当該記録は、5年間保存するとともに、市長等から求めがあった場合は、提出しなければならない。		
30 地域体制強化共同支援加算	1) 以下の子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市に届け出た事業所の相談支援専門員又は相談支援員が、利用者（障がい児の保護者）の同意を得て、当該利用者（障がい児）に対して、基準（児基準）第2条第3項に規定する福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、協議会（法第89条の3第1項に規定する協議会。志木市の場合は「志木市地域自立支援協議会」。）に対し、文書により当該説明及び指導の内容等を報告した場合に、当該利用者（障がい児）に対してサービス利用支援（障害児利用支援）を行っている事業所において、当該利用者（障がい児）1人につき1月に1回を限度として2000単位を加算していますか。	☐ いる	
		☐ いない	
		☐ 非該当	
費用別表17 費用通知 4 20 児費用別表 17 児費用通知 4 18	【厚生労働大臣が定める基準】 （平成27年厚生労働省告示第180号 第7号）（平成27年厚生労働省告示第181号 第7号） 運営規程において、地域生活支援拠点等であることを定めていること。 ※ 当該加算は、指定特定相談支援事業所が把握した利用者の個別の課題から地域の課題を抽出し、協議会に参画した上で、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築に向けた検討を推進することを目的とするものであることから、そのことを十分に踏まえ、当該加算の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。 ※ 当該加算は、支援が困難な利用者（障がい児の保護者）に対して、当該事業所の相談支援専門員又は相談支援員と福祉サービスを提供すると福祉サービスを提供する事業者の職員等（以下「支援関係者」という。）が、会議により情報共有及び支援内容を検討し、在宅での療養又は地域において生活する上で		

	必要となる説明及び指導等の必要な支援を共同して実施するとともに、地域課題を整理し、協議会に報告を行った場合に加算するものである。 ※ 当該加算の対象となる事業所については、以下のいずれかとする。なお、第四の1の(2)の③の(一)のイの(i)のbの(b)の規定を準用する。 ① 運営規程において、地域生活支援拠点等であることを市町村により位置付けられていることを定めていること。 ② 拠点関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。 また、当該加算で協議会へ報告する事例として想定しているものとしては、利用者の支援に当たり、広く地域の関係者間で検討する必要性がある課題があるものであるため、事例の選定にあたってはその点に留意すること。 ※ 当該加算は、支援が困難な利用者（障がい児の保護者）に係る支援等を行う事業所のみが算定できるものであるが、当該事業所の支援等に係る業務負担のみを評価するものではなく、その他の支援関係者の業務負担も評価する趣旨のものである。 そのため、その他の支援関係者が支援等を行うに当たり要した費用については、当該事業所が負担することが望ましいものであること。 ※ 協議会等への報告の内容等詳細については、「(自立支援) 協議会の設置・運営ガイドライン」(令和6年3月29日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室)」を参照すること。 問 「福祉サービス等を提供する事業者」には、医療機関や教育機関等は含まれるか。 (答) 医療機関や教育機関等の事業者をはじめ、利用者を取り巻く関係者（ボランティア、自治会等）を含む。 (Q&A (平成30年3月30日) 問20)						
	2) 当該加算の対象となる会議を行った場合は、その内容を記録していますか。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">☐ いる</td> <td style="width: 40%;">☐ いない</td> </tr> </table>			☐ いる	☐ いない		
☐ いる	☐ いない						
	※ 当該加算の対象となる会議を行った場合及び利用者に対する説明及び指導等の必要な支援を行った場合は、その内容を記録するものとする。なお、作成した記録は5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。 ※ 「地域生活支援拠点等の体験利用支援加算及び地域体制強化共同支援加算に係る様式例の提示について」(平成30年3月30日障障発0330第3号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知) の別紙2で、「地域体制強化共同支援 記録書」の標準様式が示されている。 ※ 当該記録は、5年間保存するとともに、市長等から求めがあった場合は、提出しなければならない。 ※ 記録に記載する事項は、令和3年度報酬改定のQ&A VOL. 2の問28 (P 37参照) に示されている。						
31 遠隔地訪問加算 費用別表18 費用通知 4 21	1) 計画相談支援対象障害者等の居宅等、病院等、障害者支援施設等、刑事施設等、宿泊施設等又は福祉サービス等提供機関（特別地域に所在し、かつ、指定特定相談支援事業所との間に一定の距離があるものに限る。）を訪問して、初回加算（注2※1に該当する場合に限る。）、入院時情報連携加算（入院時情報連携加算（I）を算定する場合に限る。）、退院・退所加算、居宅介護支援事業所等連携加算（注の(2)及び(5)に限る。）、8の医療・保育・教育機関等連携加算（(1)及び(2)に限る。）又は集中支援加算（(1)及び(4)に限る。）を算定する場合に、これらの加算の算定回数に所定単位数を乗じて得た単位数を加算する。ただし、初回加算については、③に規定する面接を実施した月の数に所定単位数を乗じて得た単位数を加算していますか。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">☐ いる</td> <td style="width: 40%;">☐ いない</td> </tr> <tr> <td>☐ いない</td> <td>☐ 非該当</td> </tr> </table>			☐ いる	☐ いない	☐ いない	☐ 非該当
☐ いる	☐ いない						
☐ いない	☐ 非該当						
※ 当該加算は、特別地域に所在し、指定特定相談支援事業所との間に一定の距離がある利用者の居宅その他機関を訪問して所定の支援等を行う場合、当該訪問に相当な時間及び費用の負担が生じることを踏まえて算定を可能とするものである。 ・算定に当たっての留意事項 ① 対象となる加算 当該加算は、以下に掲げる加算と合わせて算定するものである。 (一) 初回加算 第四の5の(3)の要件を満たす場合に限る。 (二) 入院時情報連携加算 第四の7の(2)の①の要件を満たす場合に限る。 (三) 退院・退所加算 (四) 居宅介護支援事業所等連携加算 第四の9の(1)の②又は⑤の要件を満たす場合に限る。 (五) 医療・保育・教育機関等連携加算 第四の10の(1)の①又は②の要件を満たす場合に限る。 (六) 集中支援加算 第四の11の(1)の①又は④の要件を満たす場合に限る。							

	②対象区域 当該加算の算定対象となる訪問先については、指定特定相談支援事業所との間に一定の距離がある利用者の居宅その他機関であるが、一定の距離については、利用者の居宅その他機関への訪問に概ね片道1時間を要する距離とする。また、当該時間については、交機関の運行頻度が少ない等により、合理的経路かつ最短時間となる移動方法を選択した場合の待機時間も含むものであること。 ③加算の算定方法 当該加算の算定に当たっては、300単位に①の(一)から(六)までの算定回数の合計を乗じて得た単位数を算定するものとする。 ただし、初回加算については、第四の5の(3)に規定する場合に該当する月数（3を限度とする。）を算定回数とする。例えば、当該月数が2の場合、当該加算は300単位に2を乗じて600単位を算定するものとする。		
32 福祉・介護職員等処遇改善加算	子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市町村長に対して子ども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定特定相談支援事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定計画相談支援を行った場合は、目次第4 2～3 1（特定相談支援・障害児相談支援の項目）までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数を所定単位数に加算していますか	☐ いる ☐ いない ☐ 非該当	令和8年6月から算定可能
費用別表19 平成27年厚生労働省告示第180号十三	※子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 当該指定特定相談支援事業所等の職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）について、賃金改善に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 (2) 当該指定特定相談支援事業所等において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該指定特定相談支援事業所等の職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。 (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該指定特定相談支援事業所等の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。 (4) 当該指定特定相談支援事業所等において、事業年度ごとに当該指定特定相談支援事業所等の職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。 (5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第三十七号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。 (6) 当該指定特定相談支援事業所等において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十条第二項に規定する労働保険料をいう。）の納付が適正に行われていること。 (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (一) 職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 (二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての職員に周知していること。 (三) 職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 (四) (三)について、全ての職員に周知していること。 (8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する当該指定特定相談支援事業所等の職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該指定特定相談支援事業所等の職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。 ロ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (一) イの(2)の福祉・介護職員等処遇改善計画書において、情報端末の導入等の生産性向上に係る取組を行っていること。 (二) 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二百二十八条第一号イに規定する社会福祉連携推進法人に所属していること。		

	(2) 当該指定特定相談支援事業所等が仮に福祉・介護職員等処遇改善加算を算定した場合に算定することが見込まれる額の二分の一以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。														
第5 その他															
1 変更の届出	事業所の名称及び所在地その他下記の事項に変更があったとき、又は休止した事業を再開したときは、10日以内にその旨を市に届け出ていますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 非該当													
法51条の25 3項 法施行規則 34条の60 児福法24条 の32 児福法施行 規則25条の 26の7	※ 届出が必要な変更事項 ①事業所の名称及び所在地 ②申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③申請者の登記事項証明書又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る。) ④事業所の平面図 ⑤事業所の管理者及び相談支援専門員の氏名、生年月日、住所及び経歴 ⑥運営規程 ※ 当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市に届け出ること。														
2 障害福祉サービスの情報の公表	1) 提供する障害福祉サービスに係る情報を、県に報告していますか。	☐ いる ☐ いない													
法76条の3 児福法33条 の18	※ 障害福祉サービスを利用し、又は利用しようとする障がい者等(障がい児の保護者)が、適切かつ円滑に当該障害福祉サービスを利用する機会を確保するため、障害福祉サービス事業者から各都道府県への報告を義務付けているもの。 (平成30年4月に施行され、次のサイトで平成30年9月から公表されている。) ※ 独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報検索」を利用することで、いつでも誰でも入手することができる。 https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/COP000100E0000.do ※ 主な報告事項 ①運営法人に関する事項 ②施設・事業所に関する事項 ③従業員に関する事項 ④サービス内容に関する事項 ⑤利用料等に関する事項 ⑥事業所運営に関する事項														
	2) 公表内容に変更が生じた場合、県に報告していますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 非該当													
3 法令遵守等の業務管理体制整備	1) 業務管理体制の整備に関する事項を、関係行政機関に届け出ていますか。	☐ いる ☐ いない													
	【特定相談】 (届出年月日) _____ (届出先) _____ 【児相談】 (届出年月日) _____ (届出先) _____														
	※ 届出先 (障害者総合支援法第51条の31第2項、児童福祉法第24条の38第2項)														
	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">指定相談支援事業者(指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者)</th> </tr> <tr> <td>① 当該指定に係る事業所が二以上の都道府県の区域に所在する指定相談支援事業者</td> <td>厚生労働大臣</td> </tr> <tr> <td>② 当該指定に係る事業所が一の指定都市の区域に所在する指定相談支援事業者 (④に掲げるものを除く。)</td> <td>指定都市の長</td> </tr> <tr> <td>③ 当該指定に係る事業所が一の中核市の区域に所在する指定相談支援事業者 (④に掲げるものを除く。)</td> <td>中核市の長</td> </tr> <tr> <td>④ 特定相談支援事業のみを行う指定特定相談支援事業者であって、当該指定に係る事業所が一の市町村の区域に所在するもの</td> <td>市町村長</td> </tr> <tr> <td>⑤ ①から④以外の指定相談支援事業者</td> <td>都道府県知事</td> </tr> </table> (補足) 一般相談支援事業と特定相談支援事業を「志木市内のみ」又は「志木市と県内の他市町村」で行う事業者については、届出先は県知事となる。			指定相談支援事業者(指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者)		① 当該指定に係る事業所が二以上の都道府県の区域に所在する指定相談支援事業者	厚生労働大臣	② 当該指定に係る事業所が一の指定都市の区域に所在する指定相談支援事業者 (④に掲げるものを除く。)	指定都市の長	③ 当該指定に係る事業所が一の中核市の区域に所在する指定相談支援事業者 (④に掲げるものを除く。)	中核市の長	④ 特定相談支援事業のみを行う指定特定相談支援事業者であって、当該指定に係る事業所が一の市町村の区域に所在するもの	市町村長	⑤ ①から④以外の指定相談支援事業者	都道府県知事
指定相談支援事業者(指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者)															
① 当該指定に係る事業所が二以上の都道府県の区域に所在する指定相談支援事業者	厚生労働大臣														
② 当該指定に係る事業所が一の指定都市の区域に所在する指定相談支援事業者 (④に掲げるものを除く。)	指定都市の長														
③ 当該指定に係る事業所が一の中核市の区域に所在する指定相談支援事業者 (④に掲げるものを除く。)	中核市の長														
④ 特定相談支援事業のみを行う指定特定相談支援事業者であって、当該指定に係る事業所が一の市町村の区域に所在するもの	市町村長														
⑤ ①から④以外の指定相談支援事業者	都道府県知事														
	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">指定障害児相談支援事業者</th> </tr> <tr> <td>① 当該指定に係る障害児相談支援事業所が二以上の都道府県の区域に所在する指定障害児相談支援事業者</td> <td>厚生労働大臣</td> </tr> <tr> <td>② 指定障害児相談支援事業者であって、当該指定に係る障害児相談支援事業所が一の市町村の区域に所在するもの</td> <td>市町村長</td> </tr> <tr> <td>⑤ ①及び②以外の指定障害児相談支援事業者</td> <td>都道府県知事</td> </tr> </table>			指定障害児相談支援事業者		① 当該指定に係る障害児相談支援事業所が二以上の都道府県の区域に所在する指定障害児相談支援事業者	厚生労働大臣	② 指定障害児相談支援事業者であって、当該指定に係る障害児相談支援事業所が一の市町村の区域に所在するもの	市町村長	⑤ ①及び②以外の指定障害児相談支援事業者	都道府県知事				
指定障害児相談支援事業者															
① 当該指定に係る障害児相談支援事業所が二以上の都道府県の区域に所在する指定障害児相談支援事業者	厚生労働大臣														
② 指定障害児相談支援事業者であって、当該指定に係る障害児相談支援事業所が一の市町村の区域に所在するもの	市町村長														
⑤ ①及び②以外の指定障害児相談支援事業者	都道府県知事														

(続)
3 法令遵守
等の業務管
理体制整備

【参考】

○業務管理体制整備の趣旨

事業者（運営法人）による法令遵守の義務の履行を確保し、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者又は入所者の保護と障害福祉サービス等の事業運営の適正化を図るため、事業者（運営法人）に対し、業務管理体制の整備が義務付けられている。

○障害者総合支援法の規定

（第51条の22 第3項）

指定相談支援事業者は、障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

（第51条の31 第1項）

指定相談支援事業者は、第51条の22第3項に規定する義務の履行が確保されるよう、厚生労働省令で定める基準（注：以下の業務管理体制整備の内容）に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

○児童福祉法の規定

（第24条の30 第3項）

指定障害児相談支援事業者は、障害児の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害児及びその保護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

（第24条の38 第1項）

指定障害児相談支援事業者は、第24条の30第3項に規定する義務の履行が確保されるよう、厚生労働省令で定める基準（注：以下の業務管理体制整備の内容）に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

○業務管理体制整備の内容

事業所の数が20未満の事業者	法令遵守責任者の選任		
事業所の数が20以上 100未満の事業者		法令遵守規程の整備	
事業所の数が100以上の事業者			法令遵守に係る定期的な業務執行状況監査の実施

※ 事業所の数は、その指定を受けたサービス種別ごとに1事業所と数える。

※ 法令遵守責任者については、何らかの資格等を求めるものではないが、少なくとも障害者総合支援法及び児童福祉法並びに法に基づく命令の内容に精通した法務担当の責任者を選任することを想定している。

法務部門を設置していない事業者の場合には、事業所内部の法令遵守を確保することができる者を選任すること。

○業務管理体制の確認検査

上記の業務管理体制整備に関する届出を受けた厚生労働大臣、都道府県知事、指定都市の長、中核市の長及び市町村長は、障害者総合支援法第51条の32第1項又は児童福祉法第24条の39第1項の規定に基づき、業務管理体制の整備・運用状況を確認するため、定期的に一般検査を実施している。

また、指定事業所等の指定取消相当の事案が発覚した場合には、特別検査として、当該事業所の本部等に立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証するとともに、当該事案への組織的関与の有無を検証する。

2) 上記 1) の届出で、指定相談支援事業者の④ 又は 指定障害児相談支援事業者の② に該当し、**届出先が志木市の事業者**については、以下の a) ～ r) を点検してください。



※ 以下の点検項目の対象は、法令遵守責任者の選任のみが求められている、事業所の数が20未満の「小規模事業者」を想定している。

また、以下の点検項目は、平成28年度老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業「介護サービス事業者の業務管理体制の整備の在り方及び監督者による確認検査項目に関する調査研究事業報告書」（株式会社浜銀総合研究所・平成29年3月）で示された「業務管理体制に関するチェックリスト（小規模事業者）」を参考にした。

【運営法人の代表者の役割】

a) 法令遵守責任者を選任していますか。

●選任している法令遵守責任者

（職名）

（氏名）

☐いる

☐いない

(続) 3 法令遵守等の業務管理体制整備	※ 法令遵守責任者については、何らかの資格等を求めるものではないが、少なくとも子ども・子育て支援法等の法令の内容に精通し、施設・事業所内部の法令遵守を確保することができる者を選任すること。		
	b) 業務管理体制の整備に係る届出又は届出事項の変更を行った後に、法令遵守責任者を変更していませんか。	☐ いる ☐ いない	
	【運営法人の経営者（取締役、理事等）の役割】		
	c) 運営法人の経営者（取締役、理事等）は、把握すべき法令や通知等の内容・目的を十分に理解していますか。 法令や通知等の改正についても、把握していますか。	☐ いる ☐ いない	
	d) 運営法人の経営者は、事業所の管理者をはじめ全ての職員に対して、法令等を遵守することの重要性について、会議や研修等を通じて伝えていますか。 ●具体的な方法：	☐ いる ☐ いない	
	【法令遵守責任者の役割等】		
	e) 法令遵守責任者は、事業所の管理者が、事業に関する法令や通知等の基本的な知識を持つための機会を設けていますか。 ●具体的な方法：	☐ いる ☐ いない	
	f) 法令遵守責任者は、法令等の改正や新たに出された通知等の内容を把握していますか。 ●具体的な方法：	☐ いる ☐ いない	
	g) 法令遵守責任者は、実施する事業ごとに、「法令等に沿った運営ができる仕組み（マニュアル、チェックリスト等）」を決めていますか。 ●具体的な仕組み：	☐ いる ☐ いない	
	h) 上記 g) の「法令等に沿った運営ができる仕組み（マニュアル、チェックリスト等）」について、法令等の改正や新たに出された通知等に対応して、随時、見直していますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 非該当	
	i) 上記 g) の「法令等に沿った運営ができる仕組み（マニュアル、チェックリスト等）」について、各事業所の管理者をはじめ全ての職員に周知していますか。 ●具体的な方法：	☐ いる ☐ いない ☐ 非該当	
	j) 各事業所では、上記 g) の「法令等に沿った運営ができる仕組み（マニュアル、チェックリスト等）」を活用していますか。 ●具体的な活用方法：	☐ いる ☐ いない ☐ 非該当	
	k) 各事業所において、次の①又は②に該当する場合、どのように対応していますか。 ① 上記 g) の「法令等に沿った運営ができる仕組み（マニュアル、チェックリスト等）」が活用されていない場合 ② 活用した結果、適切な運営が行われていない事実が確認できた場合 ●対応方法：		
l) 上記 k) で②の適切な運営が行われていない事実が確認できた場合、改善策や再発防止策を検討していますか。 ●検討方法：	☐ いる ☐ いない ☐ 非該当		
m) ①法令等の違反の可能性が確認された場合、 ②法令等の違反があった場合、	☐ いる ☐ いない		

(続) 3 法令遵守等の業務管理体制整備	③サービス利用者等から寄せられた相談・苦情の中で法令等の違反行為やその疑いに関する情報があった場合などに、その処理の役割分担や手順等を決めていますか。		
	n) 上記 m) の①、②又は③に該当する事案が発生した場合、決められた役割分担や手順等に沿って、適切に対応していますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 非該当	
	o) ①運営に重大な影響を与える事案が発生した場合、 ②サービス利用者の意思・尊厳が脅かされる事案などが発生した場合に、各事業所の管理者から経営者や法令遵守責任者に報告すべき事項や報告の手順等を決めていますか。	☐ いる ☐ いない	
	p) 上記 o) の①又は②に該当する事案が発生した場合、決められた手順等に沿って、適切に報告していますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 非該当	
	q) 事業所が複数ある場合、経営者や法令遵守責任者と各事業所の管理者とが、業務管理体制の整備について話し合う場（定期的な会議等）を設けていますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 非該当	
	r) 法令等の違反行為があった場合だけでなく、日常的な法令等遵守状況について、各事業所の管理者から経営者や法令遵守責任者に報告する手順等を決めていますか。	☐ いる ☐ いない	

○各相談支援事業の内容

「特定相談支援事業」とは、「基本相談支援」及び「計画相談支援」のいずれも行ふ事業をいう。		
基本相談支援		地域の障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び障害福祉サービス事業者等との連絡調整（サービス利用支援及び継続サービス利用支援に関するものを除く。）その他の便宜（※）を総合的に供与することをいう。 ※ 訪問等の方法による障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者（以下「介護者」という。）に係る状況の把握、必要な情報の提供及び助言並びに相談及び指導、障がい者等、障がい児の保護者又は介護者と市町村、障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障がい者等、障がい児の保護者又は介護者に必要な支援
	サービス利用支援	障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、障がい者等の心身の状況、その置かれている環境、当該障がい者等の障害福祉サービス等の利用に関する意向その他の事情を勘案し、「サービス等利用計画案」を作成し、支給決定後に、障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を供与するとともに、「サービス等利用計画」を作成することをいう。
計画相談支援	継続サービス利用支援	支給決定を受けた障がい者等が、支給決定の有効期間内において、継続して障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう、「サービス等利用計画」が適切であるかどうかにつき、厚生労働省令で定める期間ごとに、障害福祉サービス等の利用状況を検証し、その結果及び当該障がい者等の心身の状況、その置かれている環境、当該障がい者等の障害福祉サービス等の利用に関する意向その他の事情を勘案し、「サービス等利用計画」の見直しを行い、次のいずれかの便宜の供与を行うことをいう。 ① 「サービス等利用計画」を変更するとともに、障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の供与を行うこと。 ② 新たな支給決定等又は支給決定の変更の決定等が必要であると認められる場合において、当該障がい者等に対し、支給決定等に係る申請の勧奨を行うこと。

（障害者総合支援法第5条 第18項、第19項、第22項、第23項）

「障害児相談支援事業」とは、「障害児相談支援」を行う事業をいう。		
障害児相談支援	障害児支援利用援助	障害児通所支援の申請に係る通所給付決定前に、障がい児の心身の状況、その置かれている環境、当該障がい児又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、「障害児支援利用計画案」を作成し、支給決定後に、障害児通所支援事業者等との連絡調整その他の便宜を供与するとともに、「障害児支援利用計画」を作成することをいう。
	継続障害児支援利用援助	通所給付決定を受けた障がい児の保護者が、通所給付決定の有効期間内において、継続して障害児通所支援を適切に利用することができるよう、「障害児支援利用計画」が適切であるかどうかにつき、厚生労働省令で定める期間ごとに、障害児通所支援の利用状況を検証し、その結果及び当該障がい児の心身の状況、その置かれている環境、当該障がい児又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、「障害児支援利用計画」の見直しを行い、次のいずれかの便宜の供与を行うことをいう。 ① 障害児支援利用計画を変更するとともに、障害児通所支援事業者等との連絡調整その他の便宜の供与を行うこと。 ② 新たな通所給付決定又は通所給付決定の変更の決定が必要であると認められる場合において、当該障がい児の保護者に対し、給付決定等に係る申請の勧奨を行うこと。

（児童福祉法 第6条の2の2 第7項、第8項、第9項）

障がい児の居宅サービス	特定相談支援事業者がサービス利用支援・継続サービス利用支援を行う。
障がい児の入所サービス	児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児相談支援の対象とはならない。

「一般相談支援事業」とは、「基本相談支援」及び「地域相談支援」のいずれも行う事業をいう。		
基本相談支援		(特定相談支援事業の欄に記載した内容と同じ)
地域相談支援	地域移行支援	(対象) 次のいずれかに該当し、地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者 ① 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設、療養介護を行う病院に入所している障がい者 ② 精神科病院に入院している精神障がい者 ③ 生活保護法に規定する救護施設・更生施設に入所している障がい者 ④ 刑事施設（刑務所・少年刑務所・拘置所）、少年院、更生保護事業法に規定する更生保護施設に収容されている障がい者 ⑤ 保護観察所に併設された宿泊施設（自立更生促進センター・就業支援センター）、法務省の「緊急的住居確保・自立支援対策」に基づき民間法人・団体等の事業者が提供する宿泊施設（自立準備ホーム）に宿泊している障がい者 (内容) 住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）の体験的な利用支援、体験的な宿泊支援その他の必要な支援を行うことをいう。
	地域定着支援	(対象) 居宅において単身であるため又はその家族と同居している場合であっても当該家族等が障がい、疾病等のため、障がい者に対し、当該障がい者の家族等による緊急時の支援が見込めない状況において生活する障がい者 (内容) 当該障がい者との常時の連絡体制を確保し、当該障がい者に対し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合に、相談その他の便宜を供与することをいう。

(障害者総合支援法第5条 第18項、第20項、第21項)

※ 一般相談支援事業所の指定

事業所の所在地がさいたま市、川越市、越谷市、川口市、和光市の場合は、それぞれの市が指定し、それ以外の場合は、県が指定している。

○相談支援専門員の要件

- ・指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24厚生労働省告示第227号／改正告示：令和元年9月10日）
- ・指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第225号／改正告示：令和元年9月10日）
- ・改正の適用は、令和2年4月1日からであるが、経過措置が設けられている。

相談支援専門員として配置するに当たっては、一定の「実務経験【A】」に加えて、一定の「研修を修了【B】」していることが必要である。

【A：実務経験の要件】 次のイ～トのいずれかに該当すること

業 務 内 容		実務経験
イ	平成18年10月1日において、次の(1)又は(2)に掲げる者であった者が、平成18年9月30日までの間に、 <u>相談支援の業務</u> （身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務）その他これに準ずる業務に従事した期間	通算して3年以上
(1)	障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者	
(2)	精神障害者地域生活支援センターの従業者	
ロ	次の(1)～(4)までに掲げる者が、 <u>相談支援の業務</u> その他これに準ずる業務に従事した期間	
(1)	障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者	
(2)	児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉事務所その他これらに準ずる施設の従業者又はこれらに準ずる者	
(3)	障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設及び介護医療院その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者	
(4)	病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者で、次の①～④のいずれかに該当する者 ① 社会福祉主事任用資格者 ② 相談支援の業務に関する基礎的な研修（介護職員初任者研修に相当するもの）を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したと認められる者 ③ トに掲げる資格を有する者 ④ (1)～(3)までに掲げる従事者及び従業者である期間が1年以上の者	
ハ	次の(1)～(3)までに掲げる者であって、 <u>社会福祉主事任用資格等（次の①～⑤のいずれか）</u> に該当する者が、 <u>介護等の業務</u> （身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務）に従事した期間 ① 社会福祉主事任用資格者 ② 相談支援の業務に関する基礎的な研修（介護職員初任者研修に相当するもの）を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したと認められる者 ③ 保育士 ④ 児童指導員任用資格者 ⑤ 精神障害者社会復帰指導員任用資格者	ホ、ヘと通算して5年以上
(1)	障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の病室であって療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者	
(2)	障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者	
(3)	病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者	
ニ	ハの(1)～(3)までに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者（ハの欄の①～⑤のいずれにも該当しない者）が、 <u>介護等の業務</u> に従事した期間	通算して10年以上
ホ	障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて <u>相談支援の業務</u> その他これに準ずる業務に従事した期間	ロ、ハと通算して5年以上
ヘ	特別支援学校その他これに準ずる機関において、障害のある児童及び生徒の <u>就学相談、教育相談及び進路相談の業務</u> に従事した期間	
ト	次の資格に基づき当該 <u>資格に係る業務</u> に従事した期間 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士 又は 精神保健福祉士	通算して5年以上
	上記の有資格者については、次の <u>実務経験</u> も必要となる ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの業務に従事した期間	通算して3年以上

※ 1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいうものとする。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。

(平成18年6月23日厚生労働省事務連絡「サービス管理責任者について」を準用)

※ 通算で5年以上900日以上を満たしていればよく、180日従事していない年があっても要件を満たす。

(Q&A (平成29年3月31日) 問13)

※ (国家資格等による業務に従事した期間と相談支援業務及び直接支援業務に従事した期間が重複している場合)
国家資格による業務であっても、相談支援業務及び直接支援業務としてカウントして差し支えない。例えば、国家資格等による業務が相談支援業務となる場合は、8年以上の実務経験ではなく、5年以上の実務経験となる。

(Q&A (平成29年3月31日) 問15)

※問 保健所において「保健師」として30年勤務し、その間、通算10年以上精神保健相談業務に従事していた場合、その間の年数を実務経験と見なしてよいのか。

答 お見込みのとおり。なお、保健所については、診療所に準じたものと考えのほか、行政機関として児童相談所、更生相談所などに準じたものとも考えられる。(Q&A (平成29年3月31日) 問16)

※問 居宅介護支援事業所において相談支援の業務に従事していた期間は対象となるか。

答 居宅介護支援事業所も対象に含まれる。また、地域包括支援センターも対象と考えられ、当該センターにおいて相談支援の業務に従事した期間が対象となる。(Q&A (平成29年3月31日) 問17)

【B：研修修了の要件】 次のイ～ホのいずれかに該当する者であって、
5年度ごとの「相談支援従事者現任研修」又は「主任相談支援専門員研修」を修了している者

イ	「相談支援従事者初任者研修」(以下の表1に定める内容以上の研修)を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者
ロ	令和2年4月1日前に、「令和元年改正前の告示に定める相談支援従事者初任者研修(以下の表2に定める内容以上の研修)」を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者
ハ	平成24年4月1日前に、「平成24年廃止前の告示に定める相談支援従事者初任者研修」(以下の表3に定める内容以上の研修)を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者
ニ	平成18年10月1日前に、厚生労働大臣又は都道府県知事が行った相談支援の業務に関する研修(以下の表3に定める内容以上の研修)を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者
ホ	平成18年10月1日前に、厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市の市長が行った相談支援の業務に関する研修(以下の表3に定める科目(障害者自立支援法の概要及び相談支援事業従事者の役割に関する講義の科目を除く。))に関する同表に定める内容以上の研修)を修了し、かつ平成24年4月1日前に当該科目の講義のみを行う研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者

5年度ごとの現任研修等	イ～ホまでに規定する研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の5年度ごとの各年度の末日までに、「相談支援従事者現任研修」(以下の表4に定める内容以上の研修)又は「主任相談支援専門員研修」(p50の表に定める内容以上の研修)を修了し、これらの研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者(以下「<u>現任研修等修了者</u>」という。) ただし、イ～ホまでに規定する研修を修了した日から5年を経過する日の属する年度の末日までの間は、イ～ホまでに掲げる要件に該当する者であって、現任研修等修了者でないものを現任研修等修了者とみなす。 【相談支援従事者現任研修の受講対象者(①、②又は③に該当する者)】 ① 研修の受講を開始する日前5年間に、相談支援(基本相談支援、地域相談支援及び計画相談支援)又は障害児相談支援の業務(以下「相談支援等の業務」という。)に通算して2年以上従事していた者 ② 相談支援従事者現任研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者であって、現に相談支援等の業務に従事している者 ③ (経過措置) 令和2年4月1日前5年間に、相談支援従事者現任研修、「主任相談支援専門員研修」又は「相談支援従事者初任者研修」を修了し、これらの研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者で、同日からこれらの研修を修了した日から5年を経過する日の属する年度の末日までの間に、初めて「相談支援従事者現任研修」を受講する者 (経過措置) 令和2年4月1日前に「主任相談支援専門員研修」を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者については、当該研修を修了した日から5年を経過する日の属する年度の末日までの間は現任研修等修了者とみなす。
-------------	--

表 1	区分	科 目	時間数
	講義	障害児者の地域支援と相談支援従事者（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者）の役割に関する講義	5
		相談支援におけるケアマネジメントの手法に関する講義	3
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	3
	講義及び演習	ケアマネジメントプロセスに関する講義及び演習	3 1. 5
	実習	相談支援の基礎技術に関する実習	
	合計		4 2. 5

「指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」 別表第 2

「指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」 別表第 2

表 2	区分	科 目	時間数
	講義	障害者総合支援法及び児童福祉法の概要並びに相談支援事業従事者の役割に関する講義	6. 5
		ケアマネジメントの手法に関する講義	8
		地域支援に関する講義	6
	演習	ケアマネジメントプロセスに関する演習	1 1
	合計		3 1. 5

令和元年改正前の「指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」 別表第 2

令和元年改正前の「指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」 別表第 2

表 3	区分	科 目	時間数
	講義	障害者自立支援法の概要及び相談支援事業従事者の役割に関する講義	6. 5
		ケアマネジメントの手法に関する講義	8
		障害者の地域支援に関する講義	6
	演習	ケアマネジメントプロセスに関する演習	1 1
	合計		3 1. 5

平成 2 4 年廃止前の「指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成 18 年厚生労働省告示第 549 号） 別表第 2

表 4	区分	科 目	時間数
	講義	障害福祉の動向に関する講義	1. 5
		相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義	3
		人材育成の手法に関する講義	1. 5
	講義及び演習	相談支援に関する講義及び演習	1 8
	合計		2 4

「指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」 別表第 1

「指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」 別表第 1

(参考) 平成 2 7 年度に初任者研修を修了した場合の「現任研修等【注】を修了する年度」の考え方

- 【注】 ・「相談支援従事者現任研修」又は「主任相談支援専門員研修」
・「相談支援従事者現任研修」の受講要件に、一定の実務経験が必要となった。
・いずれも、令和 2 年 4 月からの適用で、一定の経過措置がある。

初任者研修を修了した翌年度から「5 年度ごと」に現任研修等を修了する必要がある										
【起点】	第 1 期間					第 2 期間				
初任者研修修了	①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤
平成 2 7 年度	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
この 5 年間に 1 回以上、現任研修等を修了する						この 5 年間に 1 回以上、現任研修等を修了する				

注) それぞれの期間（5 年度ごと）に 1 回、現任研修等を修了しないと、相談支援専門員の資格は失効する。

(補足) 相談支援専門員研修制度の見直し

相談支援専門員研修制度の見直しに関しては、厚生労働省に設置された「相談支援の質の向上に向けた検討会」においてとりまとめが行われ、同検討会でのとりまとめの内容は、令和元年 6 月に社会保障審議会障害者部会に報告された。

令和元年 9 月に、「相談支援専門員の要件を定める厚生労働省告示」及び「相談支援従事者研修事業実施要綱」（「相談支援従事者研修事業の実施について」（平成 18 年 4 月 21 日・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）が改正された。適用は、いずれも令和 2 年 4 月 1 日からであるが、経過措置が設けられている。

各都道府県では、令和 2 年度から、新たな告示及び研修要綱に基づいて、相談支援従事者研修を実施することになっている。

○主任相談支援専門員の要件（「同配置加算」関連）

・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める者（平成30年厚生労働省告示第115号） ・児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める者（平成30年厚生労働省告示第116号）
※ともに令和3年厚生労働省告示第87号により改称

相談支援従事者現任研修を修了した後、相談支援（基本相談支援、地域相談支援及び計画相談支援）又は障害児相談支援の業務に3年以上従事した者であって、下の表に定める内容以上の研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの。

区分	科 目	時間数
講義	障害福祉の動向及び主任相談支援専門員の役割と視点に関する講義	3
	運営管理に関する講義	3
講義及び演習	相談支援従事者の人材育成に関する講義及び演習	13
	地域援助技術に関する講義及び演習	11

○強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の研修内容（「行動障害支援体制加算」関連）

「行動障害支援体制加算」の要件である「強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の課程を修了した者の配置」で、当該研修について規定している「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第538号／改正告示：令和元年12月27日）」別表第8に定める研修内容

第1条 第7号

行動援護従業者養成研修(知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等の特性の理解や評価、支援計画シート等の作成及び居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護等に関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であって、別表第8に定める内容以上のものをいう。以下同じ。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

別表第8（第7号関係）

区分	科 目	時 間 数	
		令和2年4月以降	改正前 【注】
講義	強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義	1. 5	2. 5
	強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義	5	3. 5
	強度行動障害がある者へのチーム支援に関する講義	3	2
	強度行動障害と生活の組立てに関する講義	0. 5	2
演習	基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習	1	1
	行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習	3	2. 5
	行動障害の背景にある特性の理解に関する演習	1. 5	2. 5
	障害特性の理解とアセスメントに関する演習	3	2. 5
	環境調整による強度行動障害の支援に関する演習	3	3. 5
	記録に基づく支援の評価に関する演習	1. 5	1
	危機対応と虐待防止に関する演習	1	1
合計		24	24

【注】（経過措置）

- ① 改正前の別表第8に定める内容は、令和3年3月31日までの間は、なおその効力を有する。
- ② 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、①によりなおその効力を有することとされた改正前の別表第8に定める内容以上の内容を有する研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者は、改正後の別表第8に定める内容研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者とみなす。

○相談支援に関するQ&A（令和3年4月8日）（抜粋）

※ 相談支援専門員の実務経験要件のQ&AはP48 に、報酬関係のQ&Aは、「第4 計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費」に記載しています。

【基本相談支援】

問 22 計画相談支援の対象者で、モニタリング月ではない時も随時相談があったり、電話が頻回で対応をしなければならない場合も基本相談支援で対応をしなければならないのか。

こういう場合は、委託相談支援事業所が担当することとしてよい。または、地域定着支援事業で対応することはできない。

(答) 計画相談支援以外の相談支援が日常的に必要な場合は、委託相談支援事業所と連携したり必要に応じてモニタリングの回数を増やすなどの対応も検討されたい。

地域定着支援の対象となる者（単身等であって地域生活が不安定な者）である場合には、支給決定の上で地域定着支援で対応することも想定される。

なお、計画決定月及びモニタリング対象月以外の業務について、一定の要件を満たす場合**集中支援加算**の対象となる場合がある。

【対象者】

問 23 地域移行支援及び地域定着支援の給付決定に当たり、サービス等利用計画の作成は必要か。

(答) 地域移行支援・地域定着支援を利用する者についても障害福祉サービスと同様に、サービス等利用計画の作成が必要である。

問 24 地域活動支援センター等の地域生活支援事業のみのサービス利用者は、計画相談支援の対象外か。

(答) お見込みのとおり。

問 25 重度包括支援の利用者も計画相談の対象という扱いでよろしいか。

(答) 重度包括支援を利用する場合も、サービス等利用計画案は必要である。重度包括支援を利用する場合はニーズ等が複雑な場合が多いと思われ、相談支援事業者によってニーズ整理を行い他の障害福祉サービス等の利用も検討した上で、重度包括支援の利用となることが想定される。

なお、重度包括支援の場合、通常の調整はサービス提供責任者が行うので、支給決定の最終月のモニタリング（継続の可否の判断）のみ行うことを想定して、1年に1回のモニタリングとしているところである。

問 26 介護保険制度のケアプラン作成対象者の場合であって、障害福祉サービス固有の重度訪問介護による外出支援等、障がい福祉の観点からその必要性や支給量について判断する必要がある場合については、サービス等利用計画の作成対象者として良いか。

(答) 市町村が支給決定に当たってサービス等利用計画案の作成が必要と認める場合、作成対象者として差し支えない。「市町村が必要と認める場合」とは、基本的には、介護保険のケアマネジャーが障害福祉サービスも含めたプランを作成すべきであるが、ケアマネジャーだけでプランを作成するのが困難な場合等を想定している。

【支給決定プロセス】

問 27 サービス等利用計画案等の提出依頼については、文書によることが必須か。

(答) 指定特定・障害児相談支援事業者が計画案の作成に当たって、市町村の依頼を受けた者であることを確認できるよう、文書による提出依頼を行うことを必須としている。

問 28 サービス等利用計画案等の提出依頼は、申請後直ちに行うこととしているが、市町村への計画案の提出は障害支援区分の認定後ということでしょうか。

(答) サービス等利用計画案等の提出依頼は、申請から支給決定までの期間の短縮化を図るため、申請後直ちに行うこととしているが、介護給付費に係るサービス利用に当たっては障害支援区分の認定を踏まえてサービス等利用計画案等を作成する必要があるため、当該計画案の提出は障害支援区分認定後となる。

【アセスメント】

問 5 児童福祉法に基づく障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準において、障害児支援利用計画を作成する際の留意点として「相談支援専門員は、アセスメントの実施に当たっては、必ず障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族に面接して行わなければならない。」と規定されているが、次の場合についてはどうか。

① 自宅訪問よりも効果的なアセスメントができる場合や自宅訪問が難しい場合は、事前に行われる面接は、相談支援事業所や日中通っている保育園等で行ってもかまわないか。

② 作成時は、上記①の理由で自宅訪問しないことがあっても、モニタリング等を通じていつかは自宅訪問することでしょうか。

(答) 障害児支援利用計画は、障害児の日常生活全般を支援する観点に立って作成されることが重要であることから、生活状況を十分把握する必要があり、その把握については、障害児及びその家族からの聞き取りだけでなく、自宅訪問により生活環境を見ることが重要である。

よって、①～②とも障害児支援利用計画の作成に先立ち自宅訪問が必要である。

(補足)

平成26年度に、「サービス利用支援におけるアセスメントの実施場所に係る緊急的な措置」が認められていたが、これは、例外的に平成26年度末までに限定して認められていたものであり、現時点では認められていない。

「今回、さらなるサービス等利用計画の効率的な作成の促進の観点とともに、市区町村は既サービス利用者については家庭等の置かれている環境を踏まえて支給決定されていることから、現に日中活動系サービスを利用している障害児については、平成27年3月31日までに限った緊急的な対応として、アセスメントの実施場所を日中活動系の事業所でも可能とする。」

※ なお、この時点でも、継続サービス利用支援、障害児相談支援については、当該措置の対象外とされていた。
(「計画相談支援・障害児相談支援の推進等について」平成26年9月26日事務連絡／厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室)

【モニタリング】

問29 モニタリング期間の設定についての考え方如何。

(答) モニタリング期間については、障がい者等の心身の状況、環境、生活課題、援助方針、サービスの種類・内容・量などを勘案して定める必要がある。

具体的には、指定特定相談支援事業者が、サービス等利用計画案において、個々のサービスの効果・必要性を判断すべき時期を設定した上でモニタリング期間の提案をしたものを踏まえ、市町村が設定する。

一般的には、状態が不安定で障害福祉サービス事業者等との連絡調整等を頻回に行わなければならない場合等はモニタリング期間が短くなることが想定され、逆に、状態が安定している場合等はモニタリング期間が長くなることが想定される。

例えば、本人の特性、生活環境、家庭環境等により、以下のような利用者の場合、頻回なモニタリングを行うことで、より効果的に支援の質を高めることにつながると考えられるため、標準よりも短い期間で設定することが望ましい。(以降の具体例については省略)

問30 計画相談支援給付費等の支給期間やモニタリングの実施月等の具体例を示してほしい。

(答) 例1) サービスの支給決定(更新)の有効期間がH28.5.1～H29.4.30で、モニタリング期間を3月ごととする場合。

- 1 計画相談支援給付費等の支給期間 H28.5～H29.4
- 2 受給者証のモニタリング期間の記載 3月ごと(H28.7～H29.4)
- 3 継続サービス利用支援の実施月 H28.7→H28.10→H29.1→H29.4

例2) サービスの支給決定(新規)の有効期間がH28.5.1～H29.4.30で、モニタリング期間を毎月(利用開始から3か月間以内)とする場合。

- 1 計画相談支援給付費等の支給期間 H28.4(計画作成月)～H29.4
- 2 受給者証のモニタリング期間の記載 毎月ごと(H28.5～H28.7)
- 3 継続サービス利用支援の実施月 H28.5→H28.6→H28.7

※ H28.7に、市町村がモニタリング期間の変更について通知。この場合にモニタリング期間を6月ごとに変更する場合は以下のとおり。

- 1 計画相談支援給付費等の支給期間 上記から変更なし
- 2 受給者証のモニタリング期間の記載 6月ごと(H28.10～H29.4)
- 3 継続サービス利用支援の実施月 H28.10→H29.4

問31 支給期間の終期月とモニタリングの最終月が一致しない場合の取扱いはどうしたらよいか。

(答) 支給期間の終期月には必ずモニタリングを行う必要があるため、モニタリングの最終月を支給決定期間の終期月に設定し、そこから遡ってモニタリング月を設定されたい。

問32 新規申請や変更申請の場合で、月の途中で支給決定をした場合のモニタリング期間の設定を3か月毎月モニタリングと設定した場合、モニタリング期間の開始時期は支給決定した月から3か月か、支給決定した翌月から3か月か。

(答) どちらでも良い。サービス等利用計画のモニタリング時期を参考に、市町村が決定することとなる。

問33 訓練等給付は、暫定支給決定を2か月間を上限として行うが、暫定支給決定から支給決定を行う際には、改めて指定特定相談事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求める必要はないこととなっている。

訓練等給付の暫定支給決定をした人のモニタリング期間の開始時期は、暫定支給決定の期間の開始月からということによいか。

(答) お見込みのとおり。

問 34 サービス等利用計画等について、短期入所等、単一サービスのみの利用であっても、サービス等利用計画等を作成し、モニタリングを実施する必要があるのか。

(答) 単一サービスの利用であっても、その他のサービスの利用の必要性も含め適切なサービスの検討が必要となることから、計画作成や一定期間ごとのモニタリングを実施する必要がある。

なお、モニタリング期間については、市町村において、標準期間を踏まえ、サービスの種類や量、その他の状況等を勘案して個別に判断されたい。

問 35 障害福祉サービス等の支給決定は受けたものの、実際の障害福祉サービス等の利用がなかった場合でも、モニタリング月に継続サービス利用支援を行うのか。

(答) 障害福祉サービス等の利用がない場合でも、モニタリング月には継続サービス利用支援を行い、状況を把握した上でサービス内容の変更等が必要かを判断することとなる。

問 36 「相談支援専門員がサービス提供事業所の職員と兼務する場合のモニタリング等の取扱い」については、相談支援専門員が担当する障がい者等に直接サービス提供を行うか否かに関わらず、当該相談支援専門員が、担当する障がい者等が利用するサービス提供事業所の職員と兼務する場合は、当該相談支援専門員がモニタリング等を行うことは望ましくないとの考えか。

(答) お見込みのとおり。

問 37 「相談支援専門員がサービス提供事業所の職員と兼務する場合のモニタリング等の取扱い」については、障がい者等が当該相談支援専門員を希望する場合は、「市町村がやむを得ないと認める場合」として、引き続き当該相談支援専門員によるモニタリング等を認めてよいのか。

(答) 障がい者等が希望する場合であっても、サービス提供事業所との中立性の確保やサービス提供事業所の職員と異なる視点での検討が欠如しかねず望ましくないため、当該障がい者等に制度の趣旨を説明し理解を求めること。

問 38 相談支援専門員がサービス提供事業所の職員と兼務する場合は、兼務する事業所の利用者のモニタリングを実施することができないこととされているが、同一法人の他の事業所を利用する利用者のモニタリングは実施できるということでしょうか。

(答) お見込みのとおり。

問 39 計画作成後に遠方の施設に入所した場合、モニタリングは現に契約している指定特定相談支援事業所から施設の近くの事業所に委託可能か。

(答) 業務のすべてを他の事業所へ委託することは認められない。遠方の施設であって事業所が出向くことができない場合は、施設の近くの相談支援事業所に引き継ぐことが想定される。

【セルフプラン】

問 41 指定特定・障害児相談支援事業者以外の者が計画を作成する場合の作成主体は、誰を想定しているのか。

(答) 「特定・障害児相談支援事業者以外の者」については、基本的には制限はなく、本人や家族、支援者等が作成したものを想定している。

なお、サービス等利用計画案等は、市町村が支給決定に当たって勘案するものであるため、市町村の支給決定を行う担当職員が作成することは想定していない。

問 42 利用者本人が作成するサービス等利用計画（セルフプラン）の場合も、指定特定相談支援事業者が提出するものと同じ様式で提出しなければならないのか。また、当事者の意向や目標達成時期等、すべての項目を記入しなければならないのか。支給決定を行う市町村の裁量で、項目を減らす等はできないのか。

(答) サービス等利用計画の様式は、国で示している様式例を参考に市町村で定めることになっており、セルフプランについても市町村の判断でセルフプラン用の様式を定めることも可能であるが、当事者の意向や生活全般の解決すべき課題、目標達成時期、サービスの種類・内容・量等省令で示している項目については省略することはできない。

問 43 例えば身体障がいの場合は利用者本人が作成するサービス等利用計画（セルフプラン）の提出を求めるなど、市町村でサービス等利用計画案と利用者本人が作成するサービス等利用計画（セルフプラン）との場合を分けて申請者に指示してよいのか。

(答) 利用者本人が作成するサービス等利用計画（セルフプラン）は、申請者の希望により特定相談支援事業者が作成するプランに代えて提出することができるものであり、利用者が希望していないにも関わらず市町村が提出を求めることは適当ではない。

【参考】

【内閣府のホームページ】

◆障害者施策

(障害者基本法、 障害者差別解消、 障害者権利条約、 障害者白書)

<https://www8.cao.go.jp/shougai/index.html>

【厚生労働省のホームページ】

◆障害者福祉

(障害福祉サービス等報酬改定、 障害者虐待防止法、
障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する届出、
障害者総合支援法の対象疾病（難病等）、 障害児支援施策、 医療的ケア児等とその家族に対する支援施策、
地域生活支援拠点、 障害者手帳、 発達障害者支援施策、 障害支援区分、 高次脳機能障害、
障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/index.html

◆障害福祉サービス等

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/service/index_00001.html

◆障害福祉サービス等事業所における新型コロナウイルス感染症への対応等

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html

【埼玉県のホームページ】

◆埼玉県が実施する研修に関する情報

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/kenko/shogaisha/shisetsu/kenshu/index.html>

◆業務管理体制の整備に関する届出

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/siteitetuduki/gyoumukanritaisei.html>

◆障害者虐待の防止

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0604/fukusiguide/guide2_15.html

【市のホームページ】

◆計画相談（サービス等利用計画・障害児支援利用計画）

<https://www.city.shiki.lg.jp/site/fukushi-syougai/1330.html>

◆集団指導での主な配布資料

<https://www.city.shiki.lg.jp/soshiki/21/3063.html>

◆福祉監査室の業務内容

<https://www.city.shiki.lg.jp/soshiki/21/3064.html>